証券取引等監視委員会の活動状況

平成 26 年 6 月

証券取引等監視委員会

《ご意見、情報等の連絡先》

郵　　送：〒100-8922　東京都千代田区霞が関３－２－１

証券取引等監視委員会事務局　総務課

代表電話：03-3506-6000

○本書に対するご意見　情報公開・個人情報保護係　内線 3021

直　通：03-3581-6648

ＦＡＸ：03-5251-2151

○情報提供窓口　　情報処理係　内線 3091、3093

直　通：03-3581-9909

ＦＡＸ：03-5251-2136

インターネット：https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

○証券取引等監視委員会ウェブサイト

http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm

○メールマガジン配信サービス

http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/index.html

証券取引等監視委員会の活動状況

平成 26 年 6 月

証券取引等監視委員会

金融庁設置法（平成10年法律第130号）第22条の規定に基づき、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間における証券取引等監視委員会の事務の処理状況を公表する。

平成26年6月

証券取引等監視委員会

委員長　佐渡賢一

目　　次

【本　文】

はじめに（公正な市場の確立に向けて） ･････････････････････････････ 1
第１章　組織 ･･･ 7
第１　証券監視委 ･･･ 7
1　委員会 ･･･ 7
2　事務局 ･･･ 7
第２　地方の事務処理組織 ･････････････････････････････････ 7

第２章　証券監視委の活動方針 ･････････････････････････････････ 9
○　第８期活動方針の策定 ･････････････････････････････････ 9
1　基本的な考え方 ･････････････････････････････････ 9
2　活動方針の内容 ･････････････････････････････････ 10

第３章　市場分析審査 ･･･ 14
第１　概説 ･･･ 14
1　市場分析審査の目的 ･････････････････････････････････ 14
2　平成 25 年度における活動状況 ･････････････････････････ 14
第２　一般投資家等からの情報の受付 ･････････････････････････ 14
1　概要 ･･･ 14
2　情報の受付状況 ･････････････････････････････････････ 15
3　寄せられた情報の活用 ･･････････････････････････････････ 16
4　証券監視委の職員を装った悪質な電話について ･･････････････ 16
第３　市場動向分析 ･･･ 17
1　概要 ･･･ 17
2　発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視 ･･････････････ 17
3　新たな金融商品等の実態把握を含めた包括的
かつ機動的な市場監視に向けた実態把握 ･･････････････････ 19
第４　取引審査 ･･･ 20
1　概要 ･･･ 20
2　法令上の根拠 ･･･ 20
3　取引審査の実績 ･･････････････････････････････････････ 20
4　自主規制機関との緊密な連携 ･･････････････････････････････ 22
第５　今後の課題 ･･ 23

第４章　証券検査 ･･･ 25
第１　概説 ･･･ 25
1　証券検査の目的 ･･･ 25
2　証券検査の権限 ･･･ 25

3　平成 25 年度における活動状況 ･････････････････････ 27
第２　証券検査基本方針及び証券検査基本計画 ･････････････ 28
第３　金融商品取引業者等検査マニュアルの改正 ･････････････ 38
1　経緯 ･･･ 38
2　改正（案）のポイント ･････････････････････････････ 38
第４　検査実績 ･････････････････････････････････････ 38
第５　検査結果の概要 ･･････････････････････････････････ 41
1　第一種金融商品取引業者等に対する検査 ･････････････ 41
2　第二種金融商品取引業者に対する検査 ･･････････････ 41
3　投資助言・代理業者に対する検査 ･･････････････････ 41
4　投資運用業者等に対する検査 ･･････････････････････ 42
5　適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査 ･･････ 43
6　金融商品仲介業者に対する検査 ･･････････････････････ 43
第６　証券検査の結果に基づく勧告等 ･･････････････････････ 43
1　第一種金融商品取引業者に対する検査結果に
基づく勧告 ･･････････････････････････････････････ 43
2　第二種金融商品取引業者に対する検査結果に
基づく勧告 ･･････････････････････････････････････ 44
3　投資助言・代理業者に対する検査結果に基づく勧告 ･･ 47
4　投資運用業者に対する検査結果に基づく勧告 ･････････ 48
5　適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査結果
等の公表 ･･ 49
第７　証券検査の結果認められたその他の主な問題点 ･････････ 52
1　第一種金融商品取引業者等における問題点 ･･････････ 52
2　第二種金融商品取引業者における問題点 ･･････････････ 55
3　投資助言・代理業者における問題点 ･･････････････････ 56
4　投資運用業者における問題点 ･･････････････････････ 57
第８　無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等 ･ 59
第９　今後の課題 ･･････････････････････････････････････ 61

第５章　取引調査 ･･ 71
第１　概説 ･･ 71
1　取引調査の目的 ･･････････････････････････････････ 71
2　取引調査の権限 ･･････････････････････････････････ 71
3　課徴金の対象となる行為及び課徴金額･･････････････ 71
4　平成 25 年度における活動状況 ･･････････････････････ 72
第２　取引調査結果に基づく課徴金納付命令勧告 ･･････････ 73
1　勧告の状況 ･･････････････････････････････････････ 73
2　勧告事案の概要 ･･････････････････････････････････ 74
3　平成 24 年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等 ･･･ 89
第３　今後の課題 ･･････････････････････････････････････ 89

第６章　国際取引等調査 ･･･ 91
第１　概説 ･･･ 91
1　国際取引等調査の目的・権限等 ･････････････････････････ 91
2　平成 25 年度における活動状況 ･････････････････････････ 91
第２　国際取引等調査結果に基づく課徴金納付命令勧告 ･････････ 92
1　勧告の状況 ･･･ 92
2　勧告事案の概要 ･････････････････････････････････････ 92
3　平成 24 年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等 ･･･ 97
第３　今後の課題 ･･･ 98

第７章　開示検査 ･･･ 99
第１　概説 ･･･ 99
1　開示検査の目的 ･････････････････････････････････････ 99
2　開示検査の権限 ･････････････････････････････････････ 99
3　課徴金の対象となる行為及び課徴金額 ･････････････････ 100
4　平成 25 年度における活動状況 ･････････････････････････ 103
第２　開示検査結果に基づく課徴金納付命令勧告等 ･････････････ 104
1　勧告の状況 ･･･ 104
2　勧告事案の概要 ･････････････････････････････････････ 104
3　平成 24 年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等 ･･ 136
第３　開示検査の結果行われた自発的訂正等 ･････････････････ 139
第４　今後の課題 ･･･ 139

第８章　犯則事件の調査・告発 ･････････････････････････････････ 141
第１　概説 ･･･ 141
1　犯則事件の調査の目的 ･･････････････････････････････ 141
2　犯則事件の調査権限及び範囲等 ･････････････････････････ 141
3　平成 25 年度における活動状況 ･････････････････････････ 141
第２　犯則事件の調査・告発実績 ･･･････････････････････････ 141
1　告発の状況 ･･･ 141
2　告発事案の概要 ･････････････････････････････････････ 142
第３　平成 24 年度以前の告発事案に係る判決の概要 ･････････ 144
第４　今後の課題 ･･･ 148

第９章　建議 ･･･ 151
第１　概説 ･･･ 151
第２　建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置 ･･････････ 151
1　建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置 ･･･ 151
2　その他の措置 ･･･････････････････････････････････････ 151
第３　今後の課題 ･･･ 151

第１０章　市場のグローバル化への対応に向けての取組み ･････････････ 153
第１　海外規制当局等との連携及びグローバルな市場監視 ････ 153
１　証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）における活動 ･･･ 153
２　情報交換枠組みの活用 ･････････････････････････ 154
３　意見交換 ･････････････････････････････････････ 155
第２　体制整備及び人材育成 ･････････････････････････････ 155
１　市場のグローバル化に対応した体制整備 ･････････ 155
２　海外当局への職員派遣及び短期研修への参加 ･･････ 155
第３　今後の課題 ･････････････････････････････････････ 156

第１１章　監視活動の機能強化への取組み等 ･････････････････････ 157
第１　市場監視体制の充実・強化 ･････････････････････････ 157
１　組織の充実 ･･･････････････････････････････････ 157
２　情報収集・分析能力の向上 ･････････････････････ 157
３　監視を支えるシステムインフラの強化 ･･････････････ 158
第２　市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み ･･ 158
１　概要 ･･･ 158
２　報道機関等を通じた情報発信 ･･･････････････････ 158
３　市場参加者との意見交換・講演会等の開催状況 ････ 158
４　ウェブサイトの充実 ･･･････････････････････････ 159
第３　関係当局等との連携 ･･･････････････････････････････ 159
１　金融庁の関係部局との連携 ･･････････････････････ 159
２　自主規制機関との緊密な連携 ･･･････････････････ 159
第４　今後の課題 ･････････････････････････････････････ 160

おわりに ･･･ 162

【附属資料】

1　証券監視委の組織・事務概要 ･････････････････････････････････ 167

1－1　組織及び事務概要 ･････････････････････････････････ 167
1－2　証券取引等の監視体制の概念図 ･････････････････････ 170
1－3　証券監視委の機能強化 ･････････････････････････････ 171
1－4　証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の
関係の概念図 ･････････････････････････････････････ 172
1－5　証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移 ･･････ 173
1－6　機構図 ･･･ 174
1－7　組織・事務に係る法令の概要 ･･････････････････････ 176
1－8　証券監視委と自主規制機関との関係の概念図 ･･････････ 190

2　証券監視委の活動実績等 ･････････････････････････････････････ 191

2－1　証券監視委の活動状況 ･････････････････････････････ 191
2－2　市場分析審査実施状況 ･････････････････････････････ 192
2－3　証券検査実施状況 ･････････････････････････････････ 195
2－4　勧告等実施状況 ･･･････････････････････････････････ 205
2－5　申立て実施状況 ･･･････････････････････････････････ 305
2－6　告発実施状況 ･････････････････････････････････････ 313
2－7　建議実施状況等 ･･･････････････････････････････････ 351
2－8　市場のグローバル化への対応状況 ･･････････････････ 359
2－9　平成 25 年度　主な講演会等の開催状況 ･･･････････････ 362
2－10　平成 25 年度　各種広報媒体への寄稿 ･･･････････････ 365

3－1　皆様からの情報提供が、市場を守ります！ ･･･････････････ 368

3－2　年金運用ホットラインでの情報受付について
～疑わしい年金運用等に関する情報の提供をお願いします～ ･･ 369

3－3　証券取引等監視委員会公益通報窓口・相談窓口 ･･･････････ 371

3－4　金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話に
ご注意ください！～ 未公開株に関するご注意 ～ ･･･････････ 373

3－5　証券検査に関する基本指針 ･････････････････････････････ 375

3－6　取引調査に関する基本指針 ･････････････････････････････ 401

3－7　開示検査に関する基本指針 ･････････････････････････････ 405

凡　　例

設置法	金融庁設置法（平成10年法律第130号）
金商法	金融商品取引法（昭和23年法律第25号。平成18年法律第65号により「証券取引法」を改題）
証取法	証券取引法（昭和23年法律第25号）
金先法	金融先物取引法（昭和63年法律第77号）
犯収法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）
投信法	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）
投資顧問業法	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和61年法律第74号）
ＳＰＣ法	資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)
社債等振替法	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）
金商法施行令	金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)
金商業等府令	金融商品取引業者等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）
保証金府令	金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和28年大蔵省令第75号）
行為規制府令	証券会社の行為規制等に関する府令（昭和40年大蔵省令第60号）

はじめに（公正な市場の確立に向けて）

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、市場の公正性・透明性の確保と、投資者保護を使命として、市場監視に取り組んでいます。

現在の第８期体制は、平成 25 年 12 月に発足し、平成 26 年１月に、当期の中期的な活動方針として、『公正な市場の確立に向けて』（以下「活動方針」という。第２章参照）を公表しました。この活動方針では、「機動性・戦略性の高い市場監視」、「市場のグローバル化に対応した監視力の強化」及び「市場規律の強化に向けた取組み」の３つの基本的な考え方に基づき、重点施策として、①情報力に支えられた機動的な市場監視、②重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応、③ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施、④不公正取引等に対する課徴金制度の活用、⑤検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施、⑥詐欺的な営業を行う悪質業者等への対応、⑦情報発信の充実、⑧自主規制機関等との連携の８つの項目を掲げ、実効性のある効率的な市場監視に取り組むこととしています。

１　今年度の取組み

本公表の対象期間である平成 25 年度（平成 25 年４月１日～平成 26 年３月 31 日。以下同じ。）においては、証券監視委は、与えられた権限・人的資源を戦略的に活用し、以下のとおり市場監視に取り組みました。

日常的な市場監視については、引き続き、一般投資家等からの情報の受付、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視、市場のグローバル化を踏まえた海外当局との連携、内部者取引・相場操縦・偽計等の取引審査、新たな金融商品等への対応等の取組みを進めました。こうした情報収集・取引審査等の結果、取引の公正を害する行為等の問題が把握された場合には、証券監視委内の担当部門において調査・検査を行い、行政処分を求める勧告や刑事告発等につなげました。

金融商品取引業者等の検査においては、第一種金融商品取引業者について、金融機関が資金の調達・運用をする際の基準金利となるなど極めて重要な金融指標である円 LIBOR に係る不適切な行為や、みなし公務員である厚生年金基金の役職員に対する特別の利益提供等が認められたほか、第二種金融商品取引業者について、顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金の支払いに流用する行為や、ファンド契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げている状況等が認められました。また、投資助言・代理業者については、無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っている状況や著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為が認められました。これらを含め、検査の結果、重大な法令違反行為が認められた金融商品取引業者等について、行政処分を求める勧告を行いました。

更に、ファンドの取得勧誘に際し、顧客に対して虚偽の告知等を行っていた者や、無登録でファンドの販売等を行っていた者等について、公益及び投資者保護の観点から、金商法第 192 条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行いました。このほか、適格機関投資家等特例業務届出者に対する調査・検査の結果、ファンドの取得勧誘等に際し、顧客に対して虚偽の告知を行っていた者や、無登録で金融商品取引業を行っていた者、顧客資産の費消・流用を行っていた者、当局に虚偽の報告を行っていた者等、法令違反行為等が認められた者について、その業者名等を公表しました。

不公正取引については、上場会社の契約締結先の役員として職務に関し知った情報を基に他人名義の口座で内部者取引を行っていた者及びこの役員から伝達を受けた情報を基に内部者取引を行っていた複数の者のほか、株式の売買を誘引する目的をもって、直前約定値より高値の買い

注文と売り注文を対当させるなどして相場操縦を行っていた事案等について、課徴金納付命令の勧告を行いました。

また、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引については、株式の売買を誘引する目的をもって、複数の価格帯に約定させる意思のない売り注文・買い注文を発注するなどして相場操縦を行っていた世界各国でデイ・トレーディング・ビジネスを展開する投資会社や、特定の株式等の相場の変動を図る目的をもって、当該銘柄に関し、虚偽の内容を含む公表を行うなどの偽計を用いていた海外所在の投資会社で取締役等を務める者等について、海外当局との情報交換枠組みを活用し、緊密に連携して調査を進め、課徴金納付命令の勧告を行いました。

ディスクロージャー違反については、売上を過大に計上するなど重要な事項に虚偽の記載のある有価証券報告書等を提出し、さらにこれを参照する有価証券届出書を提出することによって、重要な事項に虚偽の記載のある発行開示書類に基づく募集により新株予約権証券を取得させていた者等について、課徴金納付命令勧告を行いました。

このほか、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載が認められたため課徴金納付命令勧告を行った事案について、有価証券報告書等の訂正が必要であるにもかかわらず、自発的な訂正を行うように促しても訂正がなされなかったことから、併せて訂正報告書の提出命令の勧告を行いました。

市場の公正性を害する悪質な犯則行為については、複数の上場株式について、その相場の変動を図り、自身が有利な売買を行うため、合理的な根拠がないのに、インターネットに書き込む方法で、これら上場株式に関する風説を流布していた事件や、上場企業の役員秘書が、自己の職務に関し知った重要事実を基に内部者取引を行っていた事件について告発を行うなど、市場全体に目を向け、幅広く悪質な犯罪行為の摘発を行いました。

市場規律の強化へ向けた取組みについては、金融商品取引所や金融商品取引業協会等との定期的な会合等による意見交換を通じて、相互の問題意識の共有を図ってきたほか、各市場参加者による自主的な取組みを促進するため、市場参加者との対話や市場への情報発信を引き続き積極的に行いました。具体的には、全国各取引所で開催された上場会社コンプライアンス・フォーラムにおける講演や、各種広報媒体への寄稿を実施したほか、証券監視委メールマガジンにより、証券監視委の活動状況や問題意識等のタイムリーな発信に取り組みました。また、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため、過去の課徴金勧告事案を取りまとめた、「金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編」を平成 25 年６月に、「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編」を平成 25 年８月に、それぞれ公表しました。

２　今後の課題

以上のとおり、証券監視委はこの一年実効性のある効率的な市場監視に取り組んできました。

一方、金商法の累次の改正やＩＴの活用等による金融商品・取引のイノベーションの進展等、わが国市場はダイナミックに変化しており、市場監視もこのような変化に適切に対応していく必要があります。また、金融商品取引業者等に対する検査においては、多様な金融商品取引業者等の業態、顧客（個人投資家、企業年金等）及び複雑化・多様化する金融商品・取引それぞれの特性を踏まえ、リスク感度を一層高め、情報の収集・分析能力を強化することが課題と考えられます。さらに、クロスボーダー取引による違反行為に対しては、海外当局と連携して対応するとともに、内外プロ投資家による不公正取引にも引き続き厳正に対処していく必要があります。

証券監視委としては、引き続き、こうした課題に適切に対応し、より実効性のある効率的な市場監視を行い、市場に対する投資者の信頼を保持すべく最善を尽くし、投資者保護の確保に取り

組んでいきます。

証券監視委の活動状況

第１章　組　　織

第１　証券監視委

証券監視委は、内閣府設置法第 54 条及び金融庁設置法第６条等に基づき設置された、委員長及び２人の委員で構成される合議制の機関（いわゆる八条委員会（国家行政組織法第８条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。）としての位置付け）であり、委員会の事務を処理するため事務局が置かれている。

１　委員会

証券監視委の議事は、２人以上の賛成をもって決せられ、委員長及び委員は、独立してその職権を行使する。委員長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。その任期は３年であり、再任されることができる。また、限られた法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない。

証券監視委は、平成４年７月に第１期が始まり、平成 25 年 12 月 13 日から第８期目に入っており、委員長に佐渡賢一、委員には吉田正之及び園マリがそれぞれ就任している。

２　事務局

証券監視委の事務局には、事務局長、次長（注１）及び国際・情報総括官の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課及び特別調査課の６課が置かれている（注２）。事務局の定員は、市場監視体制の整備拡充を図るため、所要の増員（平成 25 年度 16 人、平成 26 年度 13 人）が認められ、平成 26 年度末で合計 409 人の体制となっている。

(1)　総務課は、証券監視委全体の総合調整や証券監視委の会議の運営などを行う。
(2)　市場分析審査課は、一般投資家等からの情報の受付、証券取引等に係る情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査を行う。
(3)　証券検査課は、金融商品取引業者等に対する検査（以下「証券検査」という。）を行う。
(4)　取引調査課は、内部者取引など不公正取引の課徴金に係る事件の調査（以下「取引調査」という。）を行う。なお、取引調査課に置かれた国際取引等調査室は、主に外国にある者が行う取引等に係る取引調査を行う。
(5)　開示検査課は、有価証券報告書等の開示書類に関する検査（以下「開示検査」という。）を行う。
(6)　特別調査課は、取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。

（注１）平成 19 年７月１日に、従前の１名から２名に増員された。
（注２）平成 18 年７月１日に、総務検査課及び特別調査課の２課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課及び特別調査課の５課体制に拡充され、さらに平成 23 年７月１日に、課徴金・開示検査課が取引調査課と開示検査課に分離され、現行の６課体制に拡充された。

第２　地方の事務処理組織

地方においては、財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）の下に、証券監視委が所掌する事務を専門に担当する組織である証券取引等監視官（部門）が設置されている。証券取引等監視官部門の定員は、市場監視体制の整備を図るため、所要の増員（平成 25 年度 29 人、平成 26 年度 22 人）が認められ、この結果、平成 26 年度末の定員は、

合計で 354 人の体制となっている。

証券取引等監視官（部門）は、市場分析審査、証券検査、取引調査及び開示検査については証券監視委の委任(注)を受けて、犯則事件の調査については証券監視委の指揮監督を受けて、それぞれその職務を行っている。

（注）証券監視委は、検査・調査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、証券監視委自らその権限を行使することができる。）。

第２章　証券監視委の活動方針

証券監視委は、各期体制の開始時に、期中（３年間）の中期的な戦略である活動方針を公表しており、平成 25 年 12 月 13 日に第８期体制が発足したことから、平成 26 年 1 月 21 日に第８期活動方針を策定・公表した。

本章では、第８期活動方針の基本的な考え方と内容について説明する。

○　第８期活動方針の策定

１　基本的な考え方

第８期活動方針では、第７期活動方針の路線を踏襲しつつ、第７期体制の過去３年間における市場監視活動の実績・経験を踏まえ、新たな要素を加味している。

第８期活動方針の「基本的な考え方」では、まず「機動性・戦略性の高い市場監視」を掲げ、第７期活動方針の内容を受け継ぎ、引き続き証券監視委の持つ各手段を戦略的に活用するとしつつ、現在の市場において重要な問題にタイムリーに取り組み、さらに問題の内容に応じ金融庁、取引所のほか捜査当局や海外当局も含む関係機関と連携し、最も効果の高い対応策を講じていくという姿勢を新たに加えている。また、日常の市場監視活動の生命線ともいえる情報の収集・分析活動を重視する観点を盛り込んでいる。

次に、「市場のグローバル化に対応した監視力の強化」では、第７期体制の３年間に証券監視委の活動のあらゆる分野で国境を越えた対応が必要となるケースが増加してきた状況を踏まえ、海外当局等との連携を一層強化し、グローバルな市場監視に取り組むこととしている。その一例として、グローバルに活動する大規模な証券会社等への対応では、関係する各国当局により個別業者等に設置されている監督カレッジ等の国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用し、内外の業務全体を視野に入れた検査を行っていくことを考えている。また、中期的な課題として、国際的な事案への対応力を備えた人材育成への取組みと、アジアの当局との人材交流等も視野に入れた海外当局とのネットワークの強化を掲げている。

さらに、「市場規律の強化に向けた取組み」では、第７期活動方針と同様に、検査や調査により把握した問題意識を金融庁や自主規制機関等に対し積極的に伝えることに加え、市場への情報発信を充実させ、証券監視委の問題意識を分かりやすく伝えるよう努めることとしている。公表物や記者発表、講演等の機会において、問題の内容を受け手にしっかり伝えることが重要であると考えている。

また、第８期活動方針では、上記の基本的考え方に基づき、具体的な市場監視活動において特に重点を置く項目を以下のように「重点施策」として取り上げている。

重点施策の１点目は、「情報力に支えられた機動的な市場監視」であり、改めて証券監視委の市場監視活動全般について「情報力」を重視する姿勢を強調している。また、近年、証券監視委が取り組んできた不公正ファイナンスの摘発のように、発行市場・流通市場の両市場に跨るような違法行為に対して、その全体像をとらえ、それに見合った法令適用に努めていくこととしている。さらに、これまで証券監視委が摘発してきた違反行為の類型に収まらないような行為でも、市場の公正性を脅かすようなものについては、対応策を検討していく必要があると考えている。

２点目の「重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応」では、重大・悪質な違反行為に対しては犯則調査により厳正に対処し、事案の内容に応じ、捜査当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行うとしている。これは、近年のＡＩＪ事件等における警察との連携や、ＭＲＩ問題における米国ＳＥＣとの連携の経験等を踏まえ、証券監視委単独で全ての調査を行うよりも、他の関係機関と連携した方が効果的に調査を進められる場合に

は、積極的に連携を模索していくという考え方を示したものである。

３点目は「ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施」である。正確な企業情報が遅滞なく適正かつ公平に市場に提供されるようにすることが開示検査の主眼であり、そのため上場企業が虚偽記載等を行った場合には、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していくこととし、必要に応じて、虚偽記載等の原因となった内部管理上の問題も指摘し、改善を求めていくとしている。

４点目の「不公正取引等に対する課徴金制度の活用」は、第７期活動方針とほぼ同様の内容となっており、不公正取引規制に係る制度のあり方に関し、引き続き調査結果を踏まえ積極的に必要な提言を行っていくこととしている。

５点目の「検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施」も基本的に第７期活動方針の内容を踏襲しているが、検査対象業者の範囲が拡大し、対象業者数も延べ８千社を超える状況を踏まえ、効率的で実効性ある検査を実施する観点から、情報の収集・分析の充実を図り、情報及び分析結果に基づいて検査対象先や検証分野の選定を行う態勢を確立し、検査対象業者の特性に応じた検査手法やノウハウの開発･定着に取り組むこととしている。また、グローバルに活動する国内大手及び外資系証券会社に対しては、引き続きフォワードルッキングな観点から、金融庁検査・監督部局によるモニタリングの情報も活用しつつ、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性を検証していく。内部管理態勢等の整備の重要性が高いこれらの業者については、監督部局等によるモニタリングにより得られた情報を十分に活用し、内部管理態勢等の適切性の検証を効率的・効果的に行うよう努めていくこととしている。

６点目の「詐欺的な営業を行う悪質業者等への対応」は、ここ数年の市場監視活動においてそのウエイトが急速に高まってきた状況を踏まえ、新たに独立した重点施策として項立てしたものである。悪質業者に対しては早い段階で検査に着手し、法令違反行為の実態の解明及び被害の拡大防止に努め、検査対象先の選定に当たっては様々なチャネルを通じて情報を収集･分析し、問題業者に迅速に対応する態勢を強化することとしている。また、悪質性の高い業者については、警察等を含む関係機関と連携し、厳正な対応を図っていくこととしている。さらに、無登録業者等への対応については、平成 22 年以降、金商法第 192 条の裁判所への禁止・停止命令の申立てを７件行っているが、今後ともこの権限を積極的に活用していきたいと考えている。

７点目の「情報発信の充実」についても新たな重点施策として項目を設けたものである。証券監視委が市場の公正性・透明性の確保と投資者保護という使命を果たしていくためには、違反行為の摘発だけに止まらず、その結果を未然防止への取組みに役立てていくことが重要である。こうした観点から、個別事案の報道発表や課徴金事例集等の公表物においては、事案の内容・問題点が的確に伝わるように分かりやすい説明や内容の充実に努めていくほか、証券監視委のウェブサイトも利用者や情報提供者の使いやすさに配慮した見直しを行うこととし、併せて英語での情報発信も強化していくこととしている。

８点目の「自主規制機関等との連携」は、第７期活動方針を踏襲した内容であり、全体としての市場監視機能を強化するため自主規制機関等と情報や問題意識を共有して一体的に市場監視に取り組んでいくこととしている。

２　活動方針の内容

上記の背景や基本的な考え方を踏まえ公表した第８期活動方針については、次頁のとおりである。

平成 26 年 1 月 21 日
証券取引等監視委員会

公正な市場の確立に向けて
～「市場の番人」としての今後の取組み～

１．証券監視委の使命

証券取引等監視委員会（証券監視委）は、引き続き、

○　市場の公正性・透明性の確保

○　投資者の保護

を目指して市場監視に取り組んでいきます。

２．基本的な考え方

金融商品取引法の累次の改正、ＩＴの活用等による金融商品・取引のイノベーションの進展、さらには海外との間のクロスボーダー取引の拡大等、我が国市場はダイナミックに変化しています。証券監視委は、こうした市場の動向を常に注視し、感度を一層高めた情報収集・分析を行い、対応を要する問題にタイムリーに取り組んでいきます。

（１）機動性・戦略性の高い市場監視

- 証券監視委の持つ、勧告、告発、裁判所への申立て及び建議といった手段を戦略的に活用し、現下の市場における問題に早期に取り組み、監督当局や自主規制機関等と連携し、問題の内容に応じ、効果的な対応を行っていきます。
- その際、最近の市場の動向や外部から入手した情報及び監視活動から得た情報等を総合・分析し、顕在化しつつある問題をタイムリーに把握し、機動的に対応していきます。

（２）市場のグローバル化に対応した監視力の強化

- クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化し、これらが我が国市場や投資者へ与える影響が高まっていることを踏まえ、海外当局等との連携を一層強化し、グローバルな市場監視に取り組んでいきます。
- グローバルに活動する大規模な証券会社等に対しては、海外当局との意見交換等、国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用し、内外の業務全体を視野に入れた検査を行っていきます。
- そのため、国際的な事案への対応力を備えた人材の育成に取り組むとともに、意見交換や人材交流等を通じた海外当局とのネットワークの強化に努めていきます。

（３）市場規律の強化に向けた取組み

- 市場監視から得られた問題意識を、建議等を通じて、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度づくりに反映させていきます。
- また、各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、自主規制機関等と連携し各市場参加者に積極的に働きかけていきます。そのため、市場参加者との対話や市場への情報発信を充実させ、証券監視委の問題意識を分かりやすく伝えるよう努めます。

証券監視委としては、このような考え方に基づき、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視を通じて、公正・透明な質の高い市場の形成に貢献することが、我が国市場の発展、国際競争力の向上に資するものと考えています。

３．重点施策

市場監視の各手段を戦略的に活用しながら、特に以下のような点に重点をおいて、実効性のある効率的な市場監視を行っていきます。

（１）情報力に支えられた機動的な市場監視

- 様々なチャネルを通じて得られる情報の総合・分析や個別取引や市場動向の審査・調査により、市場における問題をタイムリーに把握し、機動的に市場監視を行っていきます。
- 発行市場・流通市場全体に目を向けた複眼的な監視を行い、違反行為の全体像を解明し、適切な法執行に努めます。
- 従来取り上げられてこなかったものの、市場の公正性の観点から問題があると認められる取引等についても注意を払い、対応を検討していきます。
- クロスボーダー取引による違反行為に対しては、証券規制当局間の情報交換枠組み等を積極的に活用し、海外当局への調査依頼等により、実態の解明を行い、適切な法執行に努めます。

（２）重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応

- インサイダー取引、相場操縦、風説の流布・偽計や虚偽記載等の違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応していきます。その際、事案の内容に応じ、捜査当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行っていきます。

（３）ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施

- 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されることを主眼とし、迅速・効率的な開示検査の実施に努めます。
- 上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい企業情報を市場に提供するよう、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます。その際には、必要に応じて、虚偽記載等の原因となった内部管理上の問題も指摘し、改善を求めていきます。

（４）不公正取引等に対する課徴金制度の活用

- 課徴金制度の特性を活かし、インサイダー取引、相場操縦や風説の流布・偽計といった不公正取引等の調査等を迅速・効率的に実施していきます。
- 不公正取引規制に係る制度のあり方に関し、引き続き調査結果を踏まえ積極的に必要な提言を行っていきます。

（５）検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施

- 検査対象業者の範囲の拡大等を踏まえ、効率的で実効性ある検査を実施する観点から、情報の収集・分析の充実を図り、情報及び分析結果に基づいて検査対象先や検証分野の選定を行う態勢を確立するとともに、検査対象業者の特性に応じた検査手法やノウハウの開発・定着に取り組み、メリハリの利いた証券検査を実施していきます。
- グローバルに活動する国内大手証券会社・外資系証券会社に対しては、引き続きフォワード・ルッキングな観点から、金融庁検査・監督部局によるモニタリングの情報も活用しつつ、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性を検証していきます。

（６）詐欺的な営業を行う悪質業者等への対応

- 投資者保護の観点から、詐欺的な営業を行い投資者に被害をもたらす悪質な金融商品取引業者や適格機関投資家等特例業務届出者等に対しては、早い段階で検査に着手し、法令違反行為の実態の解明及び被害の拡大防止に努めます。検査対象先の選定にあたっては、様々なチャネルを通じて情報を収集・分析し、問題業者に迅速に対応する態勢を強化していきます。また、悪質性の高い業者については、関係機関と連携し、厳正な対応を図っていきます。
- 無登録業者によるファンドの販売等に対しては、金融庁・財務局や捜査当局等との連携を強化するとともに、裁判所への禁止・停止命令の申立て（金商法第 192 条）の権限を積極的に活用し対応していきます。

（７）情報発信の充実

- 勧告等の個別事案に係る報道発表等において、事案の内容及び問題点が的確に伝わるよう、具体的で分かりやすい説明に努めます。
- 過去の事例をまとめた課徴金事例集や証券検査における主な指摘事項の公表等において、違反行為の未然防止に資する観点から内容を充実させ、効果的な情報発信に努めます。
- 証券監視委のウェブサイトについて、利用者・情報提供者の使いやすさに配慮した見直しを行うほか、英語での情報発信にも注力していきます。

（８）自主規制機関等との連携

- 全体としての市場監視機能を強化するため、自主規制機関等と情報や問題意識を共有して監視に取り組んでいきます。このため、自主規制機関等の行う考査・監査や、ルール整備、市場参加者や投資者への情報発信・提供の面での連携を一層強化していきます。

第３章　市場分析審査

第１　概説

１　市場分析審査の目的

市場分析審査は、市場を取り巻く状況の変化に対応した、包括的かつ機動的な市場監視を実現するために、金融･資本市場全体について幅広く情報を収集・分析するとともに、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を実施し、不公正取引の疑いのある取引等の端緒を発見することを目的としており、証券監視委におけるいわば「情報の入口」として位置づけられている。そのため、日頃から、一般投資家等から情報を受け付け、速やかに証券監視委内の担当部署（金融庁等の所掌業務に関係する場合は当該関係する部署）に回付しているほか、自主規制機関等と連携し、金融・資本市場に関する様々な情報を幅広く収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行うとともに、不公正取引の疑いのある取引等について審査を行い、問題が把握された取引等を証券監視委内の担当部署に回付している。

２　平成 25 年度における活動状況

金融・資本市場では、取引の電子化・高速化の進展、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動の日常化、不公正ファイナンス事案等の課題に直面しており、市場分析審査課では、平成 25 年度においても、包括的かつ機動的な市場監視の実現に努めている。

具体的には、一般投資家等から 6,401 件の情報提供を受けたほか、情報提供窓口に係るウェブサイトの改修を行い、「提供いただきたい情報の例」を掲載するなど、有用性の高い情報の収集に努めた。また、高頻度取引（ＨＦＴ：High Frequency Trading）やノンコミットメント型ライツ・オファリングなど、金融・資本市場の動向についても幅広く情報収集した上で、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、発行市場、流通市場全体に向けた市場監視を行った。

こうした情報をもとに、取引審査の一層の充実にも努め、実際に市場で行われている個別の取引の中で市場の公正性を害すると疑われるような取引について、迅速に分析を行い、平成 25 年度には、計 1,043 件（価格形成 86 件、内部者取引 943 件、その他 14 件）の取引審査を行った。

第２　一般投資家等からの情報の受付

１　概要

証券監視委では、金融・資本市場に関する情報収集の一環として、一般投資家や市場関係者等から広く情報を受け付けている（附属資料３－１参照）。

こうした情報は、市場における投資家等の生の声であり、証券監視委による証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等の権限を行使する際の端緒となる場合があるなど、重要性・有用性の高いものが含まれている。

このため、証券監視委では、できるだけ多くの方から情報が寄せられるように、電話、文書、来訪、インターネットなど、様々な方法で情報を受け付けている（附属資料２－２－２参照）。また、有用な情報が多数寄せられるよう、証券監視委幹部による講演会等の機会を通じて情報提供を呼びかけている。

金融商品取引業者と投資者との間のトラブルに関して寄せられた情報については、証券監視委の検査等において有効に活用するほか、情報提供者が個別的な紛争解決を求めている場合には、金融商品取引業者の利用者からの相談、苦情の解決や紛争解決サービスを行っている「証

券・金融商品あっせん相談センター」を紹介するなどの対応を行っている。その他、証券監視委の所管ではない商品先物取引などに関する苦情等についても、適宜、関係する相談窓口を紹介している。

２　情報の受付状況

証券監視委が平成 25 年度において一般投資家や市場関係者等から受け付けた情報は 6,401 件であり、このうち、年金運用ホットライン（後述）に寄せられた情報は 18 件である。情報提供手段の内訳を見ると、インターネット 4,316 件、電話 1,518 件、文書 395 件、来訪 56 件、財務局等から回付を受けたものが 116 件となっており、全受付件数の７割弱をインターネットが占めている。

情報の内訳を見ると、相場操縦や内部者取引、風説の流布といった個別銘柄に関するものが 4,040 件、有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった発行体に関するものが 402 件、金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものが 907 件、その他の意見等が 1,052 件となっている。

このうち、個別銘柄に関するものとしては、相場操縦の疑いに関するものが 2,735 件と最も多く、風説の流布・偽計の疑いに関するものが 401 件、インサイダー取引の疑いに関するものが 279 件などとなっている。

発行体に関するものとしては、有価証券報告書等の虚偽記載の疑いに関するものが 224 件、ファイナンスに関するものが 17 件、適時開示に関するものが 34 件などとなっている。

金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものとしては、システム関連が 102 件、顧客の知識等に照らして不当な勧誘が７件など、多様な情報が寄せられている（附属資料２－２－３参照）。

《情報の連絡先》
郵送：〒100-8922　東京都千代田区霞が関３－２－１
証券取引等監視委員会　情報提供窓口
直通電話：03－3581－9909
ＦＡＸ　：03－5251－2136
インターネット：https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

なお、証券監視委では、情報を受け付けるに当たり、ウェブサイト上で、情報提供者の方の個人情報や情報の内容等に関する機密管理に万全を期している。

また、年金運用に関する有用性の高い情報を収集するための専用の窓口である「年金運用ホットライン」を設置し、投資一任業者の業務運営の実態等についての情報を受け付けている（附属資料３－２参照）。

年金運用ホットラインに寄せられた情報については、証券監視委の職員である年金運用の専門家による積極的かつ質の高い分析を行い、投資一任業者に対する効率的・効果的な検査の実施に役立てている。

《年金運用ホットライン》
郵送：〒100-8922　東京都千代田区霞が関３－２－１
証券取引等監視委員会　年金運用ホットライン
直通電話：03－3506－6627
電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

〔提供いただきたい情報の例〕
①投資一任業者における疑わしい運用等の情報

②年金投資一任契約の不適切な勧誘に関する情報
③年金投資一任契約の勧誘の際の不十分な情報提供に関する情報
④契約や説明を遵守しない運用に関する情報
〔情報提供に当たっての留意事項〕
・ 有用性の高い情報を得る観点から、「実名」の方を対象。
・ 特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応。

さらに、証券監視委では、公益通報を受け付ける専用の窓口を設置するとともに、電話による相談の対応も行っている（附属資料３－３参照）。公益通報においても、通報に関する機密は保持することとしているほか、公益通報者保護法（平成 18 年４月施行）により、公益通報をした労働者は、公益通報したことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されるとともに、公益通報を受けた行政機関には、必要な調査や適切な措置をとる義務が課されている。

《公益通報の通報・相談先》
郵送：〒100-8922　東京都千代田区霞が関３－２－１
証券取引等監視委員会　公益通報窓口
直通電話：03－3581－9854（注）
電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp
ＦＡＸ　：03－5251－2198
（注）公益通報は、文書（郵送、電子メール、ＦＡＸ）により受け付けており、電話は相談用である。

３　寄せられた情報の活用

証券監視委には、上記のとおり、年間約６～７千件の情報が寄せられている。これらの情報は、関連部署へ回付され、当該部署において内容を検討し、その重要性・有用性を勘案し、証券監視委の行う取引審査、証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等に活用されている。

証券監視委では、限られた人的資源において、効率的かつ効果的な検査・調査等を実施する観点から、金融庁その他の関係省庁、海外当局、自主規制機関、金融商品取引業者等から寄せられる様々な情報を収集・分析しているところであり、情報提供窓口に寄せられた情報は、これらの情報と並んで問題点の把握のために活用されている。

なお、情報提供窓口へ寄せられる情報の内容は様々となっているが、寄せられた情報の活用がより高まるよう、平成 26 年３月に、証券監視委の情報提供窓口に係るウェブサイトの改修を行い、「提供いただきたい情報の例」を掲載するとともに、情報提供者がより便利に利用できるよう入力様式の変更を行ったところである。

４　証券監視委の職員を装った悪質な電話について

金融庁と証券監視委では、以前より未公開株などの投資商品に関する悪質な勧誘等について注意及び情報提供を呼び掛けているが、最近、証券取引等監視委員会の職員であると名乗る者から、一般の方に対し、下記のような言い振りで電話があった旨の複数の情報が寄せられていることから、平成 25 年 10 月にウェブサイトを通じて注意喚起を行っている。

○　証券取引等監視委員会の○○さんという職員から、「未公開株詐欺の関係で（貴方の名前が載った）被害者の名簿が出回っており、注意喚起している」といった内容の電話を受けた。
○　証券取引等監視委員会の○○さんという職員から、「未公開株の被害を回復できる。Ａという機関がその手続をしてくれる」といった内容の電話を受けた。
○　未公開株の購入に当たり、Ｂ社から「お金は代わりに支払うので貴方の名前を使わせてほしい」と頼まれ、応じたところ、証券取引等監視委員会の○○さんという職員から「名義貸しは違法であるため、取り消すためにお金を用意しろ」といった内容の電話を受けた。
○　未公開株を取得したところ、証券取引等監視委員会の○○さんという職員から「インサイダー取引に該当するので、家宅捜索する」といった内容の電話を受けた。
○　Ｃ社というところから投資に関する資料が郵送されてきた後、証券取引等監視委員会の○○さんという職員から「Ｃ社は安全な会社である」旨の電話を受けた。

（注）未公開株などの詐欺の被害にあった際には、最寄りの警察署に直ちにご相談ください。送金した直後で相手が受け取っていない場合、被害を回避できた事例もあります。

証券取引等監視委員会の職員が、電話等により一般の方に対し、未公開株に係る情報を提供すること、特定の取引に係る情報を提供すること、また企業の信用に係る情報を提供することなど連絡を個別に行うことは一切ありませんので、上記のような連絡を受けた場合には十分ご注意ください。

また、金融庁と証券監視委は、職員を装った悪質な電話について平成 21 年６月に連名で報道機関を通じて注意喚起を行っており（附属資料３－４参照）、必要に応じて捜査当局にも被害情報の提供を行っている。

第３　市場動向分析

１　概要

証券監視委では、金融・資本市場の動向について幅広く情報収集した上で、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てているところである。

具体的には、いわゆる「不公正ファイナンス」への対応等のため、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を行っているほか、新たな金融商品等の実態把握を含めた包括的かつ機動的な市場監視にも取り組んでいる。

２　発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視

⑴　不公正ファイナンスへの対応

近年、金融資本市場では、株式の発行過程における不適切な行為と流通市場における不適切な行為が複合的に関連して行われる不公正取引の事案が見られる。例えば、架空増資（見せ金増資）や不動産を過大評価した現物出資、あるいは債務の株式化（Debt Equity Swap）の悪用等によって新株式を取得し、これを流通市場において、インサイダー取引や相場操縦・風説の流布を複合的に絡み合わせるなどして売却し、不当な利益を得るという行為が散見される。このように有価証券の発行過程（増資等）と流通市場における不適切

な行為を要素として構成される一連の不公正な取引を「不公正ファイナンス」と呼んでいる。

こうした不公正ファイナンスで典型的な手法として用いられるのが、第三者割当増資である。第三者割当増資は、新たに資金調達をしたい上場会社が、特定の者に新株を割り当てて出資を受ける方法であるが、公募増資に比べて第三者のチェックが入りにくく、発行会社が支出した資金が回流して第三者割当増資の払込原資に充てられたり、現物出資に当たって財産評価が水増しされたりするなど、不適切な行為が発生するおそれがある。また、第三者割当増資により大量の新株式が発行されると、既存株主の権利が希薄化して会社の支配権に異動が生じ、会社の役職員や既存株主にとって好ましくない者が支配権を握って、会社の資金を不適切な投融資により社外に流出させることもあり得る。

不公正ファイナンス事案について、証券監視委は、財務局等の証券取引等監視官、有価証券届出書等の提出を受ける証券監査官や金融商品取引所（上場管理部門、売買審査部門）と緊密に連携を図り、一般投資家や証券会社などの市場関係者等からの提供情報のほか、上場企業の開示情報や金融商品取引所からの情報など、発行市場と流通市場を見渡した情報収集・分析を行い、不公正ファイナンス事案の監視に努めている。

また、証券監視委では、不公正ファイナンスの監視の観点から、上場企業の第三者割当増資について、財務局等及び金融商品取引所における当該上場企業からの事前相談の結果を踏まえ、その状況の把握に努めている。

不公正ファイナンスの摘発において、証券監視委は、一連の不公正ファイナンス行為全体をとらえ、金商法第 158 条の偽計罪を適用して対応してきており、これまで７事案の刑事告発及び１事案の課徴金納付命令勧告を行っている。

⑵　市場動向の背景にある問題の分析

証券監視委では、前述のような個別銘柄又は個別取引に係る情報の収集及び分析と並行し、市場動向の背景を把握すべく、幅広く情報収集・分析を行っている。

平成 25 年度における主な取組みは以下のとおりである。

①　ノンコミットメント型ライツ・オファリングの動向

ライツ・オファリング（新株予約権無償割当てによる増資）とは、株主全員に金融商品取引所に一定期間上場される予定の新株予約権を無償で割り当てることによる増資手法である。新株予約権を割り当てられた株主は、定められた期間内に新株予約権を行使して行使価額を払い込み、株式を取得することができるが、新株予約権を行使せずに市場で売却することも可能である。発行会社の株価が新株予約権の市場価格と行使価格の合計額より大きいときは、投資家が市場で当該新株予約権を購入して行使することにより、アービトラージ（裁定取引）も可能となる。

他の「公募増資」や「第三者割当増資」といった増資手法と異なり、既存株主は、持分の希薄化を回避できる（新株予約権を行使しない場合は持分が希薄化するが、新株予約権の売却により経済的損失を軽減できる）メリットがあるといわれ、積極的活用を求める声の中、法令及び制度の改正が進められた。

ライツ・オファリングには、発行会社が行使されなかった新株予約権を取得して証券会社に売却し、当該証券会社が権利行使して取得した株式を市場等で売却する「コミットメント型」と、行使されなかった新株予約権を失権させてしまう「ノンコミットメント型」の２種類がある。平成 22 年度以降のライツ・オファリングの実施状況は下表のとおりであるが、平成 25 年度は 19 件と急増し、その大半はノンコミットメント型が占めている状況にある（発行決議ベース）。

ライツ・オファリングの実施状況

実施年度（発行決議日ベース）	総件数	うちノンコミットメント型
平成 22 年度	1	1
平成 23 年度	0	0
平成 24 年度	2	2
平成 25 年度	19	16

このような状況に鑑み、平成 25 年度にライツ・オファリングを実施した銘柄につき、その株価動向や新株予約権の行使状況等の情報収集・分析を行うとともに、主にノンコミットメント型ライツ・オファリングの特徴や問題点について、金融庁や東京証券取引所（現日本取引所）などと意見交換等を行った。

ノンコミットメント型は、増資に当たり証券会社等が関与する例も見られるが、コミットメント型のように行使されなかった新株予約権を証券会社が引き受けて行使することがないことから、証券会社等の第三者により増資条件等の審査が厳格に行われるとは限らず、第三者割当増資等と同様に、発行会社の財務状況や資金使途等について第三者のチェックが入らないおそれがある。このため、証券監視委では、引き続き、ライツ・オファリングの動向を注視していくこととしている。

② 株式交換による新株発行について

上場会社が株式交換により非上場会社を子会社化することは、当該非上場会社株主が現物出資により当該上場会社の第三者割当増資を引き受けたものと経済的効果は同一である。近時、株式交換を用いた子会社化や合併が増えてきているため、証券監視委としては、対象となる会社の企業価値算定等について注視しており、平成 24 年 1 月から平成 25 年 3 月に実施された株式交換事例の分析を行った。

3 新たな金融商品等の実態把握を含めた包括的かつ機動的な市場監視に向けた実態把握

証券監視委では、国内外の市場において、重要性が増してきている、あるいは将来的に影響を及ぼす可能性のある新たな金融商品や取引形態、イベント等について、タイムリーかつ幅広く実態把握を行った。

平成 25 年度におけるこうした実態把握の事例は、以下のとおり。

⑴ 市場における新たな取引等の実態把握

市場環境が改善する中、高頻度取引（ＨＦＴ：High Frequency Trading）やアルゴリズム取引による取引の高速化やボラティリティーの変化に一層の関心が高まっている。また、コンピュータが市場での取引において中心的な役割を担っている現状から、人為的な操作ミスやプログラムの不具合あるいはサイバー攻撃などシステム・トラブルが及ぼす市場への影響も更に注目を集めている。そこで、欧米におけるＨＦＴ等の発注戦略や相場操縦の実態、規制当局の動向、及び EU の市場濫用指令／規則をはじめとする規制の動きの調査を行った。また、米国におけるシステム・コンプライアンス強化の動きについても調査・分析を行った。

加えて、市場において取引の高速化等が進む一方、これを好まない投資家によって増加してきているブロックトレード（市場外での大口相対取引）についても実態把握などを行った。

⑵ 市場における最近の投資家や発行体の動向の実態把握

世界的に市場環境が持ち直す中での各国における新規公開（IPO）の動向や特徴の調査を行った。また、スタートアップ段階にある企業の新たな資金調達手段として注目されている

クラウド・ファンディングについて、先行する欧米の実態について調査を行った。

⑶　インターネットを利用した金融関連の新たな動きの実態把握

世界的なインターネットの普及により、金融の世界に新たな変革の動きが生じている中、オンライン・ベッティングや仮装通貨などの現状について調査を行った。また、ソーシャル・メディアを用いた企業情報開示への欧米の規制動向についても調査を行った。

これらの実態把握の結果については、証券監視委内で共有し、新たな金融商品等への対応を含めた包括的かつ機動的な市場監視に役立てていくとともに、金融庁の関連部局や自主規制機関等とも情報交換を行い、市場監視上の課題や問題意識の共有に努めている。

第４　取引審査

１　概要

取引審査においては、まず、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて以下のような銘柄を抽出し、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取している。

⑴　株価が急騰・急落するなど不自然な動きが見られた銘柄
⑵　投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす「重要事実」が公表された銘柄
⑶　新聞、雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄
⑷　一般から寄せられた情報において取り上げられている銘柄

次に、これらの報告・資料に基づいて、市場の公正性を害する相場操縦や内部者取引、偽計等の疑いのある取引について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた金融商品取引業者に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の実態解明を行うことになる。

２　法令上の根拠

取引審査等においては、金融商品取引等の公正を確保し、投資者の保護を図るため必要かつ適当であると認める場合は、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限は、金商法等において規定されている（附属資料１－７－２参照）。

３　取引審査の実績

⑴　実績

平成 25 年度における証券監視委及び財務局等の取引審査実施件数は、以下のとおり。

審査実施件数		平成 25 年度	（参考）平成 24 年度
合　　計		1,043	973
	証券監視委	410	400
	財務局等	633	573
（以下審査項目別内訳）			
価　格　形　成		86	84
内　部　者　取　引		943	875
そ　の　他		14	14

証券監視委及び財務局等においては、市場における取引状況について日常的な市場監視を行い、必要に応じて取引審査を行っている。取引審査においては、関連する情報の収集を行うとともに、実際に市場で行われている個別の取引の中で市場の公正性を害すると疑われるような取引については、迅速に分析を行うよう努めている。

また、発行市場におけるファイナンスの動向に関する情報収集・分析の結果、不公正ファイナンス事案の疑いがあるものについては、偽計等の観点から取引審査を実施している。

⑵　審査事例

取引審査における一般的な事例は、以下のとおりである。

①　内部者取引に関して審査を行った事例

イ　Ａ社が、Ｂ社株式をＴＯＢ（株式公開買付け）する旨を公表したところ、Ｂ社の株価が大きく上昇したことから、Ｂ社株式の公表前の取引について審査を行った。また、証券会社から寄せられた情報によると、借名口座を利用した疑いのある取引がみられたとのことであり、こうした情報も踏まえて審査を行った。

ロ　Ｃ社が、業績予想の下方修正を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。

ハ　Ｄ社が、第三者割当による株式の発行を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。

ニ　Ｅ社の株式について、「インサイダー取引により多額の利益を得ていた者がいる」との情報提供があったことから、当該委託者に係る内部者取引の有無について審査を行った。

ホ　Ｆ社の公募増資において、公募増資公表前からＦ社株式の取引高が増え、株価が下落する傾向がみられたことから、内部者取引の有無について審査を行った。

②　価格形成に関して審査を行った事例

イ　Ｇ社の株価が、特段の株価上昇要因が無い中、出来高を伴い急騰したことから、審査を行った。

ロ　金融商品取引所から、Ｈ社株の価格形成について審査を行った結果、特定の委託者が見せ玉手法による相場操縦を行っている疑いがある旨の報告があったことから、審査を行った。

ハ　Ｉ社株の売買に関して、一般投資家から、見せ玉に関する具体的な情報が寄せられたので、金融商品取引所に対する注文発注状況等を確認したところ、複数の注文が一斉に取り消されていたことから、審査を行った。

ニ　Ｊ社株の売買に関して、特定の者が相場操縦を行っている旨の情報が寄せられたことから、審査を行った。

③　その他の観点から審査を行った事例

イ　Ｋ社の財務状況が、ファイナンスを何度も繰り返しているにもかかわらず好転せず、かつ、ファイナンス資金の不正な流出の可能性が認められたため、偽計等の観点から審査を行った。

ロ　Ｌ社が不動産の現物出資によるファイナンスについて公表したところ、当該ファイナンスにおいて出資対象となった不動産の鑑定評価額等の適正性について疑念が認められたため、偽計等の観点から審査を行った。

ハ　Ｍ社がファイナンスを行った後、金融商品取引業者等から、Ｍ社の株式が市場で大量に売却されている等の情報提供があったことから、偽計等の観点から審査を行った。

ニ　インターネット上の掲示板において、複数の銘柄につき、明らかに事実と反する書き

込みがなされ株価が変動した旨の具体的な情報が寄せられたことから、風説の流布等の観点から、審査を行った。

⑶　クロスボーダー取引への対応

わが国の株式市場においては、海外投資家による委託取引の売買金額が全委託取引の６割程度（平成 25 年）を占めるなど、クロスボーダー取引が常態化している。このため、証券監視委は、取引審査の段階においても、必要に応じ、クロスボーダー取引について金融商品取引業者等から情報を収集し、市場監視の空白が生じないように努めている（第 10 章参照）。

４　自主規制機関との緊密な連携

日常的な市場監視活動は、自主規制機関である金融商品取引所や金融商品取引業協会でも行われており、証券監視委は、これら自主規制機関との間で、緊密な連携を図ってきている。

⑴　金融商品取引所や金融商品取引業協会との連携

金融商品取引所では、流通市場における投資家による値動きや発注等について、リアルタイムで監視を行っているほか、法令違反等が疑われる注文･取引に対し、事後的な売買審査を行っている。こうした売買審査の結果は、随時、証券監視委に対して報告が行われ、意見交換が行われている。また、特に不公正取引の可能性が高い異常な取引が認められた場合には、速やかに証券監視委と金融商品取引所（売買審査部門）の間で情報共有が図られる体制となっている。また、発行市場においても、上場企業の動向に関し、証券監視委と金融商品取引所（上場審査・上場管理部門）との間で意見交換が行われている。

金融商品取引業協会である日本証券業協会は、平成 20 年 10 月に「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」を一部改正（平成 21 年４月施行）し、同協会の会員は、顧客の取引が内部者取引のおそれがあると認識した場合には、証券監視委及び同協会へ報告することとした。これを踏まえ、平成 21 年４月以降、証券監視委では、同協会の協会員から寄せられる売買審査結果報告書を、内部者取引に係る取引審査の端緒情報や、参考情報として活用している。また、同協会は、店頭取扱有価証券に関する売買審査を行っており、その結果を証券監視委に報告している。

また、同協会では、内部者取引の未然防止を図るため、上場会社の役員情報を登録・管理する仕組みとしてＪ－ＩＲＩＳＳ（ジェイ・アイリス：Japan-Insider Registration & Identification Support System）を運営しており、Ｊ－ＩＲＩＳＳへの参加上場会社の拡大等に向け、証券取引所及び金融庁・証券監視委と連携して取り組んでいる。

具体的には、日本証券業協会及び全国の証券取引所は、平成 23 年１月、「内部者取引の未然防止に関する検討チーム」を設置し、内部者取引の未然防止に資するより一層の有効な施策に関する具体的な検討を行い、その結果を平成 23 年６月に「内部者取引の未然防止のためのＪ－ＩＲＩＳＳの活用に関する検討報告」として公表した。

こうした動きを踏まえ、同月、金融庁総務企画局長、監督局長及び証券監視委事務局長は、連名で、日本証券業協会会長及び各取引所社長・理事長に対し、「Ｊ－ＩＲＩＳＳの活用等を通じたインサイダー取引の防止に向けた取組みについて（要請）」との書簡を送付し、Ｊ－ＩＲＩＳＳの活用等を通じたインサイダー取引の防止に向けた対応を更に一層推進するよう協力を要請したほか、証券監視委は、各種広報活動を通じてその意義等を紹介するなど、こうした内部者取引の防止に向けた各種取組みを支援しているところである。

なお、Ｊ－ＩＲＩＳＳへの上場会社の登録率は、平成 26 年３月末時点で、77.5%となっている。

⑵　「コンプライアンスWAN」の利用

「コンプライアンスWAN」は、全国の証券会社と全国の証券取引所、日本証券業協会、証券監視委・財務局等との間を専用線によるネットワークで結び、売買データの授受を電子的に処理するシステムである。それまで、フロッピーディスク、電子メール等で行っていた売買データの授受を、安全性の高い専用ネットワークを経由する方法に一本化することにより、

①　売買データの授受における個人情報の漏洩リスク、記録媒体紛失リスクが低減し、

②　売買データの徴求依頼・受領処理に要する時間が短縮されることで、取引審査事務の効率化につながり、

③　証券会社においても、売買データの提出に要するコスト削減につながる、

などといったメリットがもたらされている。

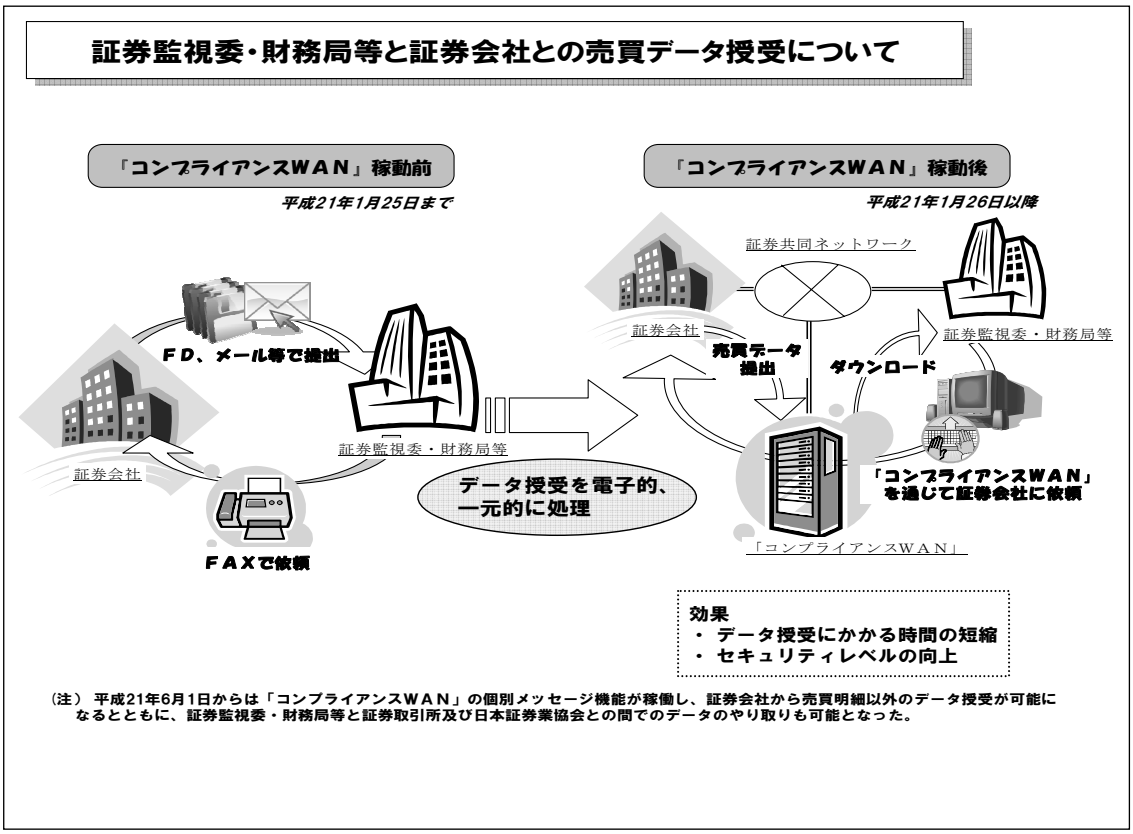

第５　今後の課題

市場分析審査は、金融・資本市場全体について幅広く情報の収集・分析を行うとともに、必要に応じて取引審査を行うことで、証券監視委におけるいわば「情報の入口」としての機能を果たしている。市場分析審査における成果がその後の証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等の成否に影響することから、引き続き、市場の動向に応じて機動的に対応していくとともに、顕在化しつつあるリスクに対して迅速・的確に対応することにより、実効的かつ効率的な市場監視の実現を図っていく必要がある。

現下の市場の動向を見ると、近年、わが国株式市場における取引の発注の大半が海外から行われる等、クロスボーダー取引が日常化しているほか、取引の大半が内外プロ投資家によって行われている。さらに、ＨＦＴにみられるように取引が高速化・複雑化し、新たな金融商品・取引の開発も続いている。こうした取引や商品等を利用した新たな不公正取引の手法を把握し、違法行為の端緒を発見するためには、より幅広く情報を収集し、それを分析･活用していく必

要がある。

市場分析審査においては、こうした状況を踏まえ、より広く市場関係者と連携しながら、以下の課題に取り組み、「情報の入口」としての使命を果たしていく必要がある。

⑴　機動的な市場監視への取組み

様々なチャネルを通じて得られる情報の総合・分析、個別取引や市場動向の審査・調査により、市場における問題をタイムリーに把握し、機動的な市場監視を行うとともに、発行市場・流通市場全体に目を向けた複眼的な監視を行う。

また、不公正ファイナンス事案をはじめ、重大な違法行為は、常に新たな形態で行われる可能性があることを踏まえ、市場を取り巻く環境の変化に対応し、市場動向の背景にある問題を分析しながら、新たなタイプの違法行為の発生にも留意した監視を行う。

⑵　より効果的な情報の収集・分析・活用態勢の確立

外部からの情報収集ルートの拡大・多様化に引き続き努めるとともに、収集した情報の分析を強化し、取引審査、証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等においてより効果的に活用する態勢を確立する。

⑶　クロスボーダー取引や内外プロ投資家への対応の強化

クロスボーダー取引に対しては、海外証券規制当局等から積極的に情報収集を行い、投資手法に長け、かつ豊富な資金を持つ内外プロ投資家による不公正取引や違法行為の把握に努める。

⑷　取引の電子化・高速化への対応の強化

ＨＦＴやアルゴリズム取引による取引の高速化やボラティリティーの変化に留意し、市場における取引状況について注視する。

また、非対面のインターネット取引を通じた不公正取引（見せ玉等）の事例が多くみられることから、引き続き、自主規制機関等との間で連携をしつつ、このような相場操縦行為の把握に努める。

第４章　証券検査

第１　概説

１　証券検査の目的

証券検査の目的は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を図るため、金融商品取引業者などの業務や財産の状況の検査を通じて、金融商品取引業者などが、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに即した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

２　証券検査の権限

⑴　証券監視委は、平成４年の発足以降、証券会社等に対し取引の公正を確保するための検査を行ってきたが、平成 17 年７月、市場監視機能の強化を図る観点から整備された改正証取法等が施行され、それまで金融庁検査局が行ってきた証券会社や金融先物取引業者等の財務の健全性等に関する検査や投資信託委託会社等の検査対象先に対する検査の権限が、証券監視委に委任された。併せて、改正金先法が施行され、外国為替証拠金（ＦＸ）取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として規制の対象となり、証券監視委の検査対象となった。

平成 19 年９月には、金商法が全面施行され、集団投資スキーム（ファンド）持分の販売・勧誘行為や集団投資スキーム形態で主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資運用（自己運用）を行う者などが新たに検査の対象となり、また、金融商品取引業者、金融商品取引業協会、金融商品取引所等から業務の委託を受けた者についても検査対象となった。更に、平成 22 年４月からは信用格付業者及び指定紛争解決機関等、平成 24 年 11 月からは取引情報蓄積機関が検査対象となり、近年、証券監視委による検査の範囲は拡大している。

また、証券検査の内容についても、平成 19 年の金商法の全面施行に伴い新設された同法第 51 条において、金融商品取引業者等に対し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことも踏まえ、個別の法令違反のみならず、内部管理態勢等の業務の運営状況にも着目した検査を実施することとしている。

主な検査の対象は、以下のとおりである。

①	金融商品取引業者等	（金商法第 56 条の２第１項、第 194 条の７第２項第１号及び第３項）
②	金融商品取引業者の主要株主等	（金商法第 56 条の２第２項から第４項まで、第 194 条の７第２項第１号及び第３項）
③	特別金融商品取引業者の子会社等	（金商法第 57 条の 10 第１項、第 194 条の７第３項）
④	指定親会社	（金商法第 57 条の 23、第 194 条の７第３項）
⑤	指定親会社の主要株主	（金商法第 57 条の 26 第２項、第 194 条の７第３項）
⑥	取引所取引許可業者	（金商法第 60 条の 11、第 194 条の７第２項第２号及び第３項）
⑦	特例業務届出者	（金商法第 63 条第８項、第 194 条の７第３項）
⑧	金融商品仲介業者	（金商法第 66 条の 22、第 194 条の７第２項第３号及び第３項）
⑨	信用格付業者	（金商法第 66 条の 45 第１項、第 194 条の７第２項第３号の２及び第３項）

⑩　認可金融商品取引業協会　（金商法第 75 条、第 194 条の７第２項第４号及び第３項）
⑪　認定金融商品取引業協会　（金商法第 79 条の４、第 194 条の７第２項第５号及び第３項）
⑫　投資者保護基金　（金商法第 79 条の 77、第 194 条の７第３項）
⑬　株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者
（金商法第 103 条の４、第 194 条の７第３項）
⑭　株式会社金融商品取引所の主要株主　（金商法第 106 条の６、第 194 条の７第３項）
⑮　金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者
（金商法第 106 条の 16、第 194 条の７第３項）
⑯　金融商品取引所持株会社の主要株主　（金商法第 106 条の 20、第 194 条の７第３項）
⑰　金融商品取引所持株会社　（金商法第 106 条の 27、第 194 条の７第３項）
⑱　金融商品取引所　（金商法第 151 条、第 194 条の７第２項第６号及び第３項）
⑲　自主規制法人　（金商法第 153 条の４において準用する第 151 条、第 194 条の７第２項第６号及び第３項）
⑳　外国金融商品取引所　（金商法第 155 条の９、第 194 条の７第２項第７号及び第３項）
㉑　金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者
（金商法第 156 条の５の４、第 194 条の７第３項）
㉒　金融商品取引清算機関の主要株主　（金商法第 156 条の５の８、第 194 条の７第３項）
㉓　金融商品取引清算機関　（金商法第 156 条の 15、第 194 条の７第３項）
㉔　外国金融商品取引清算機関　（金商法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の７第３項）
㉕　証券金融会社　（金商法第 156 条の 34、第 194 条の７第３項）
㉖　指定紛争解決機関　（金商法第 156 条の 58、第 194 条の７第３項）
㉗　取引情報蓄積機関　（金商法第 156 条の 80、第 194 条の７第３項）
㉘　投資信託委託会社等　（投信法第 22 条第１項、第 225 条第３項）
㉙　設立中の投資法人の設立企画人等　（投信法第 213 条第１項、第 225 条第２項及び第３項）
㉚　投資法人　（投信法第 213 条第２項、第 225 条第３項）
㉛　投資法人の資産保管会社等　（投信法第 213 条第３項、第 225 条第３項）
㉜　投資法人の執行役員等　（投信法第 213 条第４項、第 225 条第３項）
㉝　特定譲渡人　（ＳＰＣ法第 209 条第２項において準用する第 217 条第１項、第 290 条第２項第１号及び第３項）
㉞　特定目的会社　（ＳＰＣ法第 217 条第１項、第 290 条第３項）
㉟　特定目的信託の原委託者　（ＳＰＣ法第 286 条第１項において準用する第 209 条第２項において準用する第 217 条第１項、第 290 条第２項第２号及び第３項）
㊱　振替機関　（社債等振替法第 20 条第１項、第 286 条第２項）
㊲　その他、上記①から㊱までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者
（注）（　）書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

⑵　証券監視委は、犯収法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても、以下に掲げる者が検査対象先の場合には、⑴の権限に基づく検査と同時に実施している。この検査は、検査対象先の顧客管理態勢の整備を促進させることで、検査対象先がマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐことを目的としている。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

① 金融商品取引業者、特例業務届出者　（犯収法第15条第1項、第21条第6項第1号）
② 登録金融機関　（犯収法第15条第1項、第21条第6項第2号）
③ 証券金融会社、振替機関、口座管理機関　（犯収法第15条第1項、第21条第7項）
（注）（　）書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

なお、証券監視委は、上記(1)及び(2)の検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、証券監視委は、自らその権限を行使することができる）。

(3) 証券監視委は、これらの検査の結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分等について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

証券監視委が行った行政処分等の勧告を踏まえ、検査対象先の監督権限を有する内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、勧告の対象となった検査対象先に対して聴聞等を行った上、相当と認める場合には、登録の取消し、業務停止や業務改善命令の発出などの行政処分等を行う。

また、証券監視委が、金融商品取引業者、登録金融機関及び金融商品仲介業者の外務員について適切な措置を講ずるよう勧告したときは、内閣総理大臣から外務員登録に関する事務を委任されている金融商品取引業協会は、外務員の所属する協会員等に対して聴聞を行った上、相当と認める場合には、外務員登録の取消し又は外務員の職務停止の処分を行う。

3　平成25年度における活動状況

証券検査を取り巻く状況は、①検査対象業者の多様化・増加、②金融商品・取引の多様化・複雑化、③世界的金融危機の経験を踏まえ、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループ全体の経営危機を予防する必要性の高まり、④IT システムの金融商品・取引への浸透等、大きく変化している。また、最近においては、ＡＩＪ問題や公募増資に関連したインサイダー取引の問題等、公益又は投資者の保護の観点から極めて重大な法令違反等が相次いで明らかとなった。

このような状況を踏まえ、平成25年度においても、効率的・効果的かつ実効性ある検査を実施する観点から、業態その他の特性等を踏まえたリスク・ベースでの検査実施の優先度の判断、予告検査の実施、監督部局との連携強化等に努めた。

大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、常日頃からグループ全体の状況を把握するとともに、フォワード・ルッキングな観点から内部管理態勢等の適切性に重点を置いた検証を行う取組みを開始した。

また、投資一任業者については、引き続き、年金運用ホットラインに寄せられた情報等を活用して集中的な検査を行った。

さらに、第二種金融商品取引業者については、ＭＲＩ問題を踏まえ、多数の個人投資家向けにファンドの販売を行う業者に対して重点的に検査を行ったほか、登録後できるだけ早期に、登録申請書等に記載されたとおりの業務運営体制が構築されているかを把握する取組み（登録事項検査）を開始した。

こうした取組みの結果、平成25年度においては、271件（着手ベース）（延べ387件）の検査を実施し、法令違反や内部管理態勢等について問題点が認められた118業者に対して問題点を通知するとともに、第二種金融商品取引業者がファンドの取得勧誘において虚偽の事実を告知した事案や投資助言・代理業者が無登録での海外ファンドの募集の取扱いを行っていた事案等、重大な法令違反等が認められた18件について、行政処分を求める勧告を行った。また、

適格機関投資家等特例業務届出者による重大な法令違反等が認められた 11 件について、検査結果の公表を行った。

また、裁判所への禁止命令等の申立て（金商法第 192 条）については、それに係る調査（金商法第 187 条）の権限等を活用し、無登録業者及び適格機関投資家等特例業務届出者による金商法違反行為に対し、２件の申立てを行った。

第２　証券検査基本方針及び証券検査基本計画

証券検査に係る事務の運営は、平成 21 年以降、４月１日に始まり翌年３月 31 日に終わる１年間を証券検査年度として行っている。

証券監視委は、証券検査を計画的に管理・実施するため、証券検査年度ごとに、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を策定している。

証券検査基本方針においては、その年度の証券検査の重点事項その他の証券検査の基本となる事項を定め、証券検査基本計画においては、検査対象先のうちその年度の証券検査の対象とするものの種類、数その他のその年度の証券検査の範囲等を定めている。

平成 25 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画は、平成 25 年４月 16 日に公表した。

平成 25 年 4 月 16 日
証券取引等監視委員会

平成 25 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

第１　証券検査基本方針

１．基本的考え方

（１）証券検査の役割

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護である。

証券検査の目的は、これらの使命を果たすため、金融商品取引業者などの業務や財産の状況の検査を通じて、金融商品取引業者などが、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

このため、証券検査においては、金融商品取引業者などによる法令等違反行為の有無の検証や個別の問題点の背後にある内部管理態勢の検証の充実に取り組んでいくことが求められる。

証券監視委は、法令等を逸脱し、市場の公正性・透明性に対する信頼を損ねる行為や投資者の利益を害する行為に対し、人材、能力を結集してその有する権限を行使することにより、今後も厳正に対処し、市場に警告を発する役割を果たしていく。

（２）検査対象業者の多様化・増加をはじめとする証券検査を巡る環境

金融商品取引法（以下「金商法」という。）の施行を含む数次にわたる制度改正により、証券検査の対象が多様化するとともに、対象業者数が大幅に増加し、全体で延べ約 8,000 社の規模となっている。また、金融商品・取引のイノベーションが進み、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化しており、金融商品取引業者等が関与する商品・取引も多様化・複雑化している。

こうした中、先の世界的な金融市場の混乱を踏まえ、各国当局の協調の下、金融グループ全体の業務・リスク状況の把握を図るための取組みが進められているところである。大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、常日頃からグループ全体の状況を把握する必要がある。

また、インターネットによる個人投資家の取引が増加するとともに、大量かつ多様な注文をスピーディーに処理するシステムを通じた機関投資家による大量かつ複雑な取引の執行が拡大していることを踏まえ、取引のインフラをなす IT システムの信頼性の確保はその重要性を増している。

特に、金融商品取引所や金融商品取引業者等の取引システム障害等は、顧客の取引や市場に大きな影響を与えかねないことから、システムリスク管理態勢の適切性の検証に注力する必要がある。

（３）証券検査を巡る現下の課題

最近においては、ＡＩＪ問題、日本投資者保護基金による補償が必要となる事案の発生、公募増資に関連したインサイダー取引の問題など、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から極めて重大な法令違反が相次いで明らかとなったところである。

これらの事案は、金融商品取引業者等の市場仲介機能に対する投資者の信認を傷つける重大な問題である。

証券検査においては、個別の法令の規定に係る法令違反の有無を検証するだけでなく、金融商品取引業者等に対して、業務及び内部管理態勢の全般において法令遵守意識及び職業倫理を向上させるようあらためて促すことにより、投資者の信認の回復に努めなければならない。

また、近年、無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘による個人投資家・消費者被害が拡大し、社会問題化している状況を踏まえ、金商法違反行為を行う無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者等に対しても、裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限等を活用し、関係当局との連携を図りながら引き続き厳正な対応を行う必要がある。

（４）検査対象先の特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査のための取組み

検査対象業者の多様化・増加をはじめとする証券検査を巡る環境の変化に対応しつつ、市場仲介機能に対する投資者の信認の回復という現下の課題に適切に対応していくためには、限られた人的資源を的確かつ有効に活用し効率的・効果的で実効性ある検査を実施していく必要がある。

このため、検査実施の優先度の判断を適切に行うことが求められることから、①多様な金融商品取引業者等の業態の特性、②顧客の特性及び③複雑化・多様化する金融商品・取引の特性を踏まえたリスク感度を一層高め、これらの特性に対応した形で情報の収集・分析能力を強化していく。

その上で、個別業者の検査実施の優先度の判断に際しては、業態、規模その他の特性、その時々の市場環境等に応じて、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで検査対象先を選定する。あわせて、検査の実施においては、検査の着眼点を絞り込むほか、検査手法等も検査対象先や検査の着眼点に見合ったものとするよう努める。

投資一任業者については、昨年度に引き続き、金融庁による一斉調査の内容等も踏まえ、集中的な検査を行う。

また、特に中小の金融商品取引業者については、長期間にわたって検査が行われていないことが投資者保護上のリスクとなっているとの指摘を踏まえ、検査対象業者数に対する検査を実施する業者数の割合（カバレッジ）を増加させる必要がある。

その他、効率的・効果的で実効性ある検査のあり方については、将来に向かって幅広く検討を行い、証券監視委の態勢、能力の強化を継続的に図っていく。

２．検査実施方針

（１）検査対象先の特性に応じた重点検証事項

①　業態その他の特性に着目した検証

イ．金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証

公正・透明な質の高い金融・資本市場を形成していく上で、金融商品取引業者等が顧客管理、売買管理、引受審査等を通じて、市場を悪用・濫用する者の参加を未然に防止するゲートキーパーとしての機能を十分に発揮することが極めて重要であることから、金融商品取引業者等がこれらの役割を果たしているかについて重点的に検証する。

これらのうち、本年４月１日からの改正犯罪収益移転防止法の施行も踏まえ、取引時確認及び疑わしい取引の届出の的確な履行が、国際的な連携の下に実施されている資金洗浄対策及びテロ資金対策の観点から重要であることに鑑み、口座開設時に取引を行う目的や職業の確認が行われているか、なりすましの疑いがある場合等において適切に再確認が行われているか、疑わしい取引の届出が適正に行われているか、それらを的確に行うための態勢が構築されているかについて検証する。また、反社会的勢力への対応について、情報収集等により反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢が整備されているかについて検証する。

また、金融商品取引業者等は、有価証券の引受業務により、企業が市場を通じて事業活動のための資金を投資家から調達する仲介機能を担っている。有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から適切に行われているか等について検証する。特に、新規上場については、公開引受に係る審査態勢が適切に機能しているかについて検証する。更に、証券化商品やリスクの高いデリバティブ商品の組成、販売等を行う金融商品取引業者等に対しては、そのリスク管理態勢、販売管理態勢等について検証する。

ロ．法人関係情報の管理（不公正な内部者取引の未然防止）等に係る検証

公募増資に関連したインサイダー取引の問題も踏まえ、不公正な内部者取引を未然に防止する等の観点から、金融商品取引業者等において法人関係情報が厳格に管理されているかについて重点的に検証する。具体的には、上場企業による公募増資等の法人関係情報に係る登録・情報隔壁、内部者取引に関する売買の審査、情報の不適切な伝達及び利用の防止等の状況について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

ハ．公正な価格形成を阻害するおそれのある行為への対応状況の検証

自己・委託注文による公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の有無、更にはこうした行為の防止策としての金融商品取引業者等の売買管理態勢等に対する検証を行う。その際、不公正取引の防止の観点から実効的な売買審査が行われているか、特に、公募増資価格の値決め日等の特定日及び大引け間際等の特定の時間帯又は市場の価格形成に影響を与えるような大量の発注等を繰り返す特定の顧客等に着目した審査が行われているか、海外関係会社等から受託する注文について原始委託者を把握する方策を講じているか等について検証する。また、空売り規制（空売りの明示確認、価格規制、売付けの際に株の手当てのない空売り(naked short selling)の禁止、公募増資に関連した書面交付義務等）に係る管理態勢（フェイルの発生に係る管理態勢を含む。）について検証する。

インターネットやDMAを通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者等に対しては、インターネット取引を利用した見せ玉等による相場操縦の事案が認められた状況も踏まえ、顧客の注文が直接市場に取り次がれるといった特質を考慮した実効性ある売買管理態勢が構築されているか等について検証する。

ニ．投資勧誘の状況に係る検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、金融商品取引業者等において、適切な投資勧誘や顧客対応が行われているかについて重点的に検証する。

投資勧誘状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして不適当な勧誘が行われていないか、顧客の属性に見合った説明責任が果

たされているかなど、適合性原則の観点から検証する。

特に、投資信託の販売や解約（乗換えを含む。）に際し、商品特性・リスク特性、損益、分配金、手数料、信託報酬をはじめとする顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明が行われているか検証する。

店頭デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の販売においては、想定最大損失や解約清算金を含めた重要なリスク等の当該商品に対する投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明等が行われているか検証する。

更に、投資者が接する機会の多い広告に関し、投資効果、市場要因、注文成立状況等について著しく人を誤解させるような表示等を行っていないか検証する。このほか、投資者保護上重要となる苦情処理態勢の整備状況について検証を行う。

ホ．投資運用業者等の業務の適切性及び法令等遵守に係る検証

投資運用業者等は、投資者から信任を受け、投資者の利益のために運用を行う者であるが、その運用状況を投資者が直接検証することは非常に困難であること等を踏まえ、投資者保護等を図る観点から、忠実義務、善管注意義務等の法令等遵守状況、利害関係人等との取引に係る利益相反管理態勢、デュー・ディリジェンス機能の実効性等を検証する。

特に、平成 23 年度の検査において、企業年金の資金運用を受託していた投資一任業者が、投資一任契約の締結の勧誘において虚偽の事実を告知している行為や虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為等を行っていたほか、受託者としての忠実義務に違反し、企業年金の利益を害した事案が認められたことから、投資一任業者に対しては、金融庁による投資一任業者への一斉調査の内容等を踏まえ、監督部局とも連携し、平成 24 年度から集中的な検査を実施しているところである。

集中的な検査の実施に当たっては、外部から重要性・有用性の高い情報を収集する専門の窓口（年金運用ホットライン）の設置と年金運用の専門家の配置により、年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化している。

専門家による、情報の提供者等に対する積極的な働きかけや、対話型の情報収集と質の高い分析は、検査実施の優先度の判断や検査における検証の着眼点の明確化に有効であることから、効率的・効果的な検査の実施のため、この取組みを強化していくこととする。

へ．信用格付業者の業務管理態勢の検証

信用格付業者については、利益相反防止や格付プロセスの公正性確保といった観点から業務管理態勢が整備されているか、格付方針等に係る情報が適切に開示されているか等について検証する。

ト．ファンド業者の法令等遵守状況の検証

集団投資スキーム（ファンド）持分の運用・販売を行う業者（自己運用業を行う投資運用業者、第二種金融商品取引業者をいい、適格機関投資家等特例業務届出者を含む。以下「ファンド業者」という。）については、これまでの検査において、出資金の分別管理が不適切な状況（出資金の流用・使途不明等）、虚偽の説明・告知、誤解させるような表示、無登録業者に対する名義貸し、適格機関投資家等特例業務届出者が特例業務の要件を満たさずに登録が必要となるファンドの販売・運用を行った事例等、多数の法令違反事例等が認められている。こうした状況に鑑み、業務運営の適切性や分別管理の状況を含む法令等遵守状況について検証する。

また、適格機関投資家等特例業務届出者については、金商法違反行為等を行う悪

質な事例が引き続き認められている。証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、必要に応じ、禁止命令等の申立て、検査・調査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。

チ．投資助言・代理業者の法令等遵守状況の検証

投資助言・代理業者については、これまでの検査において、役職員の基本的な法令の知識や法令等遵守意識の著しい欠如等を原因として、無登録業務を行っている状況、無登録業者に対する名義貸し、顧客に対する情報提供が不適切な状況等、多数の法令違反事例等が認められている。こうした状況に鑑み、法令等遵守状況の検証に注力する。

リ．自主規制機関等の機能発揮のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか及び機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、会員等に対する規則の制定、監査・考査、処分等を行う業務、上場審査・管理及び売買審査を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集等の反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。

また、金融商品取引所、清算機関、振替機関等については、IOSCO などが公表した「金融市場インフラのための原則」等を踏まえ、システムリスク管理態勢など、市場インフラとしての機能を円滑かつ適切に果たすための態勢の整備状況等について検証する。

ヌ．無登録業者に対する対応

無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘といった重大な金商法違反に対しては、監督部局、捜査当局等との連携を強化し、必要に応じて裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を活用し、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、禁止命令等の申立て、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。

② 内部管理態勢・財務の健全性等に係る検証

イ．内部管理態勢等に係る検証

検査において業務運営上の問題が認められた場合には、その背後にある内部管理態勢及びリスク管理態勢（以下「内部管理態勢等」という。）の適切性・実効性の検証を行い、問題の把握に努める。内部管理態勢等の検証においては、態勢整備に関し、経営陣をはじめとした組織的な関与及び取組みがなされているかどうかに留意する。

特に、市場における位置付けや業務の特性により、内部管理態勢等の整備の重要性が高いと考えられる大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、常日頃からグループ全体の状況を把握するとともに、フォワード・ルッキングな観点から内部管理態勢等の適切性に重点を置いた検証を行い、連結規制・監督の導入に対応した適切な検査を実施する。

ロ．システムリスク管理態勢に係る検証

近年、金融商品取引業者等の業務運営における IT システムへの依存度はますま

す高まっており、また、個人投資家の間にインターネットを通じた証券取引や FX 取引への参加が定着するとともに、私設取引システム（ＰＴＳ）の取扱高が増大しているなど、金融取引において IT システムは重要なインフラとなっている。

こうした状況においては、投資者保護、更に市場及び金融商品取引業者等への信頼性の確保の観点から、IT システムの安定性の確保及び危機管理が極めて重要である。検査においては、誤発注防止のための対応、障害発生時の対応、情報セキュリティ管理及び外部委託管理を含め、リスクの顕在化の予防に向けたシステムリスク管理態勢の適切性・実効性及び業務継続計画の実効性について検証を行い、態勢整備への経営陣の関与について確認を行う。

ハ．財務の健全性等に関する検証

第一種金融商品取引業者等に係るこれまでの検査において、顧客分別金信託や顧客区分管理信託を不正に流用している状況や純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等、財務の悪化等に起因するとみられる事例が認められたことから、監督部局、日本証券業協会及び日本投資者保護基金との緊密な連携を図りながら、このような疑いのある業者に対しては、顧客資産の分別管理・区分管理の状況並びに純財産額及び自己資本規制比率の状況について重点的に検証する。

（２）効率的・効果的で実効性ある検査の実施

①　業態その他の特性等を踏まえたリスクに基づく検査実施の優先度の判断

検査対象先の選定に当たっては、検査対象先の業態、規模、その他の特性を勘案し、その時々の市場環境等に応じ、原則として、以下の考え方に基づき、検査実施の優先度を判断する。

なお、市場を巡る横断的なテーマが認められる場合には、必要に応じ、共通の課題のある検査対象先に対して機動的に検査を行う。

また、個別業者の検査においては、事前に重点的に検証すべき事項を特定し、当該事項に焦点を当てたメリハリのある検査を行う。

イ．継続的に検証を行う対象

検査対象業者のうち、個人投資家を含む多数の投資者等との取引を行い市場の中核的な役割を担う第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）及び投資者の信任を受け、投資者の利益のために資産運用を行う投資運用業者等については、市場の担い手としての位置付け等に鑑み、原則として、継続的に検査を実施し、業務運営の適切性、財務の健全性等の検証を行うこととする。

また、投資者の投資判断に大きな影響を与える信用格付を付与し、利用者に対して幅広く公表・提供している信用格付業者についても、金融・資本市場における情報インフラとしての役割や国際的な金融規制改革の趣旨に鑑み、原則として、継続的に検査を実施し、業務管理態勢の整備状況等の検証を行うこととする。

ただし、証券監視委の人的資源の制約により、全ての業態について一律に継続的な検査を実施することは困難であることを踏まえ、監督部局等との密接な連携等により業態全般の実態を的確に把握するように努めつつ、検査の頻度や検証項目に濃淡をつける等の対応を行うこととする。

投資一任業者については、上記（１）①ホ．の通り、引き続き集中的な検査を実施する。

なお、具体的な検査対象先の選定に当たっては、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に収集し、分析を行うと同時に、市場環境の変化、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案し、検査実施の優先度を判断する。

ロ．随時検査を行う対象

上記イ．以外の検査対象の登録業者（第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、金融商品仲介業者等）については、業態、規模その他の特性及び証券監視委の人的資源に比し検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況等を踏まえ、法令等の遵守状況、自主規制機関への加入状況等を勘案しつつ、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、個別に検査実施の優先度を判断する。

これらの業者については、新たに、登録後できるだけ早期に、業務運営体制の整備状況を把握する取組みも実施する。

また、適格機関投資家等特例業務届出者については、法令等の遵守状況、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、個別に優先度を判断し、証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し検証を行う。

ハ．無登録業者

無登録業者による重大な金商法違反に対しては、平成 23 年の金商法改正により同年 11 月から導入された民事効等の施策の実施状況をみつつ、必要に応じ、上記ロと同様に個別に優先度を判断し、裁判所への禁止命令等の申立てのための調査を適切に実施する。

② 実効性のある検査の実施

イ．予告検査の実施

立入検査については、原則は無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて予告検査とする。

ロ．双方向の対話の充実

検査においては、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める。特に、内部管理態勢等の整備に責任を有する経営陣との意見交換により、問題点等に関する経営陣の認識を確認し、自主的な改善努力を促す。

ハ．検査の実効性を阻害する行為に対する厳正な対処

検査における双方向の対話の重要性に対する理解が深まる一方で、一部においては検査忌避等、検査の実効性を阻害する行為が見られる。証券監視委の使命を十分果たしていくため、このような行為に対しては、厳正に対処していく。

③ 金融庁・財務局等との連携強化

金融庁・財務局等の監督部局との間では、監督を通じて把握された検査に有効な情報や検査を通じて把握された監督に有効な情報をタイムリーに交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、連携を図る。また、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループに対する検査・監督については、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングとの間で切れ目のない連携を図る。

金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点等から、必要に応じ、連携して金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する検査を実施するとともに、情報交換を行う。

外国証券規制当局との間では、外資系業者、海外にも拠点を置く本邦の業者、海外の拠点で本邦投資者向け業務を実施している業者、海外に取引先のある業者の検査等に関して、情報交換や検査・調査の実施における協力などを通じて、連携を強化する。また、グローバルに活動する大規模な証券会社等について設置された監督カレッジへの対応や信用格付業者の検査において、主要な外国証券規制当局と適切に連携する。

ファンド業者による詐欺的な事例並びに無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘が認められる状況に鑑み、これらに対応するため、監督部局、捜査当局等との連携を強化する。

④　自主規制機関との連携

自主規制機関との間では、これらの機関が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委の行う検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努める。こうした観点から、自主規制機関との間で、検査実施計画の調整、情報交換及び研修等における連携を推進する。

⑤　検査基本指針及び検査マニュアルの見直し・公表

検査の実効性を阻害する行為に対して厳正に対処し、効率的かつ効果的な検査の実施等を図る観点から、検査の基本事項や検査実施の手続き等を定めた証券検査に関する基本指針の見直しや制度改正等に応じて金融商品取引業者等検査マニュアルの見直しを行う。これらについては公表することにより、検査の透明性及び予測可能性の向上に資することとする。

なお、本基本方針は、平成 25 年４月時点の市場を取り巻く情勢等を踏まえて作成したものであり、今後、必要に応じて随時見直すこととする。

第２　証券検査基本計画

１．基本的考え方

（１）検査実施計画については、検査実施方針に則り策定することとする。なお、市場環境の変化や個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。

（２）検査の実施に当たっては、証券監視委及び財務局等証券取引等監視官部門の間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等証券取引等監視官部門を支援し、一体的に検査に取り組む。

２．証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）、投資運用業者等及び信用格付業者	150 社（うち財務局等が行うもの 110 社）＜投資一任業者に対する集中的な検査を含む。＞
第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等	随時実施
自主規制機関等	必要に応じて実施
無登録業者	必要に応じて実施

（注）上記の検査計画数は、期中の計画の見直し、特別検査の実施等により変更があり得る。

第３　金融商品取引業者等検査マニュアルの改正

１　経緯

金融庁において、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを推進するため、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」等の一部改正案が公表された。

これを踏まえ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」等の一部改正案を公表し、パブリックコメント（平成 26 年２月 27 日～同年３月 28 日）に付した。

２　改正（案）のポイント

監督指針に（１）反社会勢力との取引の未然防止（入口）、（２）事後チェックと内部管理（中間管理）、（３）反社会的勢力との取引解消（出口）に係る態勢整備等についての着眼点が追加されることを踏まえ、反社会的勢力への対応に係る検証項目を追加する。

第４　検査実績

平成 25 年度においては、内部管理態勢及びリスク管理態勢の整備の重要性が高いと考えられる大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについて、常日頃からグループ全体の状況を把握するとともに、フォワード・ルッキングな観点から内部管理態勢等の適切性に重点を置いた検証を行う取組みを開始した。具体的には、監督部局とも連携しつつ、年間を通じてオフサイトでのヒアリング等により業務実態を十分に把握することで、業界共通の課題やリスクを明確化し、オンサイトでの検査における検証テーマを絞り込むことにより、検査をより効果的・効率的に実施するものである。

また、金融庁検査局が「金融モニタリング基本方針」に基づき実施する SIFIs（Systemically Important Financial Institutions。金融システム上重要な金融機関。ここでは、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループを指す。）に対する検査と連携（検証項目の設定やオンサイト・モニタリング（立入検査）の時期・方法等）した検査を実施している。

第二種金融商品取引業者について、平成 24 年度に検査を実施したＭＲＩ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ，ＩＮＣ．において、出資金の流用や顧客に対する虚偽告知等の公益又は投資者保護上問題のある行為が認められたことなどを踏まえ、多数の個人投資家向けにファンドの販売を行う業者に対して重点的に検査を行った。さらに、登録後できるだけ早期に、登録申請書等に記載されたとおりの業務運営体制が構築されているかを把握する取組み（以下「登録事項検査」という。）を開始した（投資助言・代理業者についても実施。）。こうした取組みの結果、第二種金融商品取引業者に対する検査着手件数が大幅に増加した。

⑴　平成 25 年度における証券監視委及び財務局長等の検査の実施状況は、以下のとおりである（40 頁別表参照）。

①　第一種金融商品取引業者等（継続的に検証を行う対象）

平成 25 年度においては、第一種金融商品取引業者等 150 業者に対する検査を計画し、実績としては、97 業者（第一種金融商品取引業者 69 業者、登録金融機関９業者、投資運用業者等 19 業者（投資運用業者 16 業者、投資法人３法人））に対し検査に着手した。

平成 25 年度に検査着手したもののうち、66 業者（第一種金融商品取引業者 41 業者、登録金融機関９業者、投資運用業者等 16 業者（投資運用業者 13 業者、投資法人３法人））については、同年度中に検査が終了している。

また、平成 23 年度及び同 24 年度において検査に着手し、同 24 年度末までに検査が終了していなかった 60 業者（第一種金融商品取引業者 22 業者、登録金融機関５業者、投資

運用業者 33 業者）については、同 25 年度末までにすべての検査が終了している。

なお、ＡＩＪ問題を受けて、投資一任業者について、その業態の特性等に鑑み、特に企業年金を顧客とする業務の実態や法令等遵守状況について優先して検証する必要が認められたことから、証券監視委及び財務局等の証券取引等監視官部門は、金融庁による一斉調査の内容等を踏まえた監督部局との連携により、平成 24 年度から実施している投資一任業者に対する集中的な検査として、47 件の投資一任業者に対する検査を実施した。

② 第二種金融商品取引業者等（随時検査を行う対象）

平成 25 年度においては、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等に対する検査は、随時実施することとしていたが、実績としては、第二種金融商品取引業者 108 業者、投資助言・代理業者 29 業者、適格機関投資家等特例業務届出者 23 業者、金融商品仲介業者８業者の計 168 業者に対し検査に着手した。このうち、第二種金融商品取引業者 50 業者、投資助言・代理業者７業者については、登録事項検査である。なお、第二種金融商品取引業者に対する検査着手件数は、前年度比で 88 業者の増加となった。

平成 25 年度に検査着手したもののうち、120 業者（第二種金融商品取引業者 77 業者、投資助言・代理業者 23 業者、適格機関投資家等特例業務届出者 13 業者、金融商品仲介業者７業者）については、同年度中に検査が終了している。このうち、第二種金融商品取引業者 44 業者、投資助言・代理業者７業者については、登録事項検査である。

また、平成 23 年度及び同 24 年度において検査に着手し、同 24 年度末までに検査が終了していなかった第二種金融商品取引業者５業者、投資助言・代理業者 18 業者、適格機関投資家等特例業務届出者９業者、金融商品仲介業者３業者の計 35 業者については、同 25 年度末までに２業者（第二種金融商品取引業者１業者、投資助言・代理業者１業者）を除き、すべての検査が終了している。このうち、投資助言・代理業者１業者については、登録事項検査である。

なお、第二種金融商品取引業者については、個人投資家向けにリスクの高い金融商品を取り扱う業者において公益又は投資者保護上問題のある行為が明らかとなっていることを踏まえ、平成 26 年度からは、特に、多数の個人投資家向けにファンドの販売等を行う業者について、継続的に検証を行う対象とすることとしている。

③ 自主規制機関等

平成 25 年度においては、必要に応じ検査を実施することとしていたが、金融商品取引所２社及び金融商品取引所持株会社１社に対し検査に着手し、すべての検査が同年度中に終了している。

④ その他

平成 25 年度においては、振替機関１機関及び指定親会社２業者に対し検査に着手し、振替機関については、同年度中に検査が終了している。

（注） 検査が終了したものとは、検査対象先に対し検査終了通知書を交付したものをいう（ただし、検査対象先の事情等により検査終了通知書の交付を行わないものもある。）。

なお、平成 25 年度に検査が終了した 283 件のうち、172 件について、臨店検査終了後、３月以内に検査終了通知書の交付を行っている。

上記の検査計画件数及び検査着手件数は、検査対象先が複数の検査対象業務を兼営してい

る場合は、主たる業務に着目して分類・計上しているが、兼営している他の業務に関しても、主たる業務の検査の際に併せて検査を実施している。

なお、証券検査には、平成 13 年以降、検査の質的水準の向上及び検査手続の透明性の確保を図ることを目的とした「意見申出制度」が設けられている。具体的には、検査中に検査官と検査対象先が十分議論を尽くした上でなお意見相違となった事項については、検査対象先は証券監視委事務局長宛てに意見申出書を提出することができることとされている。意見申出があった場合には証券監視委事務局内の証券検査課以外の課に在籍する者が審理結果案を作成し、証券監視委が第三者的な視点からの審理を行うこととなっている。

平成 25 年度に検査が終了した検査(同 23 年度及び同 24 年度に検査着手したものを含む。)において、金融商品取引業者５業者から意見申出制度に基づく意見申出書の提出があり、所要の処理を行った。そのうち２件については、検査対象先の意見により検査終了通知書等の一部を修正している。

⑵　平成 25 年度に検査が終了したもの(同 23 年度及び同 24 年度に検査着手したものを含む。)のうち、重大な法令違反等が認められた 18 件については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を行うよう勧告を行い、これを受けて監督部局が行政処分を行っている。

また、勧告事案に限らず検査において認められた問題点については、検査対象先に通知するとともに、オフサイトのモニタリングに資するため監督部局へ伝えている。

なお、平成 25 年度の勧告事案については本章第６に、平成 25 年度に検査が終了した金融商品取引業者等において認められた主な問題点については本章第７に記述している。また、タイムリーな情報発信の観点から、勧告事案についてはその都度、主な問題点については四半期毎にウェブサイトに掲載している。

別表　平成 25 年度の検査実施状況

業務の種別	計画	実績		検査対象業者数	実績	
	［検査先数］（注１）	［検査先数］（注１）（着手ベース）	［延べ数］（注２）（着手ベース）	（注３）［延べ数］（注２）	［検査先数］（注１）（検査終了ベース）	（うち 23 年度、24 年度着手分）
第一種金融商品取引業者	150 業者	69	70	278	63	22
登録金融機関		9	9	1,107	14	5
投資運用業者		16	27	314	46	33
投資法人		3	3	60	3	0
信用格付業者		0	0	7	0	0
第二種金融商品取引業者	随時実施	108	146	1,272	81	4
投資助言・代理業者		29	81	1,008	40	17
適格機関投資家等特例業務届出者		23	34	3,022	22	9
金融商品仲介業者		8	11	791	10	3
自主規制機関等	必要に応じて実施	3	3	13	3	0
その他	－	3	3	－	1	0
合計		271	387	7,872	283	93

（注１）　「検査先数」については、検査対象先が複数の業務の種別の登録を受けている場合に、主たる業務に基づ

き分類・計上している。

（注２）　「延べ数」については、検査対象先が複数の業務の種別の登録を受けている場合に、当該登録を受けている全ての業務の種別に計上している。

（注３）　検査対象業者数は、平成 26 年３月末時点のものである。

⑶　平成 25 年度に終了した証券監視委及び財務局長等による検査の１検査対象当たりの平均延べ検査投入人員（臨店期間分）は、第一種金融商品取引業者 128 人日、第二種金融商品取引業者 19 人日、投資運用業者 168 人日、投資助言・代理業者 37 人日、登録金融機関 33 人日、適格機関投資家等特例業務届出者 50 人日、金融商品仲介業者 23 人日、自主規制機関等 50 人日となっている。なお、第一種金融商品取引業者のうち最少検査投入人員は 18 人日、最多検査投入人員は 601 人日となっている。

第５　検査結果の概要

１　第一種金融商品取引業者等に対する検査

平成 25 年度に検査が終了した第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者及び登録金融機関をいう。以下本章において同じ。）は計 77 業者であり、39 業者において問題点が認められた。これら 39 業者の問題点のうち、不公正取引に関するものは５業者、投資者保護に関するものは 10 業者、財産・経理等に関するものは６業者、その他業務運営に関するものは 27 業者となっている。

平成 25 年度においては、円 LIBOR に係る不適切な行為、親法人等からの顧客に関する非公開情報を受領する行為、厚生年金基金の役職員に対し特別の利益を提供している状況等の法令違反行為等が認められた。

また、公募増資に関連したインサイダー取引の問題を踏まえ、法人関係情報の管理態勢について重点的に検証を行った結果、法人関係情報に係る営業管理態勢に係る不備が看過されたまま投資勧誘が行われている事例が認められた。

このほか、顧客に対して適切に説明を行うための業務運営体制の整備を行わずに、投資信託・債券間で不適切な乗換勧誘を行っている等の事例がみられた。

２　第二種金融商品取引業者に対する検査

平成 25 年度に検査が終了した第二種金融商品取引業者は計 81 業者であり、16 業者（第二種金融商品取引業以外の業務を主に行う業者において、第二種金融商品取引業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら 16 業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは 12 業者、財産・経理等に関するものは１業者、その他業務運営に関するものは９業者となっている。

第二種金融商品取引業者が取り扱うファンドのうち、いわゆる「事業型ファンド」については、株式のような公衆縦覧型の開示規制の対象となっていないことから、投資者保護のためには、業者の顧客に対する相対の説明が極めて重要である。

こうした中、平成 25 年度においては、ＭＲＩ問題を始めとして、出資金の流用や顧客に対する虚偽告知等、個人投資家向けにリスクの高い金融商品を取り扱う業者において公益又は投資者保護上極めて重大な問題のある行為が認められた。

３　投資助言・代理業者に対する検査

平成 25 年度に検査が終了した投資助言・代理業者は計 40 業者であり、31 業者（投資助言・代理業以外の業務を主に行う業者において、投資助言・代理業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら 31 業者の問題点のうち、投資者保

護に関するものは21業者、その他業務運営に関するものは16業者となっている。

平成25年度においては、無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いをする重大な法令違反行為等が認められた。その中には、海外ファンドから販売手数料等を受領していないとしながら、実際には、海外法人を経由するなどして、海外ファンドの発行者等から顧客の購入額に応じた報酬を受領していた事例もみられた。

4　投資運用業者等に対する検査

平成25年度に検査が終了した投資運用業者等は計49業者であり、23業者（投資運用業以外の業務を主に行う業者において、投資運用業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら23業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは13業者、財産・経理等に関するものは２業者、その他業務運営に関するものは16業者となっている。

○　投資一任業者に対する集中的な検査

ＡＩＪ問題を受けて、投資一任業者について、その業態の特性等に鑑み、特に企業年金を顧客とする業務の実態や法令等遵守状況について優先して検証する必要が認められたことから、証券監視委及び財務局等の証券取引等監視官部門は、金融庁による一斉調査の内容等を踏まえた監督部局との連携により、平成24年度から実施している投資一任業者に対する集中的な検査として、47件の投資一任業者に対する検査を実施した。

今回の集中的な検査においては、ＡＩＪ事案を踏まえ、

- 投資一任契約締結に至るまでの過程で、顧客に対する働きかけ、勧誘及び説明は、適切に行われているか、
- 投資一任契約に基づく運用の開始に当たり、運用資産の十分な調査（デュー・ディリジェンス）に基づき、適切に投資判断及び投資指図を行っているか、
- 投資一任契約に基づく運用資産の状況について、適切にモニタリングを行い、顧客に適切に報告しているか、

等について、幅広い検証を行った。

その結果、平成24、25年度においては、５業者について、法令違反が認められたことから、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、行政処分を求める勧告を行った。

具体的には、

- 投資一任契約の運用指図を行う際、価格の十分な調査等を行っていない状況（善管注意義務違反）
- 投資一任契約の顧客勧誘資料に、他の商品の運用実績を表示する行為等（虚偽・誤解表示）
- 単一の投資信託のみを投資対象とする投資一任契約を勧誘又は締結する際に、当該投資信託と最終投資対象が同一である他の投資信託について解約制限や償還延長が生じているという事実を説明していない状況（誤解表示）
- みなし公務員に対し、投資一任契約を受託することを目的として、頻繁に接待を行う行為（特別の利益の提供）
- 受託した投資一任契約に関し、報酬を過大に受領し、必要な調査等を行わずに投資判断を行い、また、適正な時価評価をせず純資産価額を報告する行為（忠実義務違反）

の法令違反行為が認められた。

また、その他に、運用資産に海外を含む外部のファンドを組み入れている状況で、適切なデュー・ディリジェンス及びモニタリングを行っていない事例等、20業者において問題点が認められた。

５　適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査

平成 25 年度に検査が終了した適格機関投資家等特例業務届出者は 22 業者であり、12 業者（適格機関投資家等特例業務以外の業務を主に行う業者において、適格機関投資家等特例業務に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。

具体的には、適格機関投資家からの出資を受けずに適格機関投資家等特例業務の要件を満たさないまま勧誘又は運用する行為、成功報酬や配当金などに関する取扱いについて実際の取扱いとは異なる事実が記載された勧誘資料等を用いてファンドを勧誘する行為、新規公開株等の売買の勧誘を無登録でする行為等の金商法違反の行為や、ファンド出資金の流用等の投資者保護上問題のある行為が認められた。

６　金融商品仲介業者に対する検査

平成 25 年度に検査が終了した金融商品仲介業者は計 10 業者であり、２業者において問題点が認められた。これら２業者の問題点のうち、その他業務運営に関するものは２業者となっている。

第６　証券検査の結果に基づく勧告等

平成 25 年度において、証券検査の結果に基づき行政処分勧告等を行った事案は以下のとおりである。

なお、適格機関投資家等特例業務届出者については、行政処分を行うことができないことを踏まえ、平成 24 年度からは、証券検査の結果、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、検査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うこととしている。

１　第一種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告

⑴　アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（アール・ビー・エス証券会社東京支店）

（勧告日：平成 25 年４月５日）【附属資料２－４－３⑴①（番号１）参照】

①　円 LIBOR に係る不適切な行為

〔金商法第 51 条〕

当社トレーダー等は、円 LIBOR 呈示担当者に対し、当該トレーダー等が行っていた円金利に係るデリバティブ取引に有利になるよう、LIBOR を変動させることを目的として、呈示レートの変更を要請するなどの働きかけを継続的に行っていた。

また、こうした働きかけを長期間にわたり看過し、当該行為を放置し適切な対応を行っていないなど、当社の内部管理態勢には重大な不備が認められた。

②　親法人等からの顧客に関する非公開情報を受領する行為

〔金商法第 44 条の３第１項第４号に基づく金商業等府令第 153 条第１項第７号〕

当社チーフ・オペレーティング・オフィサー（以下「ＣＯＯ」という。）は、関連銀行統合業務に係る統合会議に日常的に参加しており、銀行業務に関与している状況にあった。このような状況において、銀行顧客に関する非公開情報をＣＯＯは複数回、当社チーフ・エグゼクティブ・オフィサー（当時）は１回受領していた。

また、当社コンプライアンス部は、ＣＯＯが銀行統合に関する会議へ参加していたこと等につき社内から報告を受けていたが、事実関係を何ら調査していないなど、当社の内部管理態勢に不備が認められた。

⑵　ドイツ証券株式会社

（勧告日：平成 25 年 12 月５日）【附属資料２－４－３(1)①（番号 12）参照】

○　厚生年金基金の役職員に対し特別の利益を提供している状況

〔金商法第 38 条第７号に基づく金商業等府令第 117 条第１項第３号〕

厚生年金基金の役職員はみなし公務員であるところ、当社の年金ソリューション営業部は、３つの厚生年金基金の理事長らに対して接待等を行い、金融商品取引契約につき多額の利益提供を行っていた。

⑶　Ｌｉａｉｓｏｎ　Ｊａｐｏｎ証券株式会社（旧商号：プロフィット証券株式会社）

（勧告日：平成 26 年１月 17 日）【附属資料２－４－３(1)①（番号 15）参照】

①　純財産額が法定の最低純財産額に満たない状況

〔金商法第 52 条第１項第３号（同法第 29 条の４第１項第５号ロに該当することとなったとき）〕

当社は、短期貸付金の回収が不能となったこと等に伴い貸倒引当金を計上した結果、当社の純財産額は、法令で定める金額（５千万円）に満たない状況となった。

②　業務の運営に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況

〔金商法第 51 条〕

当社は、A社の発行する社債に投資することを事業目的とする合同会社の社債（以下「本件社債」という。）に係る販売勧誘を行うにあたり、A社と密接な関係を有するＢ事業会社の事務所の一部に当社の営業所を開設し、Ｂ事業会社の従業員を当社の歩合外務員として採用し、本件社債の販売勧誘を行わせていたが、当該営業所での業務実態を把握していない等、業務管理が著しく杜撰な状況下で本件社債の販売勧誘を行っていた。

２　第二種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告

⑴　ライツマネジメント株式会社

（勧告日：平成 25 年４月 16 日）【附属資料２－４－３(1)①（番号２）参照】

①　信託受益権の取得勧誘において顧客に対し虚偽のことを告げる行為

〔金商法第 38 条第１号〕

当社営業員は、いわゆる劇場型勧誘により、当社が販売する信託受益権を購入すれば短期間で儲かる等の虚偽の事実を告げていた。

②　報告徴取命令に対する虚偽の報告等

〔金商法第 52 条第１項第６号〕

当社は、上記①の劇場型勧誘の事実関係につき、関東財務局長の報告徴取命令に対し、虚偽の報告を行った。

③　無登録の信託受益権を販売している状況

〔金商法第 52 条第１項第９号〕

当社が販売した信託受益権は、法令により発行者は内閣総理大臣の登録を受けなければならないところ、当該登録を受けていなかった。

④　信託受益権が適切に管理・運用されていないことを認識しながら、新たな信託受益権の取得勧誘を継続している状況等

〔金商法第 52 条第１項第９号〕

当社は、信託財産が本来の運用目的とは異なり適切に管理・運用されていないことを認識していたにもかかわらず、信託受益権の販売を継続し、さらには事業収益等について裏付けとなる資料を一切確認しないまま、発行者から口頭で伝えられた、信憑性に疑義のある事業収益等を記載した信託財産状況報告書を顧客に送付していた。

⑤　契約締結前交付書面等の記載の不備
〔金商法第 37 条の３第１項及び第 37 条の４第１項〕
当社が信託受益権を販売した際に、顧客に交付した契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面には法定の事項が記載されていない等の不備が認められた。

⑵　ＭＲＩ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ，ＩＮＣ.
（勧告日：平成 25 年４月 26 日）【附属資料２－４－３(1)①（番号３）参照】

①　顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等
〔金商法第 52 条第１項第９号〕
当社が取得勧誘を行うファンドにおいて、顧客出資金がファンド事業に用いられることなく、他の顧客に対する配当金等の支払いに充てられていた。このような状況の中、顧客への配当金等の支払遅延が発生しているにもかかわらず、当該ファンドの取得勧誘を継続していた。

②　金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
〔金商法第 38 条第１号〕
当社ウェブサイト及び顧客向けパンフレット等の内容を検証したところ、実際のファンド運用状況は上記①のとおりであったにもかかわらず、「出資金はファンド事業にのみ充てられる」「配当金は出資対象事業によって得られた利益から支払う」と虚偽告知が行われている状況が認められた。

③　虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為
〔金商法第 47 条の２〕
当社は、期末における資産合計及び負債・純資産合計について、実態と異なる数値を記載した事業報告書を関東財務局長に提出した。

④　報告徴取命令に対する虚偽の報告
〔金商法第 52 条第１項第６号〕
当社は、証券取引等監視委員会が検査の過程において発出した報告徴取命令に対し、第三者機関と共同して信託口座に対する内部査定を実施した旨回答しているが、当該事実は認められなかった。

なお、本件検査は、米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission）より協力がなされた。

⑶　Ｗｉｔｈ　Ａｓｓｅｔ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ株式会社
（勧告日：平成 25 年８月２日）【附属資料２－４－３(1)①（番号６）参照】

①　ファンドの運用が適切でないと認識しながら行う勧誘行為等
〔金商法第 52 条第１項第９号〕
当社は、ファンド資金の運用先であるＡ社において貸金業の登録を受けていないと認識していたにもかかわらず、ファンド勧誘を行い、ファンド資金を用いてＡ社に対する資金提供を漫然と継続していた。また、Ａ社への金銭貸付けにつき、Ａ社の財務状況等の確認等が行われていないなど、ファンドの資金運用として行う必要のある運用状況の把握等が行われていなかった。

②　当社営業員により不当な社債の私募又は募集の取扱いが行われており従業員管理態勢が不十分な状況
〔金商法第 52 条第１項第９号〕
当社営業員は、無登録業者からの指示により、複数の顧客に対して勧誘をし、社債を取得させていた。当該営業員行為は、無登録金融商品取引業に該当するものと認められるが、

当社代表取締役及び当社管理部門において、漫然と見過ごされていた。

③　ファンド持分の取得勧誘に関して、顧客に対し、虚偽のことを告げる行為

〔金商法第 38 条第１号〕

当社営業員は、実際の運用実績を上回る虚偽の運用実績を記載した運用報告書を使用し、ファンド持分に係る取得勧誘を実施していた。

⑷　株式会社ディベックス

（勧告日：平成 25 年８月 30 日）【附属資料２－４－３(1)①（番号８）参照】

①　ファンドの出資持分の取得勧誘において顧客に対し虚偽のことを告げる行為

〔金商法第 38 条第１号〕

当社は、ファンドの出資持分の取得勧誘にあたり、顧客に対しファンド出資金を外国為替証拠金取引等により運用する旨を記載した契約書等を交付し説明していた。しかしながら、当社は調達した資金を当社事業に充てることを予定しており、実際にも調達した資金について上記運用を一切行っていなかった。

②　ファンドの出資金について分別管理が確保されていないままファンドの出資持分の取得勧誘を行う行為

〔金商法第 40 条の３〕

当社は、ファンド出資金について分別して管理することが確保されていないにもかかわらず、ファンドの出資持分の取得勧誘を行った。

③　不正又は著しく不当な行為を行っている状況

〔金商法第 52 条第１項第９号〕

当社は、ファンド出資金を自社の事業に流用し、さらに当該状況を認識しながらファンドの出資持分の取得勧誘を継続するとともに、ファンドから当社私募債への不適切な乗換え勧誘等を行っていた。

④　報告徴取命令に対する虚偽報告

〔金商法第 52 条第１項第６号〕

当社は、関東財務局長からの報告徴取命令に対し、ファンドの出資者数等について、虚偽の報告を行った。

⑸　ジーク投資顧問株式会社

（勧告日：平成 25 年 12 月９日）【附属資料２－４－３(1)①（番号 13）参照】

①　金融商品取引契約の締結の勧誘に関する虚偽告知等

〔金商法第 38 条第１号、第 40 条の３、第 47 条の２並びに第 52 条第１項第６号及び第９号〕

当社は、ファンド出資金を会社経費等に流用していたが、当該ファンド持分の取得勧誘にあたり、顧客に対し出資対象事業で運用を行う旨の虚偽のことを告げ、勧誘を継続していた。また、顧客からの出資金に係る分別管理が確保されていない状況でファンド持分の取得勧誘を行っており、さらには、当局からの報告徴取命令に対し、複数のファンドの状況を報告せず、虚偽の事業報告書を提出し、虚偽の報告を行っていた。

②　検査忌避

〔金商法第 198 条の６第 11 号〕

当社代表取締役等は、臨店検査初日に正当な理由なく検査官の事務所立入りを拒んだほか、当社社員は、事実を隠蔽するために、同日夜間、複数の電子ファイルを消去した。

⑹　株式会社ＰＲＯＵＤ　Ａｓｓｅｔ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ

（勧告日：平成 26 年３月 25 日）【附属資料２－４－３(1)①（番号 18）参照】

○　無登録業者による投資事業有限責任組合の出資持分の取得勧誘に加担している状況等
〔金商法第 51 条及び第 52 条第１項第１号〕
当社の監査役は、無登録でファンド持分の取得勧誘を行う別会社の取締役を兼職しており、当該別会社において主体的に、違法行為を行っていた。また、当社代表取締役は、当該別会社の違法行為に加担（当社の旧商号の銀行口座や当社の商号等が記載された勧誘資料を別会社に使用させること）していた。
なお、当社は、平成 25 年７月以降、第二種金融商品取引業を行っていない状況にあった。

３　投資助言・代理業者に対する検査結果に基づく勧告

⑴　Ｋ２Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ株式会社

（勧告日：平成 25 年９月 27 日）【附属資料２－４－３ (1)①（番号９）参照】

○　無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況
〔金商法第 29 条〕
当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けずに、外国投資証券の商品内容等の説明、取得申込手続のサポートを行うことにより取得契約を成立させ、当該取得契約の対価として外国投資証券の発行者から委託を受けている管理会社等から報酬を受領しており、外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っていた。

⑵　アブラハム・プライベートバンク株式会社

（勧告日：平成 25 年 10 月３日）【附属資料２－４－３ (1)①（番号 10）参照】

①　無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っている状況
〔金商法第 29 条〕
当社は、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業の登録を受けずに、親会社と海外の関連会社と実質的に一体となって、外国投資証券及び外国で発行される集団投資スキーム持分（以下「海外ファンド」という。）の商品内容等の説明、取得申込手続のサポートを行うことにより取得契約を成立させ、当該取得契約の対価として海外ファンドの発行者等から報酬を受領しており、海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っていた。
②　著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為
〔金商法第 37 条第２項〕
当社の広告について検証したところ、実態と異なる以下の表示を行っている状況が認められた。
○　当社の助言サービスと他社が販売する複数の積立商品を比較し、当社商品が最も高い平均利回りを上げている旨を表示
○　当社の手数料は業界最安値である旨を表示
○　運用会社等から販売手数料等は受取っていない旨を表示
③　顧客の利益に追加するため財産上の利益を提供する行為
〔金商法第 41 条の２第５号〕
当社は、投資顧問契約を締結した顧客より、過去実績から想定された投資実績に遠く及ばない等の理由で、助言報酬の免除等の依頼を受け、当社は、当該顧客に対し、２年分に相当する助言報酬を全額免除した。

⑶　ＩＦＡ　ＪＡＰＡＮ株式会社

（勧告日：平成 25 年 10 月３日）【附属資料２－４－３ (1)①（番号 11）参照】

○　無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況

〔金商法第 29 条〕

当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けずに、外国投資証券の商品内容等の説明、取得申込手続のサポートを行うことにより取得契約を成立させ、当該取得契約の対価として外国投資証券の発行者から委託を受けている管理会社等から報酬を受領しており、外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っていた。

⑷　株式会社トラヴィス・コンサルティング

（勧告日：平成 26 年２月 21 日）【附属資料２－４－３(1)①（番号 16）参照】

○　無登録業者に名義貸しを行っている状況

〔金商法第 36 条の３〕

当社は、当社の名義をもって、金融商品取引業の登録を受けていない法人２社に、投資顧問契約の締結、電子メール等による国内株式の価値等に関する助言等の投資助言業務を行わせた。

⑸　Ｋ２Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ株式会社

（勧告日：平成 26 年３月５日）【附属資料２－４－３(1)①（番号 17）参照】

○　業務停止命令違反

〔金商法第 52 条第１項第６号〕

当社は、業務停止命令期間中にもかかわらず、代表取締役が投資信託受益証券等を紹介する内容のセミナー動画を当社ウェブサイトに掲載し、顧客と当該セミナー動画の視聴に係る新たな契約を締結し、視聴料を徴収した上で、アクセス権を付与していた。

また、電子メールにて個別有価証券の取得に関する投資助言等も行っていた。

４　投資運用業者に対する検査結果に基づく勧告

⑴　プラザアセットマネジメント株式会社

（勧告日：平成 25 年６月 25 日）【附属資料２－４－３(1)①（番号４）参照】

○　投資一任契約の締結又はその勧誘に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

〔金商法第 38 条第７号に基づく金商業等府令第 117 条第１項第２号等〕

当社は、当社が設定し運用を行うファンドを組み入れることを前提とした投資一任契約の締結及びその勧誘にあたり、当該ファンドが比較的高い流動性リスクを有することについて一般的な説明を行っていたが、当該ファンドと最終的な投資先が同一である他のファンドについて解約の受付が停止された等の投資判断上重要な事実を説明していなかった。

⑵　株式会社ケートス・キャピタル・パートナーズ

（勧告日：平成 25 年６月 28 日）【附属資料２－４－３(1)①（番号５）参照】

○　年金基金関係者に対し特別の利益を提供している状況

〔金商法第 38 条第７号の規定に基づく金商業等府令第 117 条第１項第３号〕

当社は、厚生年金基金を含む複数の年金基金の関係者に対し、頻繁に接待を行い、多額の利益を提供していた。

当社は、平成 21 年６月に投資助言・代理業の登録を受け、同 22 年６月に投資運用業の登録を受けているが、それぞれ助言報酬の獲得や投資一任契約の締結等を目的として接待が行われたものと認められた。

⑶　アマデウスアドバイザーズ株式会社

（勧告日：平成 25 年８月 30 日）【附属資料２－４－３(1)①（番号７）参照】

①　一任報酬を過大に受領している状況等（忠実義務違反）

〔金商法第 42 条第１項〕

当社は、年金基金との投資一任契約に基づき、当社が組成に関与し、個々に投資一任契約等を締結する匿名組合を階層的に組み入れた投資事業有限責任組合を投資対象先に組み入れているが、当該階層的投資スキームについてどのような投資経済効果があるかについて合理的な説明ができておらず、顧客資産を内部的に受渡ししているだけの各匿名組合からそれぞれ一任報酬を受領することにより、年金基金から得た一任報酬を過大に受領しており、また、階層的に組み入れている匿名組合で発生する各種報酬について顧客に十分な説明を行っていない。

②　投資決定のための必要な調査等を行っていない状況（善管注意義務違反）

〔金商法第 42 条第２項〕

当社は、投資先を選定するにあたり行うべき投資決定のための必要な調査等を全く実施しないまま投資を行い、また、投資後の運用状況のモニタリング等も全く行っていなかった。

③　運用財産の純資産価額について適正な時価評価をせずに報告を行っている状況（善管注意義務違反等）

〔金商法第 42 条第２項及び第 42 条の７第１項〕〕

当社は、当社が組成したファンドの純資産価額（ＮＡＶ）について、適正な時価評価をせず、年金基金や信託銀行に事実と異なるＮＡＶを報告していた。また、事実と異なるＮＡＶを記載した運用報告書を顧客である年金基金に交付していた。

⑷　株式会社Ｇｌｏｂａｌ　Ａｒｅｎａ　Ｃａｐｉｔａｌ

（勧告日：平成 25 年 12 月 11 日）【附属資料２－４－３(1)①（番号 14）参照】

①　集団投資スキーム持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

〔金商法第 38 条第１号〕

当社は、集団投資スキーム持分の取得勧誘にあたり、投資対象事業、配当の性質、当社の概要について、実態と相違した虚偽の説明を行っていた。

②　顧客出資金の目的外運用及び流用

〔金商法第 42 条第１項〕

当社は、当社又は第三者のために、契約書等で記載した石油関連事業とは異なる運用（当該事業と関係ない会社の株式及び土地への投資）を行っており、また、ファンド出資金の一部を当社の運転資金として流用していた。

③　純財産額が法定の基準を下回っている状況等

〔金商法第 47 条の２及び第 52 条第１項第３号（同法第 29 条の４第１項第５号ロに該当することとなったとき）〕

当社は、関連会社から受けた土地等の現物出資等により、純資産額の増加に係る会計処理を行っていたが、当該土地等の所有権移転登記は行われておらず、当該事実等に基づき修正したところ、当社の純財産額は法令で定める金額（５千万円）に満たない状況となった。また、当社は、実態と異なる純資産額等を記載した事業報告書を提出していた。

５　適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査結果等の公表

⑴　Ｆ－ＢＲＡＮＤ株式会社

（公表日：平成 25 年４月４日）【附属資料２－４－３(1)④（番号１）参照】

① 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
〔金商法第 63 条第４項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第 38 条第１号〕
当社は、Ｆ－ＳＥＥＤ株式会社（以下「ＳＥＥＤ社」という。）が組成する匿名組合に出資している顧客に対して、ＳＥＥＤ社から当社に出資金を移管するように働きかけ、出資金を主に外国為替証拠金取引で運用するとして、勧誘を行っている。しかしながら、実際には、当社に移管される出資金は既にＳＥＥＤ社によって費消され毀損しているため、出資金を移管することができる状態ではなく、また、当社には出資金を外国為替証拠金取引で運用する意思がなく、運用した事実もないことから、当社の上記行為は、金融商品取引契約の締結・勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げる行為に該当するものと認められた。
② 出資金の流用
当社は、出資金を、顧客との契約内容で定められた運用やこれに関連する費用と関係のないＳＥＥＤ社の経費等に流用していた。

⑵ 株式会社Ｌｉｍｉｔ　Ｉｎｖｅｓｔａｇｅ
（公表日：平成 25 年６月 26 日）【附属資料２－４－３(1)④（番号２）参照】
① 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
〔金商法第 63 条第４項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第 38 条第１号〕
当社は、ファンドの運用による収益の有無に関係なく、架空の収益を計上し、当該架空の収益から顧客に分配金を支払うとともに、当該架空の収益から分配金を控除した額を成功報酬として収受する意図を有し、実際にこれに沿った取扱いを行っていた。しかしながら、当社は、上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、収益が生じない限り、分配金の支払及び成功報酬の収受を行わない旨を表示した勧誘資料等により勧誘を行っていた。
② 出資金の流用
当社は、出資金を、顧客との契約内容で定められた運用やこれに関連する費用と関係のない当社の経費の支払に流用していた。
③ 無登録業者への取得勧誘の委託
当社は、無登録業者と業務委託契約を締結した上、ファンド持分の取得勧誘を行わせていた。

⑶ 株式会社プラスワン・エコノミー
（公表日：平成 25 年 12 月 11 日）【附属資料２－４－３(1)④（番号３）参照】
① 無登録業者による金融商品取引業を行う旨の表示及び金融商品取引契約の締結の勧誘行為
〔金商法第 31 条の３の２第１号及び同条第２号〕
当社は、金融商品取引業の登録がないにもかかわらず、顧客に対し、新規公開株等の売買又はその取次ぎを行う旨を告げて、新規公開株等の取得勧誘を行っていた。
② 報告徴取命令に対する虚偽報告
当社は、関東財務局長が発出した報告徴取命令に対して、ファンドの営業は行っていない旨を関東財務局長に報告していたが、実際には、ファンドへの出資勧誘を行っていた。

⑷ スマイリングパートナーズ株式会社
（公表日：平成 26 年２月４日）【附属資料２－４－３(1)④（番号４）参照】
① 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

〔金商法第 63 条第４項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第 38 条第１号〕

当社は、当社ウェブサイトにおいて、当社が取得勧誘を行い、運用するファンドについて、当社専属のプロトレーダーが運用を行っていると記載しているが、実際には、ある時期以降プロトレーダーは存在しないなど、金融商品取引契約の締結・勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げる行為を行っていた。

② 投資者保護上問題が認められる状況

当社は、ファンドの運用を委託している外国法人からのファンドの配当金及び償還金の支払いが停止しているにもかかわらず、ファンドの取得勧誘を継続しており、また、当社のファンドに対する運用管理は著しく杜撰な状況にあった。

⑸ スラージュマン株式会社

（公表日：平成 26 年２月４日）【附属資料２－４－３(1)④（番号５）参照】

① 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

〔金商法第 63 条第４項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第 38 条第１号〕

当社は、当社ウェブサイト及び勧誘資料において、当社が取得勧誘を行い、運用するファンドについて、外国為替証拠金取引による運用を行うこと及び運用成果は月により変動することを記載しているが、実際には、外国為替証拠金取引による運用を行っておらず、専ら外国法人が発行する固定金利の無担保社債のみに投資しているなど、金融商品取引契約の締結・勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げる行為を行っていた。

② 投資者保護上問題が認められる状況

当社は、社債に係る利金及び償還金の支払いが停止しているにもかかわらず、ファンドの取得勧誘を継続しており、また、当社のファンドに対する運用管理は著しく杜撰な状況にあった。

⑹ 合同会社アセットアーク１号から同５号

（公表日：平成 26 年３月 10 日）【附属資料２－４－３(1)④（番号６）参照】

① 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

〔金商法第 63 条第４項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第 38 条第１号〕

当社は、ファンドが元本及び配当を保証した商品ではないにもかかわらず、「満期になれば投資元本が戻る。」、「２か月に１回投資金額の１％の利益配当が必ず得られる商品である。」などと、金融商品取引契約の締結・勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げる行為を行っていた。

② 投資者保護上問題のある業務運営

当社は、出資金の使途を把握せず、また、出資金を原資として配当金を支払うなど、出資金の管理を極めて杜撰に行っていた。

⑺ 株式会社ウィン西和

（公表日：平成 26 年３月 26 日）【附属資料２－４－３(1)④（番号７）参照】

① 第二種金融商品取引業及び投資運用業に係る無登録営業

〔金商法第 29 条〕

当社は、適格機関投資家等特例業務の要件として適格機関投資家からの出資が必要であるにもかかわらず、同出資を受け入れないまま、ファンド出資持分の私募及び出資金の運用を行っていた。

第７　証券検査の結果認められたその他の主な問題点

行政処分勧告等を行った事案のほかに、平成25年度に検査が終了した金融商品取引業者等に対する検査において認められた主な問題点は、以下のとおりである。

１　第一種金融商品取引業者等における問題点

⑴　投資者保護に関するもの

①　金融商品取引契約の勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

〔金商法第38条第７号に基づく金商業等府令第117条第１項第２号〕

当社の仕組債に係る勧誘説明資料において、当該仕組債の発行時よりTOPIXが上昇する場合、債券時価も連動して上昇し利益を享受できると理解できる旨の表示が行われていたが、実際には、当該仕組債の時価の上昇はTOPIXの上昇に必ずしも連動して上昇せず、投資者に誤解を生ぜしめるべき表示となっていた。

②　特定口座開設顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況

〔金商法第40条第２号に基づく金商業等府令第123条第１項第８号〕

当社システムにおいては、特定口座開設顧客が当該口座において保有する株式に係る株主割当増資（有償増資という。）が生じた際に、顧客が有償増資への申し込みを行うか否かにかかわらず、権利付最終日の翌営業日に、増資対象銘柄を保有する全顧客が有償増資の申し込みを行ったものとみなして、株式の平均取得単価が算出される仕様となっている。

このため、有償増資の申し込みを行わなかった顧客に係る平均取得単価については、当社において修正されなければならないところ、一部の顧客について修正が行われていなかったため、当該顧客に対する譲渡益税通知書等の「所得価額」等が誤って記載されていた。

③　外国債券の勧誘に関する管理態勢の不備

当社では、外国債券の勧誘については、高格付けの発行体の債券のみを扱っていることから、営業部店の現場における教育・指導で十分に対応できるものとしており、統括部門において、適切な勧誘行為を行うための教育・指導が行われていないほか、営業員における外国債券の勧誘状況について、通話記録等によるモニタリングが行われていなかった。

今回検査で外国債券の勧誘に係る状況を検証したところ、「元利・元本保証と誤解させるおそれのある勧誘」が複数の部店にわたり、複数の営業員において行われている状況が認められた。

④　契約締結前交付書面の未交付

〔金商法第37条の３第１項〕

当社は、国債に係る振替決済口座を開設する際に、顧客に交付すべき契約締結前交付書面を作成しておらず、顧客に対し交付していなかった。

⑤　投資者保護上問題のある投資信託・債券間の乗換勧誘

金商法は、投資信託の乗換勧誘に際し、乗換えに関する重要な事項について説明するよう求めている（金商業等府令第123条第１項第９号）が、これは、投資家が自らの判断に基づき合理的な投資を行えるよう、金融商品取引業者に対し、適切な説明と業務の運営体制の整備を求めるものである。

当社は、甲ブラジルレアル建投資信託（米国の社債券への投資運用）と乙ブラジルレア

ル建世銀債券の２商品について、多数の顧客に対して、甲から乙への乗換勧誘する一方で、他の多数の顧客に対して、乙から甲への乗換勧誘を行っている。

上記２商品は、投資信託と債券という異なる金融商品ではあるものの、乗換えに際して各種手数料が生じる一方、いずれもブラジルレアル・円という同一の為替リスクを負う商品であることから、投資家が合理的な投資を行うためには、その乗換勧誘に当たって、投資信託の乗換勧誘の場合と同様に、商品の特性や乗換えに係る費用等について、十分な説明が必要であると考えられる。

しかしながら、当社においては、投資信託及び外国債券のそれぞれの短期売却については制限されていたものの、異なる金融商品間の乗換えについては、商品の特性を踏まえたモニタリング等が行われておらず、また、２商品の特性が営業員に適切に周知されていなかったことから、顧客に対して、為替リスクに関する誤った説明に基づく勧誘が行われるなど、不適切な勧誘事例等が複数認められた。

※　本件における「乗換勧誘」とは、現に保有している投資信託受益証券等の売付けに伴う投資信託受益証券等の買付け等に係る勧誘に限らず、現に保有している有価証券の売付け等に伴う有価証券の買付け等に係る勧誘をいう。

⑵　財産・経理等に関するもの

①　自己資本規制比率の算出誤り等

〔金商法第 46 条の６〕

当社は、以下のとおり、誤った自己資本規制比率に係る算出を行い、当該誤った数値を当局に提出していた。

株券の市場リスク相当額について、(イ)一般市場リスク相当額、(ロ)個別リスク相当額、(ハ)一の銘柄のポジションの時価額が全ポジションの時価額の 20%を超える場合のリスク相当額を算出するに当たり、それぞれポジションの時価額に８％又は 16%を乗ずべきところ、４％又は 12%を乗じていた。

※　なお、本件は、平成 24 年３月末に施行された自己資本規制比率告示改正前の比率を用いていたものである。

②　自己資本規制比率の算出誤り等

〔金商法第 46 条の６〕

当社は、以下のとおり、誤った自己資本規制比率に係る算出を行い、当該誤った数値を当局に提出等していた。

○　市場リスク相当額の算出において、A 社に係る株式保有額が固定化されていない自己資本の額に百分の二十五を乗じて得た額を超える場合に該当することになったにもかかわらず、当該株式に係る市場リスク相当額に百分の五十を乗じて得た額を市場リスク相当額に加算していない状況が認められた。

③　自己資本規制比率の算出誤り等

〔金商法第 46 条の６〕

当社は、以下のとおり、誤った自己資本規制比率に係る算出を行い、当該誤った数値を当局に提出していた。

①　控除すべき固定資産の額から自己の債務の担保に供した土地の評価額を控除する際に、誤った側方路線影響加算率を適用して当該土地を評価していた。

②　指定国の代表的な株価指数を除く株式の個別リスク相当額は、銘柄ごとのロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額から、20%を乗じて得た額を超える部分に相当する額を控除した額に８％を乗じて得た額の合計額とすべきところ、銘柄ごとのロン

グ・ポジション又はショート・ポジションの時価額に４％を乗じて得た額の合計額としていた。

③　株式の 20%を乗じて得た額を超える部分に係るリスク相当額は、20%を乗じて得た額を超える部分に相当する額に 16%を乗じて得た額の合計額とすべきところ、20%を乗じて得た額を超える部分に相当する額に 12%を乗じて得た額の合計額としていた。

④　適格格付を付与された金融機関等に預け入れた外貨預け金の取引先リスク相当額は、帳簿価額に 1.2%を乗じて得た額の合計額とすべきところ、計上していなかった。

※　なお、上記②及び③については、平成 24 年３月末に施行された自己資本規制比率告示改正前の比率を用いていたものである。

⑶　その他業務運営に関するもの

①　金融商品仲介に係る業務の運営が不適切な状況

当行は、子会社である証券会社と金融商品仲介業務委託契約を締結する一方で、社内規程において、当該業務について行う範囲を証券口座開設業務に特化し、子会社証券会社の取り扱う金融商品に係る販売勧誘を禁止している。

しかしながら、経営陣主導のもと、そもそも社内規程上禁止されるため勧誘行為を実施する際の管理態勢が構築されていない中で、当該子会社証券会社からの受入手数料収入に係る収益獲得を優先し、目標達成に向けた推進がなされ、当該行為が多発している状況が認められた。

②　本人確認等義務違反

〔犯収法第４条第１項〕

当社は、Ａ社から外為証拠金取引（以下「ＦＸ取引」という。）に係る事業を承継した際、Ａ社より引き継いだ顧客に係る「顧客管理帳票」をＡ社が作成した本人確認記録とし、当該帳票を保存することにより、Ａ社が既に本人確認等を行っている顧客として、当該顧客とＦＸ取引を開始した。

しかしながら、当該帳票は、犯収法で定める本人特定事項や本人確認のためにとった措置等の記録が欠落しており、本人確認記録として不十分なものであった。

このため、当社は、引継顧客とＦＸ取引を行う際に新たに本人確認等を行わなければならないにもかかわらず、これを行わず、ＦＸ取引を行った。

③　事故届出未済

〔金商法第 50 条第１項〕

当社は、当社において発生した法令に違反する行為を知った際、当局へ遅滞なく事故届出を行う必要性を認識したが、一方で、当社は、業務方法書の変更届出手続きの準備を行っており、当該手続きに際し当局の心証を悪化させることをおそれたため、事故届出を行わなかった。

④　手数料免除の取扱いに係る社内管理態勢の不備

当社は、顧客に対する手数料免除の取扱いに関する規定を定めていない状況において、十分な検討を行わないまま、一部の顧客に対し例外的に手数料を免除していた。

⑤　仕組債の販売勧誘に係る管理態勢の不備

○　顧客の適合性に係る審査前に販売勧誘が行われている状況等

当社では、営業員が顧客に対し仕組債の販売勧誘を行う場合、社内規則により、事前に本部に勧誘申告書（適合性等審査）を提出し、承認を得る必要があるとしている。

しかしながら、当社営業員は、社内規則に違反し、顧客への勧誘等を行い買付けの意向が得られた段階（販売勧誘後）で、勧誘申告書を本部に提出している状況が常態化していた。

また、顧客の適合性を判断するための社内規則の整備が不十分な状況が認められた。

○　私売出し仕組債を販売勧誘する際の相手方となる人数の管理が不適切な状況

当社は、営業員からの上記勧誘申告書の提出を受けて、本部において、同一の有価証券に係る勧誘人数を管理（49 名以下）することとしている。

しかしながら、上記のとおり、当社営業員からは、販売勧誘の結果、顧客が購入の意向を示さない場合には、当該申告書の提出が行われていないため、営業員が販売勧誘を行った相手方の人数につき、適切に管理が行われていなかった。

⑥　信用取引に係る保証金の管理態勢の不備等

当社は、日本証券業協会の監査において、「法令（保証金預託率 30%維持）に違反して顧客に信用取引保証金を引き出させる行為」（以下「不当引出し」という。）を複数件指摘され、当社の信用取引保証金の管理は改善を要するとして注意喚起を受けた。しかしながら、当社は、信用取引保証金の管理に係る法令について役職員への周知の徹底等の不当引出しの再発防止策を十分に講じておらず、当社の信用取引に係る保証金の管理態勢には不備が認められ、その結果、依然として複数の不当引出しが発生していた。

⑦　法人関係情報に係る営業管理態勢の不備

当社は、法人関係情報管理に係る営業管理態勢上、以下のとおり、問題のある状況を看過していた。

○　投資に関する情報を支店に提供する部署に所属する職員が、社外の者から個人的に入手したとみられる特定銘柄に係る情報（増資等）について、法人関係情報管理の観点から、より慎重に管理し、取り扱う必要があったにもかかわらず、それを怠り安易に一支店の支店長に対して、投資勧誘に利用することを前提に提供していた。

○　また、当該支店長においても、法人関係情報管理の観点から、より慎重に管理し、取り扱う必要があったにもかかわらず、それを怠って安易に当該情報を利用した投資勧誘を行っていた。

２　第二種金融商品取引業者における問題点

○　投資者保護に関するもの

○　顧客に交付する書面の作成に係る内部管理態勢の不備

第二種金融商品取引業者が取り扱うファンド持分等のいわゆる「みなし有価証券」（いわゆる「事業型ファンド」に限る。）は、株式等と異なり、公衆縦覧型の開示規制の対象となっていないことから、業者が顧客に対して相対で適切な説明を行うことが重要である。また、みなし有価証券は、一般的に流動性が低いため、顧客が投資収益の配当及び財産の分配を実現したいと希望するタイミングで円滑に実現できない可能性が高いことから、流動性に関するリスクについての説明が特に重要であると考えられる。

当社が取り扱う海外のランドバンキング事業に投資する海外 LLC の社員権においては、契約上、当該社員権の譲渡には、他の社員全ての同意を要するため、投資家は、実質的には投資対象資産が売却されるまで投資収益の配当及び財産の分配を実現することができない性質を有しており、特に流動性の低い商品であった。

このため、顧客に対し特に慎重な説明を要すところ、一定期間内に配当及び財産の分配が行われるとは限らないものであるにもかかわらず、勧誘資料において、あたかも一定期

間内に配当及び財産の分配が行われると誤解を生じかねない不適切な記載をしており、当社の顧客に交付する書面の作成に係る内部管理態勢には不備が認められた。

3　投資助言・代理業者における問題点

⑴　投資者保護に関するもの

①　契約締結前交付書面の交付に関し、顧客に対し、顧客に理解されるために必要な方法等による説明をすることなく、金融商品取引契約を締結する行為

〔金商法第37条の３第１項及び第38条第７号に基づく金商業等府令第117条第１項第１号〕

当社は、電磁的方法（インターネット）により、顧客に対し契約締結前交付書面を交付することとしており、顧客に対し、当該書面の内容を確認したかどうかについて、インターネット上の質問項目に対して「はい」又は「いいえ」の回答を選択するように求めている。

しかしながら、当社のシステムは、顧客が「いいえ」を選択した場合であっても申込みが完了し、投資顧問契約を成立させる仕様となっており、顧客が契約締結前交付書面の内容を確認したかどうかを把握したうえで、契約を締結する体制が整備されていない。

また、今回検証の結果、契約締結前交付書面の内容を確認していないと回答した顧客数名との間で投資顧問契約を締結している事実が認められた。

②　無登録の海外FX業者を推奨している状況

当社は、会員サイトにおいて、レバレッジ規制の適用を受けず、高レバレッジで取引ができるとして無登録の海外ＦＸ業者を推奨していた。

⑵　その他業務運営に関するもの

①　投資助言業務に関する紛争解決措置の未整備

〔金商法第37条の７第１項及び第47条の２〕

当社は、登録申請時に、紛争解決措置としてＡ弁護士会等との協定を締結するとしていたものの、実際は、同協定を締結しておらず、当該措置を講じていない。

また、当局に提出を行った事業報告書の記載事項「紛争解決体制」において、当該協定を締結している旨の記載を行っていた。

②　登録事項の変更届出未済

〔金商法第31条第１項〕

当社は、当局に提出を行った登録申請書に、投資助言業務に関し助言を行う部門を統括する者としてＡ役員の氏名を記載していたが、実際にはＡ役員は当該業務を行っておらず、また、当局に対しその旨の変更届出を行っていなかった。

③　従業員管理態勢が不適切な状況

当社のＡ顧問は、過去に登録取消しの行政処分を受けた金融商品取引業者の元代表取締役であり、登録取消し後５年間は他の金融商品取引業者の役員又は政令で定める使用人になることができない者であったが、当社において、政令で定める使用人（金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者（金商業等府令第６条第２項））として、国内上場株式に関する投資判断を行い、顧客に対し投資助言を行っていた。

当社の代表取締役社長は、上記事実を把握しておらず、看過していた。

④　広告審査に係る内部管理態勢の不備

当社の広告等を検証したところ、以下の状況等の多数の不適切な記載が認められ、投資家に誤解を与えないか等の観点から検証を行うための広告審査態勢に不備が認められた。

○　当社は、自社の商品を「積立したい商品第１位」と掲載しているが、一般の投資家は、積立商品と称する幅広い商品の中で第１位であると誤認するおそれがあり、アンケート調査の対象となった特定の商品の範囲内で第１位と認識するのは困難な表記となっている。

○　当社は、自社を「海外投資コンサルティング第１位」などと掲載しているが、一般の投資家は、海外コンサルティングを行う者の中で第１位であると誤認するおそれがあり、特定の業者の中での第１位と認識するのは困難な表記となっている。

○　当社は、「投資助言契約累計等」と記載し、当社における当該金額を掲載しているが、一般の投資家は、これを当社の顧客が投資助言を受けて、現に投資している投資額の合算額と誤認するおそれがあり、当該金額に投資助言を受けた顧客が将来積立てる予定の金額を加えたもの等であると認識するのは困難な表記となっている。

⑤　犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認の未済等

〔犯収法第４条第１項及び第６条第１項〕

当社は、一部の顧客に対し、取引時確認を行っていなかった。

また、別顧客に対しては、取引時確認は行っていたものの、犯収法に基づく記録の作成を行っていなかった。

４　投資運用業者における問題点

⑴　投資者保護に関するもの

①　虚偽表示

〔金商法第 38 条第７号に基づく金商業等府令第 117 条第１項第２号〕

当社は、投資一任契約の締結に際し、顧客に対し、運用対象としているファンドの運用実績等が記載された勧誘資料を用いて説明を行っていたが、当該勧誘資料において、実際に組み入れていないファンドのリターンを含めて算出した数値を運用実績とする等、虚偽の記載が認められた。

②　特定投資家に対する告知義務違反

〔金商法第 34 条〕

当社は、年金基金等との投資一任契約の締結に際し、年金基金等に対し、自己（年金基金等）を特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができる旨の告知を行っていなかった。

③　法定書面の未交付及び運用方針の機関決定前に運用を開始した状況

〔金商法第 37 条の３第１項及び第 37 条の４第１項〕

当社は、投資一任契約の締結に当たり、顧客から早急に運用を開始するよう求められたため、運用方針の機関決定前に、かつ、契約書を取り交わす前に運用を開始しており、運用開始から２、３ヶ月経過した後に、当該顧客に対し、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面を交付していた。

④　ファンドのリストラクチャリング案実施に伴う顧客対応の不備

当社は、投資一任契約を締結する顧客のポートフォリオに組み込まれたファンドにおいて、当該ファンドの投資運用業者より、ファンド受益証券の保有方針（当該ファンド受益

証券を継続して所有又は他ファンド受益証券へ転換）等について、２案のリストラクチャリング案（リストラ案という。）を示されたところ、当社は、当該リストラ案について、運用戦略、運用資産、運用手法の具体的な差異等が顧客の運用にどのような影響を及ぼすかについて適切に必要なデュー・ディリジェンスを行っていない状況が認められた。

⑤　ファンド資産の時価算出等に係る業務管理態勢の不備

当社は、投資信託の基準価額の算出に当たり、当該投資信託に組み込まれた未公開株式の評価については、実際に当該未公開株式の取引が行われた場合には、その取引価格を時価とすることとしていた。

しかしながら、当社は、当該未公開株式の取引を実際に行っていたにもかかわらず、別の評価方法（未公開株式の発行企業の財務諸表等の資料から算出）で評価を行った。

このため、当社は、投資信託の基準価額の算出を誤り、更には当該誤った基準価額に基づき、過大に委託者報酬を算出し、受領した。

⑥　運用報告書の記載不備

〔金商法第 42 条の７第１項〕

当社が顧客に対し交付を行った運用報告書の内容を検証したところ、法定記載事項である運用財産に係る「有価証券の数」等について記載誤りが認められた。

⑦　投資運用業務における運用モニタリングが適切に行われていない状況等

当社は、投資一任契約に基づく運用財産の中に甲会社が発行する私募債を組み込んでいたが、①当該私募債の利払が遅延していたこと、②発行体である甲会社が債務超過に陥っていたこと、③発行体である甲会社の信用リスクが高まっていることを認識していたにもかかわらず、適切な対応策を講じておらず、当社の運用財産に係るモニタリングの状況は不適切であり、当社の業務の運営状況は、投資者保護上問題があると認められた。

⑵　財産・経理等に関するもの

○　純財産額を適切に把握していない状況

当社は、当社が保有する投資有価証券が相当程度減損しているおそれがあることを認識していたにもかかわらず、当該有価証券の発行会社と連絡がとれず評価するための資料が入手できないとして帳簿価額のまま資産計上を継続している等、適切に保有資産の時価を把握し、自社の純財産額の状況を確認することを怠っていた。

※　なお、検査において、当該発行会社の所在地を現地確認したところ、営業実態が確認できない状況であった。

⑶　その他業務運営に関するもの

①　金融商品取引業の登録のない海外運用会社が行う外国投資信託等の取得勧誘に該当するおそれのある行為に関与している状況

当社は、業務委託契約に基づき、海外運用会社に対し、国内の適格機関投資家に係る情報提供を行っていたが、当該海外運用会社は、第一種金融商品取引業者の登録を受けないまま当該情報に基づき、国内適格機関投資家に対し、自らが運用する外国投資信託等に係る商品説明を行うなど、取得勧誘を行っているおそれがあった。

当社は、上記状況を認識していたにもかかわらず、こうした取得勧誘行為の違法性について十分な検討を行わないまま当該海外運用会社に対して情報提供を行うなど、当該行為に関与していた。

② 利益相反防止に係る内部管理態勢が不十分な状況

当社は、投資一任契約に基づいて投資信託や投資証券（投資信託等という。）を組み入れるに当たり、投資一任契約を締結する顧客からの運用受託報酬のほかに、組み入れた投資信託等を運用する投資運用業者から顧客への情報提供等の対価として報酬を受領するなど、当社にとって当該投資信託等を組み入れるインセンティブが生じる構造となっている。

当社は、当該状況につき、利益相反のおそれのある状況であると認識していたにもかかわらず、十分な利益相反防止のための方策を実行していなかった。

③ モニタリング態勢の不備

当社は、投資対象資産に組み入れているヘッジファンド等に係るデューディリジェンスにおいて、継続的なモニタリングが必要であると認識した項目があるにもかかわらず、その後モニタリングを行っていなかった。

④ 運用権限の委託に係る法令要件の不備

〔金商法第 42 条の３第１項〕

当社は、匿名組合との投資一任契約に基づく運用権限の一部を、他の投資運用業者に委託していたが、法令（金商法第 42 条の３第１項）で規定される下記事項を定めることなく、これを行っていた。

（運用権限の委託に関する事項（金商業等府令第 131 条））

- 権利者のため運用を行う権限の全部又は一部の委託をする旨及びその委託先の商号又は名称
- 委託の概要
- 委託に係る報酬を運用財産から支払う場合には、当該報酬の額

第８　無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等

従来、登録を受けずに詐欺的な営業を行う無登録業者及び適格機関投資家等特例業務届出者（以下「無登録業者等」という。）については、金商法上の登録を受けた業者と異なり、監督・検査という通常の行政対応が困難であることから、金融庁・証券監視委としては、警察等捜査当局への情報提供や無登録業者等に対する警告書の発出及び業者名の公表等を行うこととし、その後は捜査当局により対応がなされてきた。

しかしながら、近年、無登録業者等による未公開株やファンドの販売等による被害が拡大し、社会問題化している状況に鑑み、これら無登録業者等に対する金商法第 192 条に基づく裁判所への禁止・停止命令の申立て（以下「192 条申立て」という。）及びそのための同法第 187 条に基づく調査（以下「187 条調査」という。）の活用が課題となってきた。

この制度は、証券監視委等からの申立てを受け、裁判所が、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができるものである（附属資料２－５－３参照）。

金商法第 192 条及び第 187 条については、米国の法制を参考にして昭和 23 年に制定された証券取引法の時代から同旨の条文が存在していたが、長い間活用されていなかった。しかし、平成 20 年の金商法改正によって、調査、検査等を通じ、日常的に金商法違反行為の監視を行っている証券監視委にも 192 条申立て及び 187 条調査の権限が委任された。さらに、平成 22 年の金商法改正によって、裁判所の命令の実効性を担保するため、命令に違反した法人に対し３億円以下の罰金という重い罰則が導入されたほか、迅速・柔軟な対応の観点から、証券監視委が 192

条申立て及び187条調査の権限を財務局長等に委任することも可能となった。

また、平成23年の金商法改正により、以下のとおり無登録業者に関する規制等が整備された。

・無登録業者が未公開有価証券の売付け等を行った場合における、その売買契約等の原則無効化

・無登録業者による広告・勧誘行為の禁止（１年以下の懲役、100万円以下の罰金）

・無登録業者に対する罰則の引上げ

３年以下の懲役、300万円以下の罰金　⇒　５年以下の懲役、500万円以下の罰金に改正

・無登録で業務を行う法人に対する罰則を行為者よりも重課（法人重課）

⇒　無登録で金融商品取引業を行う法人については、５億円以下の罰金

・従前、被申立人の住所地の地方裁判所に限り、192条申立てが可能であったが、違反行為が行われる地の地方裁判所でも申立てが可能に（192条申立ての裁判管轄の拡大）

こうした制度整備を受け、証券監視委は、金融庁・財務局の監督部局や捜査当局等と連携し、無登録業者等に関する情報収集・分析を精力的に進め、平成22年度に、制度導入以来初めて、無登録で未公開株等の勧誘を業として行っていた会社とその役員について192条申立てを行い、裁判所より命令が発出され、その後も同制度の活用を図ってきている。

また、平成24年度からは、192条申立てを行わない場合においても、187条調査の結果、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うこととしている。

平成25年度に192条申立てや187条調査の結果の公表を行った事例は、以下のとおりである。

①　株式会社ライフステージ

（申立日：平成25年11月12日）【附属資料２－５(2)７．参照】

株式会社ライフステージ（以下「Ｌ社」という。）、Ｌ社の代表取締役Ａ及びＬ社関係者Ｂ（以下、「Ｌ社ら」という。）は、金商法の登録を受けずに、多数の一般投資家に対し、Ｌ社の関連会社である外国法人が出資された資金を運用し、それにより生じた運用益を支払うことを内容とする契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の一般投資家に当該権利を取得させていた。また、Ｌ社らは、勧誘する権利を変更して当該権利に関する勧誘を本格的に実行し始めたところであった。

このため、平成25年11月12日、証券監視委は東京地方裁判所に対し、Ｌ社らを被申立人として、金商法違反行為（無登録で、金商法第２条第２項第５号又は第６号に掲げる権利の募集又は私募の取扱いを行うこと）の禁止等を命ずるよう192条申立てを行った。

本申立てを受け、東京地方裁判所は、同月26日、Ｌ社らに対して、申立て内容どおりの命令を下した。

②　アイエムビジョン株式会社

（申立日：平成25年１月10日）【附属資料２－５(2)８．参照】

アイエムビジョン株式会社（適格機関投資家等特例業務届出者。以下「Ｉ社」という。）及びＩ社の代表取締役Ａ（以下「Ｉ社ら」という。）は、出資対象事業が同一である12本の匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘を行い、多数の投資家から出資を受け、その出資金の運用を行っているが、適格機関投資家等特例業務の要件を満たしていなかった。また、Ｉ社らは受け入れた出資金を配当及びＩ社の経費に流用するなどして、出資金を毀損させていた。

このため、平成26年１月10日、証券監視委は名古屋地方裁判所に対し、Ｉ社らを被申立人として、金商法違反行為（無登録で、金商法第２条第２項第５号又は第６号に掲げる権利の募集又は私募を業として行うこと及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券等に対する投資として上記権利を有する者から出資等を受けた金銭等の運用を業として行うこと（ただし、出資金の運用に関する取引を結了する目的の範囲内

の行為は除く。)）の禁止等を命ずるよう 192 条申立てを行った。

Ｉ社は、同月 24 日、破産手続開始の申立てを行い、同日、名古屋地方裁判所からＩ社に対して破産手続開始決定が発令されたことから、証券監視委は、本申立て事案においては、Ｉ社財産の管理処分権が裁判所により選任された破産管財人に移行したことにより、現時点において、金商法違反行為が継続するおそれはないものと認められること、今後は、裁判所の監督の下で、破産管財人により、Ｉ社財産の適正かつ公平な清算が図られるものであることなどを考慮し、同月 31 日、申立ての取下げを行った。

第９　今後の課題

証券検査においては、検査対象業者の多様化・増加などの環境変化への対応に加え、最近において、ＡＩＪ問題や公募増資に関連したインサイダー取引の問題、ＭＲＩ問題など市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から極めて重大な法令違反が相次いで明らかになったことを踏まえ、市場仲介機能に対する投資者の信認の回復という課題に対応していく必要がある。

このため、証券監視委としては、効率的かつ実効性ある証券検査を実施する観点から、平成 26 年度証券検査基本方針（次頁以下参照）に掲げた以下のような施策に取り組んでいく考えである。

⑴　検査実施の優先度の判断を適切に行うため、多様な金融商品取引業者等の業態の特性、顧客の特性及び複雑化・多様化する金融商品・取引の特性を踏まえたリスク感度を一層高め、これらの特性に対応した形で情報の収集・分析能力を強化し、リスク・ベースでの検査対象先の選定、検査の着眼点の絞り込みを行う。

⑵　大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、監督部局と連携しつつ、年間を通じてオン･オフ一体による検査・モニタリングを実施する。

⑶　第二種金融商品取引業者については、ＭＲＩ問題を始めとして、個人投資家向けにリスクの高い金融商品を取り扱う業者において公益又は投資者保護上問題のある行為が明らかとなっていることを踏まえ、投資者保護の観点から、特に、多数の個人投資家向けにファンドの販売等を行う業者について、継続的に検査を実施する。

⑷　投資一任業者については、平成 24 年度から実施している集中的な検査で判明した問題点等を分析・精査するとともに、デュー・ディリジェンス及びモニタリングの実効性等に着目しつつ、継続的に検査を実施する。

⑸　投資助言・代理業者については、平成 25 年度の検査において、無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いをする重大な法令違反行為等が認められたことを踏まえ、類似の行為が行われていないか、法令等遵守状況、勧誘・説明態勢等の検証に注力する。

⑹　無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者による金商法違反行為等に対しては、証券検査や裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、必要に応じ、禁止命令等の申立て、検査・調査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。

平成 26 年 3 月 25 日
証券取引等監視委員会

平成 26 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

第１　証券検査基本方針

１．基本的考え方

（１）証券検査の役割

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護である。

証券検査の目的は、これらの使命を果たすため、金融商品取引業者などの業務や財産の状況の検査を通じて、金融商品取引業者などが、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

このため、証券検査においては、金融商品取引業者などによる法令等違反行為の有無の検証や個別の問題点の背後にある内部管理態勢の検証の充実に取り組んでいくことが求められる。

証券監視委は、法令等を逸脱し、市場の公正性・透明性に対する信頼を損ねる行為や投資者の利益を害する行為に対し、人材、能力を結集してその有する権限を行使することにより、今後も厳正に対処し、市場に警告を発する役割を果たしていく。

（２）検査対象業者の多様化・増加をはじめとする証券検査を巡る環境

金融商品取引法（以下「金商法」という。）の施行を含む数次にわたる制度改正により、証券検査の対象が多様化するとともに、対象業者数が大幅に増加し、全体で延べ約 8,000 社の規模となっている。また、金融商品・取引のイノベーションが進み、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化しており、金融商品取引業者等が関与する商品・取引も多様化・複雑化している。

こうした中、先の世界的な金融市場の混乱を踏まえ、各国当局の協調の下、金融グループ全体の業務・リスク状況の把握を図るための取組みが進められているところである。大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、常日頃からグループ全体の状況を把握する必要がある。

また、インターネットによる個人投資家の取引が増加するとともに、大量かつ多様な注文をスピーディーに処理するシステムを通じた機関投資家による大量かつ複雑な取引の執行が拡大していることを踏まえ、取引のインフラをなすＩＴシステムの信頼性の確保はその重要性を増している。

特に、金融商品取引所や金融商品取引業者等の取引システム障害等は、顧客の取引や市場に大きな影響を与えかねないことから、システムリスク管理態勢の適切性の検証に注力する必要がある。

（３）証券検査を巡る現下の課題

最近においては、ＡＩＪ問題、日本投資者保護基金による補償が必要となる事案の発生、公募増資に関連したインサイダー取引の問題など、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から極めて重大な法令違反が相次いで明らかとなったところである。また、第二種金融商品取引業者については、ＭＲＩ問題を始めとして、出資金の流用や顧客に対する虚偽告知等、個人投資家向けにリスクの高い金融商品を取り扱う業者において公益又は投資者保護上問題のある行為が明らかとなっている。

こうした金融商品取引業者等の市場仲介機能に対する投資者の信認を傷つける重大な問題に対しては、迅速・的確に検査を実施するとともに、検査においては、個別の法令の規定に係る法令違反の有無を検証するだけでなく、業務及び内部管理態勢の全般において法令遵守意識及び職業倫理を向上させるよう改めて促していかなければならない。

また、近年、無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘による個人投資家・消費者被害が拡大し、社会問題化している状況を踏まえ、金商法違反行為を行う無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者等に対しても、裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限等を活用し、関係当局との連携を図りながら引き続き厳正な対応を行う必要がある。

（４）検査対象先の特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査のための取組み

検査対象業者の多様化・増加をはじめとする証券検査を巡る環境の変化に対応しつつ、市場仲介機能に対する投資者の信認の回復という現下の課題に適切に対応していくためには、限られた人的資源を的確かつ有効に活用し、効率的・効果的で実効性ある検査を実施していく必要がある。

このため、検査実施の優先度の判断を適切に行うことが求められることから、①多様な金融商品取引業者等の業態の特性、②顧客の特性及び③複雑化・多様化する金融商品・取引の特性を踏まえたリスク感度を一層高め、これらの特性に対応した形で情報の収集・分析能力を強化していく。

その上で、個別業者の検査実施の優先度の判断に際しては、業態、規模その他の特性、その時々の市場環境等に応じて、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで検査対象先を選定する。あわせて、検査の実施においては、検査の着眼点を絞り込むほか、検査手法等も検査対象先や検査の着眼点に見合ったものとするよう努める。

投資一任業者については、平成 24 年度から実施している集中的な検査で判明した問題点等を分析・精査するとともに、継続的に検査を実施していく。

また、特に中小の金融商品取引業者について、長期間にわたって検査が行われていないことが投資者保護上のリスクとならないよう、検査を実施する業者数を増加させる。

その他、効率的・効果的で実効性ある検査のあり方については、将来に向かって幅広く検討を行い、証券監視委の態勢、能力の強化を継続的に図っていく。

２．検査実施方針

（１）検査対象先の特性に応じた重点検証事項

①　業態その他の特性に着目した検証

イ．金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証

公正・透明な質の高い金融・資本市場を形成していく上で、金融商品取引業者等が顧客管理、売買管理、引受審査等を通じて、市場を悪用・濫用する者の参加を未然に防止するゲートキーパーとしての機能を十分に発揮することが極めて重要であることから、金融商品取引業者等がこれらの役割を果たしているかについて重点的に検証する。

これらのうち、改正犯罪収益移転防止法の施行も踏まえ、取引時確認及び疑わしい取引の届出の的確な履行が、国際的な連携の下に実施されている資金洗浄対策及びテロ資金対策の観点から重要であることに鑑み、口座開設時に取引を行う目的や職業の確認が行われているか、なりすましの疑いがある場合等において適切に再確認が行われているか、疑わしい取引の届出が適正に行われているか、それらを的確に行うための態勢が構築されているかについて検証する。また、反社会的勢力との

関係の遮断に組織的に対応するため、経営陣の適切な関与の下、一元的な管理態勢を構築し、反社会的勢力との取引の未然防止、既存の契約の適切な事後検証及び取引解消に向けた取組みを実施しているかについて検証する。

また、金融商品取引業者等は、有価証券の引受業務により、企業が市場を通じて事業活動のための資金を投資者から調達する仲介機能を担っている。有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から適切に行われているか等について検証する。特に、新規上場については、公開引受に係る審査態勢が適切に機能しているかについて検証する。さらに、証券化商品やリスクの高いデリバティブ商品の組成、販売等を行う金融商品取引業者等に対しては、そのリスク管理態勢、販売管理態勢等について検証する。

ロ．法人関係情報の管理（不公正な内部者取引の未然防止）等に係る検証

公募増資に関連したインサイダー取引の問題やこれを受けた金商法改正を踏まえ、不公正な内部者取引を未然に防止する等の観点から、金融商品取引業者等において法人関係情報が厳格に管理されているかについて重点的に検証する。具体的には、上場企業による公募増資等の法人関係情報に係る登録・情報隔壁、内部者取引に関する売買の審査、情報の不適切な伝達及び利用の防止等の状況について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

ハ．公正な価格形成を阻害するおそれのある行為への対応状況の検証

自己・委託注文による公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の有無、更にはこうした行為の防止策としての金融商品取引業者等の売買管理態勢等に対する検証を行う。その際、不公正取引の防止の観点から実効的な売買審査が行われているか、特に、公募増資価格の値決め日等の特定日及び大引け間際等の特定の時間帯又は市場の価格形成に影響を与えるような大量の発注等を繰り返す特定の顧客等に着目した審査が行われているか、海外関係会社等から受託する注文について原始委託者を把握する方策を講じているか等について検証する。また、空売り規制（空売りの明示確認、価格規制、売付けの際に株の手当てのない空売り(naked short selling)の禁止、公募増資に関連した書面交付義務等）に係る管理態勢（フェイルの発生に係る管理態勢を含む。）について検証する。

インターネットやＤＭＡを通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者等に対しては、インターネット取引を利用した見せ玉等による相場操縦の事案が認められた状況も踏まえ、顧客の注文が直接市場に取り次がれるといった特質を考慮した実効性ある売買管理態勢が構築されているか等について検証する。

ニ．投資勧誘の状況に係る検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、金融商品取引業者等において、適切な投資勧誘や顧客対応が行われているかについて重点的に検証する。

投資勧誘状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして不適当な勧誘が行われていないか、顧客の属性に見合った説明責任が果たされているかなど、適合性原則の観点から検証する。

特に、投資信託の販売や解約（乗換えを含む。）に際し、商品特性・リスク特性、損益、分配金、手数料、信託報酬をはじめとする顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明が行われているか検証する。

店頭デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の販

売においては、想定最大損失や解約清算金を含めた重要なリスク等の当該商品に対する投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明等が行われているか検証する。

また、高齢の顧客や少額投資非課税制度（ＮＩＳＡ）を利用する投資知識・経験の浅い顧客に対する勧誘・説明態勢の整備状況について検証を行う。

さらに、投資者が接する機会の多い広告、勧誘資料等に関し、投資効果、市場要因、注文成立状況等について、虚偽の表示や著しく人を誤解させるような表示等を行っていないか検証する。このほか、投資者保護上重要となる苦情処理態勢の整備状況について検証を行う。

ホ．投資運用業者等の業務の適切性及び法令等遵守に係る検証

投資運用業者等は、投資者から信任を受け、投資者の利益のために運用を行う者であるが、その運用状況を投資者が直接検証することは非常に困難である。また、多くの投資運用業者において、運用資産に、海外を含む外部のファンドを組み入れている状況が見られ、適切なデュー・ディリジェンス及びモニタリングが重要となっている。

特に、投資一任業者に対する検査においては、顧客勧誘等に関し重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為、顧客に特別の利益を提供する行為、投資一任業務に係る忠実義務違反、善管注意義務違反等の法令違反行為が認められたことから、引き続き年金運用ホットラインを活用するなどして情報収集・分析を的確に行って検査実施の優先度の判断を行い、デュー・ディリジェンス及びモニタリングの実効性、投資勧誘の適切性、忠実義務、善管注意義務等の法令等遵守状況、利害関係人等との取引に係る利益相反管理態勢等を検証する。

ヘ．信用格付業者の業務管理態勢の検証

信用格付業者については、利益相反防止や格付プロセスの公正性確保といった観点から業務管理態勢が整備されているか、格付方針等に係る情報が適切に開示されているか等について検証する。

ト．ファンド業者の法令等遵守状況の検証

集団投資スキーム（ファンド）持分の運用・販売を行う業者（自己運用業を行う投資運用業者、第二種金融商品取引業者をいい、適格機関投資家等特例業務届出者を含む。以下「ファンド業者」という。）については、これまでの検査において、出資金の分別管理が不適切な状況（出資金の流用・使途不明等）、虚偽の説明・告知、誤解させるような表示、無登録業者に対する名義貸し、適格機関投資家等特例業務届出者が特例業務の要件を満たさずに登録が必要となるファンドの販売・運用を行った事例等、多数の法令違反事例等が認められている。こうした状況に鑑み、業務運営の適切性や分別管理の状況を含む法令等遵守状況について検証する。

特に、海外ファンドについては、商品の内容や特性を直接確認することや、国内の法令が直接適用されない場合等には投資者の権利・利益を保護することが困難であることを踏まえ、その販売等を行う業者において、ファンド及びその設定者・運用者等に対して、商品のリスクを反映した十分かつ適切なデュー・ディリジェンス及びモニタリングが行われているか、適合性の原則を始めとした投資者保護の観点から顧客勧誘等に問題がないかといった点の検証に注力する。

また、適格機関投資家等特例業務届出者については、金商法違反行為等を行う悪質な事例が引き続き認められている。これを踏まえ、証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し、金商法違反の行為や投資者保護

上問題のある行為が認められた場合には、必要に応じ、禁止命令等の申立て、検査・調査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。

チ．投資助言・代理業者の法令等遵守状況の検証

投資助言・代理業者については、平成 25 年度の検査において、無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いをする重大な法令違反行為等が認められた。その中には、海外ファンドから販売手数料等を受領していないとしながら、実際には、海外法人を経由するなどして、海外ファンドの発行者等から顧客の購入額に応じた報酬を受領していた事例もみられた。こうした状況に鑑み、類似の行為が行われていないか、法令等遵守状況、勧誘・説明態勢等の検証に注力する。

リ．自主規制機関等の機能発揮のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか及び機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、会員等に対する規則の制定、監査・考査、処分等を行う業務、上場審査・管理及び売買審査を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集等の反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。

また、金融商品取引所、清算機関、振替機関等については、ＩＯＳＣＯなどが公表した「金融市場インフラのための原則」等を踏まえ、システムリスク管理態勢など、市場インフラとしての機能を円滑かつ適切に果たすための態勢の整備状況等について検証する。

ヌ．無登録業者に対する対応

無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘といった重大な金商法違反に対しては、監督部局、捜査当局等との連携を強化し、必要に応じて裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を活用し、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、禁止命令等の申立て、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。

② 内部管理態勢・財務の健全性等に係る検証

イ．内部管理態勢等に係る検証

検査において業務運営上の問題が認められた場合には、その背後にある内部管理態勢及びリスク管理態勢（以下「内部管理態勢等」という。）の適切性・実効性の検証を行い、問題の把握に努める。内部管理態勢等の検証においては、態勢整備に関し、経営陣をはじめとした組織的な関与及び取組みがなされているかどうかに留意する。

特に、市場における位置付けや業務の特性により、内部管理態勢等の整備の重要性が高いと考えられる大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、常日頃からグループ全体の状況を把握するとともに、フォワード・ルッキングな観点から内部管理態勢等の適切性に重点を置いた検証を行う。具体的には、監督部局とも連携しつつ、年間を通じてオフサイトでのヒアリング等により業務実態を十分に把握することで業界共通の課題やリスクを明らかにするとともに、オンサイトでの検査における検証テーマを絞り込むことで検査をより効果的・効率的に実施する。加えて、その結果を翌年以降の検査等に有効活用していくサイクルを確立していく。

ロ．システムリスク管理態勢に係る検証

近年、金融商品取引業者等の業務運営におけるＩＴシステムへの依存度はますます高まっており、また、個人投資家の間にインターネットを通じた証券取引やＦＸ取引への参加が定着するなど、金融取引においてＩＴシステムは重要なインフラとなっている。

こうした状況においては、投資者保護、更に市場及び金融商品取引業者等への信頼性の確保の観点から、ＩＴシステムの安定性の確保及び危機管理が極めて重要である。検査においては、誤発注防止のための対応、障害発生時の対応、情報セキュリティ管理及び外部委託管理を含め、リスクの顕在化の予防に向けたシステムリスク管理態勢の適切性・実効性及び業務継続計画の実効性について検証を行う。その際、経営陣がシステムリスクの重要性を十分に認識しているか、ＩＴシステムに係る投資や運営、リスク管理などに主体的に関与しているか等についても検証する。

ハ．財務の健全性等に関する検証

第一種金融商品取引業者等に係るこれまでの検査において、顧客分別金信託や顧客区分管理信託を不正に流用している状況や純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等、財務の悪化等に起因するとみられる事例が認められたことから、監督部局、日本証券業協会及び日本投資者保護基金との緊密な連携を図りながら、このような疑いのある業者に対しては、顧客資産の分別管理・区分管理の状況並びに純財産額及び自己資本規制比率の状況について重点的に検証する。

（２）効率的・効果的で実効性ある検査の実施

① 業態その他の特性等を踏まえたリスクに基づく検査実施の優先度の判断

検査対象先の選定に当たっては、検査対象先の業態、規模、その他の特性を勘案し、その時々の市場環境等に応じ、原則として、以下の考え方に基づき、検査実施の優先度を判断する。

なお、市場を巡る横断的なテーマが認められる場合には、必要に応じ、共通の課題のある検査対象先に対して機動的に検査を行う。

また、個別業者の検査においては、事前に重点的に検証すべき事項を特定し、当該事項に焦点を当てたメリハリのある検査を行う。

イ．継続的に検証を行う対象

検査対象業者のうち、個人投資家を含む多数の投資者等との取引を行い市場の中核的な役割を担う第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）及び投資者の信任を受け、投資者の利益のために資産運用を行う投資運用業者等については、市場の担い手としての位置付け等に鑑み、原則として、継続的に検査を実施する。第二種金融商品取引業者については、投資者保護の観点から、特に、多数の個人投資家向けにファンドの販売等を行うものを、継続的な検査の対象とする。

また、投資者の投資判断に大きな影響を与える信用格付を付与し、利用者に対して幅広く公表・提供している信用格付業者についても、金融・資本市場における情報インフラとしての役割や国際的な金融規制改革の趣旨に鑑み、原則として、継続的に検査を実施する。

ただし、証券監視委の人的資源の制約により、全ての業態について一律に継続的な検査を実施することは困難であることを踏まえ、監督部局等との密接な連携等により業態全般の実態を的確に把握するように努めつつ、検査の頻度や検証項目に濃

淡をつける等の対応を行うこととする。
なお、具体的な検査対象先の選定に当たっては、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に収集し、分析を行うと同時に、市場環境の変化、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案し、検査実施の優先度を判断する。

ロ．随時検査を行う対象
上記イ．以外の検査対象の登録業者（投資助言・代理業者、金融商品仲介業者等）については、業態、規模その他の特性及び証券監視委の人的資源に比し検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況等を踏まえ、法令等の遵守状況、自主規制機関への加入状況等を勘案しつつ、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、個別に検査実施の優先度を判断する。
また、適格機関投資家等特例業務届出者については、法令等の遵守状況、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、個別に優先度を判断し、証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し検証を行う。

ハ．登録事項検査
上記イ．及びロ．によるもののほか、第二種金融商品取引業者及び投資助言・代理業者については、登録後できるだけ早期に、登録申請書等に記載されたとおりの業務運営体制が構築されているかを把握するための検査（以下「登録事項検査」という。）を実施する。

ニ．無登録業者
無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘といった重大な金商法違反に対しては、上記ロ．と同様に個別に優先度を判断し、裁判所への禁止命令等の申立てのための調査を適切に実施する。

② 実効性のある検査の実施
イ．予告検査の実施
立入検査については、原則は無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて予告検査とする。

ロ．双方向の対話の充実
検査においては、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める。特に、内部管理態勢等の整備に責任を有する経営陣との意見交換により、問題点等に関する経営陣の認識を確認し、自主的な改善努力を促す。

ハ．検査の実効性を阻害する行為に対する厳正な対処
検査における双方向の対話の重要性に対する理解が深まる一方で、一部においては検査忌避等、検査の実効性を阻害する行為が見られる。証券監視委の使命を十分果たしていくため、このような行為に対しては、厳正に対処していく。

③ 金融庁・財務局等との連携強化
金融庁・財務局等の監督部局との間では、監督を通じて把握された検査に有効な情

報や検査を通じて把握された監督に有効な情報をタイムリーに交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、連携を図る。また、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループに対する検査・監督については、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングとの間で切れ目のない連携を図る。

金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点等から、連携して金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する検査を実施するほか、検証項目の設定やオンサイトの検査の時期・方法等に関し、連携を一層強化する。

外国証券規制当局との間では、外資系業者、海外にも拠点を置く本邦の業者、海外の拠点で本邦投資者向け業務を実施している業者、海外に取引先のある業者の検査等に関して、情報交換や検査・調査の実施における協力などを通じて、連携を強化する。また、グローバルに活動する大規模な証券会社等について設置された監督カレッジへの対応や信用格付業者の検査において、主要な外国証券規制当局と適切に連携する。

ファンド業者による詐欺的な事例並びに無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘が認められる状況に鑑み、これらに対応するため、監督部局、捜査当局等との連携を強化する。

④　自主規制機関との連携

自主規制機関との間では、これらの機関が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委の行う検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努める。こうした観点から、自主規制機関との間で、検査実施計画の調整、情報交換及び研修等における連携を推進する。

⑤　検査基本指針及び検査マニュアルの見直し・公表

検査の実効性を阻害する行為に対して厳正に対処し、効率的かつ効果的な検査の実施等を図る観点から、検査の基本事項や検査実施の手続き等を定めた証券検査に関する基本指針の見直しや制度改正等に応じて金融商品取引業者等検査マニュアルの見直しを行う。これらについては公表することにより、検査の透明性及び予測可能性の向上に資することとする。

なお、本基本方針は、平成 26 年３月時点の市場を取り巻く情勢等を踏まえて作成したものであり、今後、必要に応じて随時見直すこととする。

第２　証券検査基本計画

１．基本的考え方

（１）検査実施計画については、検査実施方針に則り策定することとする。なお、市場環境の変化や個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。

（２）検査の実施に当たっては、証券監視委及び財務局等証券取引等監視官部門の間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等証券取引等監視官部門を支援し、一体的に検査に取り組む。

２．証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）、第二種金融商品取引業者、投資運用業者等及び信用格付業者	150 社（うち財務局等が行うもの 110 社）
投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等	随時実施
登録事項検査	登録件数等に応じて実施
自主規制機関等	必要に応じて実施
無登録業者	必要に応じて実施

（注）上記の検査計画数は、期中の計画の見直し、特別検査の実施等により変更があり得る。

第５章　取引調査

第１　概説

１　取引調査の目的

取引調査は、課徴金の対象となる行為のうち、内部者取引や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引について、証券市場における取引の公正の確保を図るため、金商法に基づく調査を行うものである。

【課徴金制度】

課徴金制度は、内部者取引や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引や開示書類の虚偽記載等の金商法上の一定の規定に違反する行為に対し、違法行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、これまでの刑事罰に加えて、行政上の措置として違反行為者に対して金銭的な負担を課す制度として、平成 16 年の証取法の改正により平成 17 年４月に導入された制度である。

証券監視委では、市場を取り巻く状況の変化に対応した、機動性・戦略性の高い市場監視の実現のため、課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査を行うことにより、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護に努めているところである。

取引調査を実施した結果、違反行為が認められた場合、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う（設置法第 20 条）。これを受け、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は審判手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで審判事件についての決定案を作成し、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる（附属資料２－４－４参照）。

２　取引調査の権限

取引調査の権限は、金商法第 177 条で定められており、

(1)　事件関係人若しくは参考人に出頭を求め、質問をし、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること

(2)　事件関係人に対し帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと

(3)　事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること

(4)　公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること

ができることとされている。

３　課徴金の対象となる行為及び課徴金額

課徴金制度導入以降、金商法等の累次の改正により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金水準を引き上げる見直しが行われている。

不公正取引に係る対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

(1)　風説の流布・偽計（金商法第 173 条）

課徴金額：違反行為（風説の流布・偽計）終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後１月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額等

（注）金融商品取引業者等が顧客等の計算において不公正取引を行った場合、それがファンドの運用として行われた場合には運用の対価の額を３倍した額を、その他の場合には、手数料、報酬そ

の他の対価の額を課徴金額として賦課。（以下同じ。）

(2)　仮装・馴合売買（金商法第 174 条）

課徴金額：違反行為（仮装・馴合売買）終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後１月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額等

(3)　現実売買による相場操縦（金商法第 174 条の２、旧金商法 174 条）

課徴金額：違反行為（現実売買による相場操縦）期間中に自己の計算において確定した損益と、違反行為終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後１月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額との合計額等

(4)　違法な安定操作取引（金商法第 174 条の３）

課徴金額：違反行為（違法な安定操作取引）に係る損益と、違反行為開始時点で自己の計算において生じているポジションについて、違反行為後１月間の平均価格と違反行為期間中の平均価格の差額に当該ポジションの数量を乗じた額との合計額等

(5)　内部者取引（金商法第 175 条）

課徴金額：違反行為（内部者取引）に係る売付け等（買付け等）（重要事実の公表前６月以内に行われたものに限る。）の価額と、重要事実公表後２週間の最安値（最高値）に当該売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との差額等

(6)　情報伝達・取引推奨行為（金商法第 175 条の２）

課徴金額：違反行為（情報伝達・取引推奨行為）により、情報受領者が行った売買等によって得た利得相当額に２分の１を乗じて得た額等

（注）金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 5 号）により新たに課徴金の対象となったもので、平成 26 年４月１日以降の違反行為について適用。

（注１）違反者が過去５年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は 1.5 倍となる。

（注２）上場会社等による自己株取得に係る内部者取引について、違反者が当局による調査前に申告を行った場合には、課徴金の額は半額となる。

４　平成 25 年度における活動状況

(1)　平成 25 年度においては、不公正取引に対し、35 件（納付命令対象者数）、金額で 7,161 万円の課徴金納付命令勧告を行った（第６章に係るものを除く。以下第５章第２において同じ。）。

(2)　課徴金制度が導入されてから８年が経過し、取引調査の実務が定着してきたことを踏まえ、調査手続の透明性を高めることを狙いとして、取引調査の基本的な考え方や標準的な実施手続等を定めた「取引調査に関する基本指針」を策定し、平成 25 年８月に公表した（附属資料３－６参照）。

第２　取引調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

１　勧告の状況

(1)　平成 25 年度の不公正取引事案に係る課徴金納付命令勧告 35 件の違反行為別の内訳は、内部者取引に係る勧告事案が 28 件、相場操縦に係る勧告事案が７件である。内部者取引に係る勧告は、平成 24 年度の 13 件から大幅に増加した。また、課徴金額の最高額は内部者取引事案の 1,314 万円、最低額は相場操縦事案の 12 万円である。この結果、課徴金制度が導入された平成 17 年４月以降、内部者取引事案については、合計 161 件（個人 155 件、法人６件）、３億 2,923 万円の勧告を、相場操縦事案については、合計 34 件（いずれも個人）、１億 503 万円の勧告を行ったこととなる。

平成 25 年度における勧告事案の例を挙げると、「株式会社ネクスとの契約締結交渉者の役員及び同人からの情報受領者による内部者取引」事案は、株式会社ネクスと株式引受契約の締結の交渉をしていた会社の役員が、その交渉に関し重要事実を知り、自己名義の口座を保有しているにもかかわらず、他人名義の口座を利用して自ら内部者取引を行うとともに、他者にも重要事実を伝達したことにより、その伝達を受けた情報受領者３名が内部者取引を行った事案である。

また、「マミーマート株式ほか１銘柄に係る相場操縦」事案は、地方の居住者が、自己名義の口座のほか知人名義の口座も用いたインターネット取引により、相場操縦を行った事案である。

(2)　平成 25 年度の内部者取引に係る勧告事案の課徴金納付命令対象者を属性別にみると、第一次情報受領者による内部者取引の占める割合が昨年度に引き続き高くなっている。

情報伝達者を属性別にみると、契約締結者等として内部情報を得た者が情報伝達者となっているケースの占める割合が昨年度に引き続き高くなっている。

重要事実別にみると、業績予想等の修正、業務提携・解消、公開買付けの件数が昨年度に引き続き多くなっており、また、新たに新株等発行、合併、子会社に関する事実等が発生するなど、重要事実は多岐にわたるものとなっている。

対象者属性別の勧告件数の推移

		24 年度	25 年度
会社関係者		5	10
	発行体役員等	4	4
	契約締結者等	1	6
公開買付者等関係者		0	0
	買付者役員等	0	0
	買付者との契約締結者等	0	0
第一次情報受領者		8	18
	会社の重要事実	3	13
	公開買付け事実	5	5
年度別勧告件数		13	28

情報伝達者属性別の勧告件数の推移

			24 年度	25 年度
会社重要事実の伝達			3	13
	発行体役員等		2	4
	契約締結者等		1	9
公開買付け事実の伝達			5	5
	買付者役員等		1	2
	買付者との契約締結者等		4	3
		うち　買付対象者役員等	2	3

重要事実別の勧告件数の推移

	24 年度	25 年度
新株等発行	0	6
自己株式取得	0	1
株式分割	0	1
合併	0	3
業務提携・解消	3	5
子会社移動を伴う株式譲渡等	1	0
新たな事業の開始	1	0
業績予想等の修正	3	6
バスケット条項	3	0
子会社に関する事実	0	2
公開買付け	5	5
年度別勧告件数	13	28

（※１）「年度」とは４月～翌年３月の期間をいう。

（※２）件数は、納付命令対象者数を計上。

（※３）重要事実別の勧告件数については、複数の重要事実を知って内部者取引を行った場合には、それぞれに重複計上している。そのため、各欄の件数の合計と年度別勧告件数欄の数値とは一致しない。

２　勧告事案の概要

平成 25 年度において、不公正取引に対して課徴金納付命令勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

(1)　内部者取引に対する勧告

①　公開買付者の社員からの情報受領者によるエス・バイ・エル株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 25 年４月 19 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ヤマダ電機の社員から、同人がその職務に関し知った、同社の業務執行を決定する機関がエス・バイ・エル株式会社（以下「エス・バイ・エル」という。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 23 年８月 13 日より前の同年７月４日、自己の計算において、エス・バイ・エル株式合計１万 5,000 株を買付価額合計 99 万円で買い付けた。

【課徴金額】　79 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成 25 年４月 19 日
課徴金納付命決定令日　　平成 25 年５月 23 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

②　株式会社石井表記の子会社役員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 25 年５月 10 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社石井表記（以下「石井表記」という。）の子会社である石井表記ソーラー株式会社（以下「石井表記ソーラー」という。）の役員であったが、その職務に関し、石井表記ソーラーの業務執行を決定する機関が解散を行うことについての決定をした事実を知りながら、この事実が公表された平成 23 年８月 31 日より前の同月 23 日及び同月 24 日、同族会社の計算において、石井表記株式合計 7,700 株を売付価額合計 554 万 4,000 円で売り付けた。

【課徴金額】　312 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成 25 年５月 10 日
課徴金納付命令決定日　　平成 25 年６月５日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

③　ケンコーコム株式会社役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 25 年５月 28 日

【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、ケンコーコム株式会社（以下「ケンコーコム」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、ケンコーコムの業務執行を決定する機関が楽天株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことについての決定をした事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 24 年５月 17 日午後３時 30 分頃より前の同日午前９時頃から午前９時 46 分頃までの間、自己の計算において、ケンコーコム株式合計８株を買付価額合計 32 万 8,500 円で買い付けた。

【課徴金額】　24 万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　　平成 25 年５月 28 日
課徴金納付命令決定日　　平成 25 年６月 21 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

④　コーセル株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 25 年６月 14 日

【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、コーセル株式会社（以下「コーセル」という。）の社員であったが、その職務に関し、コーセルの業務執行を決定する機関が自己の株式の取得を行うことについての決定をした事実を知りながら、この事実が公表された平成 24 年６月 13 日より前の同月６日から同月８日までの間、自己の計算において、コーセル株式合計１万 2,000 株を買付価額合計 1,048 万 7,400 円で買い付けた。

【課徴金額】　192 万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　　平成 25 年６月 14 日
課徴金納付命令決定日　平成 25 年７月 18 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑤　アンジェスＭＧ株式会社役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 25 年７月 23 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、アンジェスMG株式会社（以下「アンジェスMG」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、アンジェスMGの業務執行を決定する機関が田辺三菱製薬株式会社と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実の公表がされた平成 24 年７月２日午前 11 時 30 分頃より前の同日午前 10 時 53 分頃、自己の計算において、アンジェスMG株式合計 16 株を買付価額合計 59 万 4,950 円で買い付けた。

【課徴金額】　102 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成 25 年７月 23 日
課徴金納付命令決定日　平成 25 年８月 23 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑥　株式会社オウケイウェイヴとの契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 25 年８月 30 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社オウケイウェイヴ（以下「オウケイウェイヴ」という。）と、資本業務提携契約の締結の交渉をしていた株式会社ブリックス（以下「ブリックス」という。）の役員から、同人が同契約の締結の交渉に関し知った、オウケイウェイヴの業務執行を決定する機関がブリックスと業務上の提携を行うことの決定をした事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 24 年 10 月 23 日午後４時頃より前の同日午後２時 18 分頃から同日午後３時 26 分頃までの間、自己の計算において、オウケイウェイヴ株式合計 1,300 株を買付価額合計 101 万 7,600 円で買い付けた。

【課徴金額】　86 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成 25 年８月 30 日

課徴金納付命令決定日　平成 26 年４月 18 日

⑦　公開買付者の社員からの情報受領者によるソネットエンタテインメント株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 25 年８月 30 日

【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、ソニー株式会社（以下「ソニー」という。）の社員から、同人がその職務に関し知った、ソニーの業務執行を決定する機関がソネットエンタテインメント株式会社（以下「ソネット」という。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 24 年８月 10 日より前の同月３日午前 11 時 34 分から同日午後１時 36 分までの間、自己の計算において、ソネット株式合計 12 株を買付価額合計 390 万 7,500 円で買い付けた。

【課徴金額】　289 万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　　平成 25 年８月 30 日
課徴金納付命令決定日　平成 25 年９月 27 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑧　戸田建設株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 25 年９月 25 日

【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、戸田建設株式会社（以下「戸田建設」という。）の社員であるが、その職務に関し、同社の平成 25 年３月期の当期純利益について、平成 24 年８月９日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた事実を知りながら、同社が新たに算出した予想値が当期純利益マイナス 398 億円として公表がされた平成 24 年 10 月 31 日午後３時 30 分頃より前の同日午後０時 34 分頃から午後１時 49 分頃までの間、自己の計算において、戸田建設株式合計 9,000 株を売付価額合計 216 万 9,000 円で売り付けた。

【課徴金額】　52 万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　　平成 25 年９月 25 日
課徴金納付命令決定日　平成 25 年 10 月 17 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったた

め、審判の期日は開かれなかった。

⑨　公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者によるオストジャパングループ株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 25 年 10 月 29 日

【勧告の対象となった違反事実】

１．課徴金納付命令対象者①は、株式会社オストジャパングループ（以下「オストジャパングループ」という。）の子会社の役員から、同人が株式会社富士薬品（以下「富士薬品」という。）との資本業務提携契約の締結の交渉に関し知った、富士薬品の業務執行を決定する機関がオストジャパングループ株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実（以下「本件公開買付け事実」という。）の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 25 年１月 10 日より前の平成 24 年 11 月 29 日から同年 12 月７日までの間、自己の計算において、オストジャパングループ株式合計 3,000 株を買付価額合計 96 万 8,700 円で買い付けた。

２．課徴金納付命令対象者②は、オストジャパングループの子会社の役員から、本件公開買付け事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 25 年１月 10 日より前の平成 24 年 12 月 27 日から平成 25 年１月８日までの間、自己の計算において、オストジャパングループ株式合計 2,300 株を買付価額合計 81 万 400 円で買い付けた。

【課徴金額】

課徴金納付命令対象者①　145 万円
課徴金納付命令対象者②　105 万円

【勧告後の経緯】

（課徴金納付命令対象者①）

審判手続開始決定日　　平成 25 年 10 月 29 日
課徴金納付命令決定日　平成 25 年 11 月 27 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

（課徴金納付命令対象者②）

審判手続開始決定日　　平成 25 年 10 月 29 日
課徴金納付命令決定日　平成 26 年２月 28 日

本件は、被審人が違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、本件公開買付け事実の伝達を受けた点に関し、「公開買付け、ＴＯＢとの言葉は伝えられていない」などと主張したため、この点を争点として争うこととなった。

審判手続を経て、金融庁長官は、被審人は、本件公開買付け事実の伝達を受けていたと認定し、課徴金の納付を命ずる決定を行った。

⑩　ノーリツ鋼機株式会社子会社との契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引に

対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 25 年 10 月 29 日

【勧告の対象となった違反事実】
　課徴金納付命令対象者は、ノーリツ鋼機株式会社（以下「ノーリツ鋼機」という。）の子会社であるＮＫリレーションズ株式会社（以下「ＮＫＲ」という。）と、株式会社全国通販（以下「全国通販」という。）ほか７社の株式の譲渡に関する契約の締結の交渉をしていた全国通販の役員から、同人が同契約の締結の交渉に関し知った、ＮＫＲの業務執行を決定する機関がノーリツ鋼機の孫会社の異動を伴う株式の取得を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実の公表がされた平成 24 年 12 月 21 日より前の同年 12 月 10 日及び同月 20 日、自己及び親族の計算において、ノーリツ鋼機株式合計 8,000 株を買付価額合計 254 万 6,000 円で買い付けた。

【課徴金額】　47 万円

【勧告後の経緯】
　審判手続開始決定日　　平成 25 年 10 月 29 日
　課徴金納付命令決定日　平成 25 年 11 月 27 日

　なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑪　株式会社システムソフトとの契約締結交渉者の社員及び同人からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 25 年 11 月 26 日

【勧告の対象となった違反事実】
１．課徴金納付命令対象者①は、パワーテクノロジー株式会社（以下「パワーテクノロジー」という。）の社員であったが、その職務に関し、同社の役員が株式会社システムソフト（以下「システムソフト」という。）との合併契約の締結の交渉に関し知った、システムソフトの業務執行を決定する機関がパワーテクノロジーと合併を行うことについての決定をした旨の重要事実（以下「本件重要事実」という。）を知りながら、この事実が公表された平成 24 年 10 月 31 日より前の同月 24 日、自己の計算において、システムソフト株式合計 4,900 株を買付価額合計 34 万 3,000 円で買い付けた。

２．課徴金納付命令対象者②は、パワーテクノロジーの社員であったが、その職務に関し、同社の役員がシステムソフトとの合併契約の締結の交渉に関し知った、本件重要事実を知りながら、この事実が公表された平成 24 年 10 月 31 日より前の同月 29 日、自己の計算において、システムソフト株式合計 1 万 3,200 株を買付価額合計 98 万 3,400 円で買い付けた。

３．課徴金納付命令対象者③は、課徴金納付命令対象者②から、本件重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 24 年 10 月 31 日より前の同月 26 日、自己の

計算において、システムソフト株式合計 6,300 株を買付価額合計 46 万 6,200 円で買い付けた。

【課徴金額】
課徴金納付命令対象者①　55 万円
課徴金納付命令対象者②　143 万円
課徴金納付命令対象者③　68 万円

【勧告後の経緯】
（課徴金納付命令対象者①、②、③すべて同日）
審判手続開始決定日　　平成 25 年 11 月 26 日
課徴金納付命令決定日　平成 25 年 12 月 19 日

なお、課徴金納付命令対象者①、②、③から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑫　株式会社ワコム社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 25 年 12 月 20 日

【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、株式会社ワコム（以下「ワコム」という。）の社員であるが、その職務に関し、同社の属する企業集団の平成 25 年３月期の売上高について、平成 24 年 10 月 19 日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた事実を知りながら、同社が新たに算出した予想値が売上高 625 億円として公表がされた平成 25 年１月 23 日午後３時頃より前の同日午前９時２分頃から午前９時７分頃までの間、自己の計算において、ワコム株式合計 35 株を買付価額合計 912 万 9,600 円で買い付けた。

【課徴金額】　203 万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　　平成 25 年 12 月 20 日
課徴金納付命令決定日　平成 26 年１月 23 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑬　株式会社サニーサイドアップ社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 26 年１月 28 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社サニーサイドアップ（以下「サニーサイドアップ」という。）の社員から、同人がその職務に関し知った、同社の属する企業集団の平成25年６月期の経常利益及び当期純利益について、平成24年11月５日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、同社が新たに算出した予想値が経常利益６億1,300万円、当期純利益３億5,600万円として公表がされた平成25年１月24日より前の同月22日、自己の計算において、サニーサイドアップ株式合計 1,000 株を買付価額合計 100 万4,600円で買い付けた。

【課徴金額】　68万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成26年１月28日
課徴金納付命令決定日　平成26年２月28日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑭　株式会社ウィル役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成26年１月28日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ウィル（以下「ウィル」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、同社の業務執行を決定する機関が株式の分割を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実の公表がされた平成24年11月26日午後３時30分頃より前の同日午後２時31分頃から同日午後２時33分頃までの間、自己の計算において、ウィル株式合計５株を買付価額合計64万6,300円で買い付けた。

【課徴金額】　60万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成26年１月28日
課徴金納付命令決定日　平成26年２月28日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑮　株式会社ネクスとの契約締結交渉者の役員及び同人からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 26 年２月７日

【勧告の対象となった違反事実】

１．課徴金納付命令対象者①は、株式会社ネクス（以下「ネクス」という。）との契約締結交渉者の役員であるが、同社との株式引受契約の締結の交渉に関し、同社の業務執行を決定する機関が発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実（以下「本件重要事実」という。）を知りながら、この事実の公表がされた平成 25 年１月 23 日より前の同月９日から同月 11 日までの間、自己の計算において、ネクス株式合計 91 株を買付価額合計 206 万 2,890 円で買い付けた。

２．課徴金納付命令対象者②は、課徴金納付命令対象者①から、本件重要事実の伝達を受けながら、この事実の公表がされた平成 25 年１月 23 日より前の同月 18 日から同月 21 日までの間、自己の計算において、ネクス株式合計 80 株を買付価額合計 185 万 1,900 円で買い付けた。

３．課徴金納付命令対象者③は、課徴金納付命令対象者①から、本件重要事実の伝達を受けながら、この事実の公表がされた平成 25 年１月 23 日より前の同月 18 日から同月 21 日までの間、自己及び同族会社の計算において、ネクス株式合計 65 株を買付価額合計 152 万 4,850 円で買い付けた。

４．課徴金納付命令対象者④は、課徴金納付命令対象者①から、本件重要事実の伝達を受けながら、この事実の公表がされた平成 25 年１月 23 日より前の同月 21 日、自己の計算において、ネクス株式合計 100 株を買付価額合計 234 万 3,900 円で買い付けた。

【課徴金額】

課徴金納付命令対象者①　153 万円
課徴金納付命令対象者②　130 万円
課徴金納付命令対象者③　104 万円
課徴金納付命令対象者④　160 万円

【勧告後の経緯】

（課徴金納付命令対象者①、②、③、④すべて同日）
審判手続開始決定日　　平成 26 年２月７日
課徴金納付命令決定日　平成 26 年３月 10 日

なお、課徴金納付命令対象者①、②、③、④から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑯　株式会社田中化学研究所との契約締結者の社員及び同人からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 26 年２月 25 日

【勧告の対象となった違反事実】

１．課徴金納付命令対象者①は、パナソニック株式会社（以下「パナソニック」という。）

の社員であるが、株式会社田中化学研究所（以下「田中化学研究所」という。）とパナソニックとの間で締結していた取引に関する契約の履行に関し、田中化学研究所の業務執行を決定する機関が住友化学株式会社と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実（以下「本件重要事実」という。）を知りながら、この事実が公表された平成25年３月28日午後４時頃より前の同日午前10時29分頃から午後２時23分頃までの間、自己の計算において、田中化学研究所株式合計2,500株を買付価額合計87万5,700円で買い付けた。

２．課徴金納付命令対象者②は、課徴金納付命令対象者①から、本件重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成25年３月28日午後４時頃より前の同日午後２時10分頃から午後２時56分頃までの間、自己の計算において、田中化学研究所株式合計1,900株を買付価額合計68万3,400円で買い付けた。

【課徴金額】
課徴金納付命令対象者①　68万円
課徴金納付命令対象者②　50万円

【勧告後の経緯】
（課徴金納付命令対象者①、②ともに同日）
審判手続開始決定日　平成26年２月25日
審判手続中（平成26年４月30日現在）

⑰　株式会社コスモスイニシアとの契約締結交渉者の社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成26年２月25日

【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、大和ハウス工業株式会社（以下「大和ハウス工業」という。）の社員であったが、その職務に関し、同社の他の社員が株式会社コスモスイニシア（以下「コスモスイニシア」という。）との資本業務提携契約の締結の交渉に関し知った、コスモスイニシアの業務執行を決定する機関が大和ハウス工業と業務上の提携を行うこと及び同社に対し第三者割当増資を実施するために株式の発行を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、これらの事実が公表された平成25年４月16日より前の同月12日から同月15日の間、自己の計算において、コスモスイニシア株式合計１万7,000株を買付価額合計1,322万円で買い付けた。

【課徴金額】　1,314万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成26年２月25日
課徴金納付命令決定日　平成26年３月24日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑱　公開買付者との契約締結者の役員からの情報受領者の役員によるメガネトップ株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 26 年３月 11 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社メガネトップ（以下「メガネトップ」という。）の取引先（以下「取引先」という。）の役員であったが、その職務に関し、メガネトップの役員が株式会社冨澤との秘密保持契約の履行に関し知り、その後、同人から取引先の他の役員が職務上伝達を受けた、株式会社冨澤の業務執行を決定する機関がメガネトップ株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知りながら、この事実が公表された平成 25 年４月 16 日より前の同月 15 日、自己の計算において、メガネトップ株式合計 2,000 株を買付価額合計 262 万円で買い付けた。

【課徴金額】　19 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成 26 年３月 11 日
課徴金納付命令決定日　平成 26 年４月 18 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑲　株式会社スーパーツールとの契約締結交渉者及び同人からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 26 年３月 28 日

【勧告の対象となった違反事実】

１．課徴金納付命令対象者①は、株式会社スーパーツール（以下「スーパーツール」という。）との契約の締結の交渉をしていた者であるが、その交渉に関し、同社の属する企業集団の平成 25 年３月期の売上高について、平成 24 年 10 月 17 日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の重要事実（以下「本件重要事実」という。）を知りながら、同社が新たに算出した予想値が売上高 62 億 7,400 万円として公表がされた平成 25 年４月 18 日午後３時 10 分頃より前の同月 15 日、自己の計算において、スーパーツール株式合計 6,000 株を買付価額合計 193 万 8,000 円で買い付けた

２．課徴金納付命令対象者②は、課徴金納付命令対象者①から、本件重要事実の伝達を受けながら、この事実の公表がされた平成 25 年４月 18 日午後３時 10 分頃より前の同月 15 日から同月 18 日午前 10 時６分までの間、自己の計算において、スーパーツ

ール株式合計3,000株を買付価額合計96万1,000円で買い付けた。

３．課徴金納付命令対象者③は、課徴金納付命令対象者①から、本件重要事実の伝達を受けながら、この事実の公表がされた平成25年４月18日午後３時10分頃より前の同月16日、自己の計算において、スーパーツール株式合計1,000株を買付価額合計32万円で買い付けた。

【課徴金額】
課徴金納付命令対象者①　91万円
課徴金納付命令対象者②　46万円
課徴金納付命令対象者③　15万円

【勧告後の経緯】
（課徴金納付命令対象者①、②、③すべて同日）
審判手続開始決定日　平成26年３月28日
課徴金納付命令決定日　平成26年４月23日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

(2)　相場操縦に対する勧告

①　マミーマート株式ほか１銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成25年５月28日

【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、株式の売買を誘引する目的をもって、
（イ）株式会社マミーマート株式につき、平成24年２月10日午前９時12分頃から同月23日午後３時９分頃までの間、９取引日にわたり、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を対当させて株価を引き上げたり、買い最良気配値以下の価格帯に複数の買い注文を発注して下値を支えたりするなどの方法により、同株式合計4,100株を買い付ける一方、同株式合計6,200株を売り付け、そのうち、自己の計算において、同株式合計 2,500 株を買い付ける一方、同株式合計 4,300 株を売り付けるなどし、
（ロ）株式会社くろがね工作所株式につき、同年３月30日午後２時19分頃から同年４月10日午後１時23分頃までの間、８取引日にわたり、直前約定値より高値の買い注文と売り注文を対当させて株価を引き上げたり、買い最良気配値以下の価格帯に複数の買い注文を発注して下値を支えたりするなどの方法により、同株式合計10万6,000株を買い付ける一方、同株式合計10万7,000株を売り付け、そのうち、自己の計算において、同株式合計５万7,000株を買い付ける一方、同株式合計５万8,000株を売り付けるなどし、
もって、前記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】　12 万円

【勧告後の経緯】
　審判手続開始決定日　　平成 25 年５月 28 日
　課徴金納付命令決定日　平成 25 年６月 21 日

　なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

②　２１ＬＡＤＹ株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 25 年６月 14 日

【勧告の対象となった違反事実】
　課徴金納付命令対象者は、２１ＬＡＤＹ株式会社株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 24 年５月 16 日午前 10 時 11 分頃から同月 30 日午後０時 46 分頃までの間、10 取引日にわたり、買い注文と売り注文を発注して対当させたり、成行又は高指値で買い注文を連続して発注して株価を引き上げたりするなどの方法により、同株式合計 1,450 株を買い付ける一方、同株式合計 1,356 株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】　360 万円

【勧告後の経緯】
　審判手続開始決定日　　平成 25 年６月 14 日
　課徴金納付命令決定日　平成 25 年７月 18 日

　なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

③　フルキャストテクノロジー株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 25 年６月 27 日

【勧告の対象となった違反事実】
　課徴金納付命令対象者は、株式会社フルキャストテクノロジー株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 22 年 11 月 22 日午後１時 47 分頃から同年 12 月３日午前９時 35 分頃までの間、９取引日にわたり、買い注文と売り注文を対当させたり、直前約定値より高値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げたりするなどの方法により、同株式合計 63 株を買い付ける一方、同株式合計 86 株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】　108 万円

【勧告後の経緯】
　審判手続開始決定日　　平成 25 年６月 27 日
　課徴金納付命令決定日　平成 26 年１月 23 日

　本件は、被審人が違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、本件取引により他の投資者の売買を誘引する目的はなく、また、本件取引は自己の計算により行ったものではない旨主張したため、この点を争点として争うこととなった。
　審判手続を経て、金融庁長官は、上記争点について、被審人は、株式の売買を誘引する目的を有しており、また、被審人は、自己の計算により本件取引を行ったと認められるとして、課徴金の納付を命ずる決定を行った。

④　ＣＫサンエツ株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 25 年９月 25 日

【勧告の対象となった違反事実】
　課徴金納付命令対象者は、株式会社ＣＫサンエツ株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 24 年４月５日午前９時 48 分頃から同月 18 日午後１時 17 分頃までの間、10 取引日にわたり、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を対当させて株価を引き上げたり、立会時間終了間際に直前約定値より高値の買い注文を発注して約定させ、終値を引き上げたりするなどの方法により、同株式合計１万 1,200 株を買い付ける一方、同株式合計１万 900 株を売り付け、もって、自己及び同族会社の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】　596 万円

【勧告後の経緯】
　審判手続開始決定日　　平成 25 年９月 25 日
　課徴金納付命令決定日　平成 25 年 10 月 17 日

　なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑤　ＦＰＧ株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 25 年 10 月 11 日

【勧告の対象となった違反事実】
　課徴金納付命令対象者は、株式会社ＦＰＧ株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 24 年 10 月９日午前 11 時 17 分頃から同日午後３時頃までの間、連続して直前の約定値より高指値で買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、

同株式合計５万3,100株を買い付けるとともに、同株式合計3,500株の買付けの委託を行い、もって、自己の計算において、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

【課徴金額】　700万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　　平成25年10月15日
課徴金納付命令決定日　平成25年11月８日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑥　ステップ株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成25年10月11日

【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、株式会社ステップ株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成24年10月12日午後２時４分頃から同月15日午後３時頃までの間、２取引日にわたり、連続して直前の約定値より高指値で買い注文を発注して株価を引き上げたり、下値に買い注文を大量に発注したりするなどの方法により、同株式合計17万7,900株を買い付けるとともに、同株式合計２万3,800株の買付けの委託を行い、もって、自己の計算において、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

【課徴金額】　591万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　　平成25年10月15日
課徴金納付命令決定日　平成25年11月８日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑦　フィンテックグローバル株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成26年３月11日

【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、フィンテックグローバル株式会社株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成25年３月26日午後０時45分頃から同月27日午後２時59分頃までの間、２取引日にわたり、成行の買い注文と高値の売り注文を発注して直前約定値より高値で対当させたり、成行の買い注文を発注して株価を引き上げるなど

の方法により、同株式合計 2,043 株を買い付ける一方、同株式合計 2,383 株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】　614 万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成 26 年３月 11 日
審判手続中（平成 26 年４月 30 日現在）

３　平成 24 年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等

(1)　審判手続

平成 24 年度以前の勧告事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において課徴金納付命令決定がなされていなかった事案について、その後の経緯の概要は以下のとおりである。

○　ミマキエンジニアリング株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令勧告

本件は、被審人が違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、本件取引は、売買が繁盛であると誤解させ、かつ、株式の相場を変動させるべき売買に該当するものではなく、また、他の投資者の売買を誘引する目的はなかった旨主張したため、この点を争点として争うこととなった。

審判手続を経て、金融庁長官は、上記争点について、本件取引は、売買が繁盛であると誤解させ、かつ、相場を変動させるべき一連の売買に当たること、また、被審人は、自己の計算により本件取引を行ったと認められるとして、平成 25 年 12 月 10 日、課徴金の納付を命ずる決定を行った。

※　本件決定に対して、同人は、平成 25 年 12 月 26 日に東京地方裁判所に取消訴訟を提起している。

(2)　課徴金納付命令決定に対する取消訴訟

平成 24 年度以前の課徴金納付命令決定に対する取消訴訟が提起された事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において判決が確定していなかった事案について、その後の概要は以下のとおりである。

○　岐阜銀行株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令勧告

【平成 24 年 11 月 16 日課徴金納付命令勧告、平成 25 年４月 16 日課徴金納付命令決定、平成 25 年５月 15 日取消訴訟提起（東京地裁）】

平成 26 年４月 30 日現在、取消訴訟係属中。

第３　今後の課題

内部者取引等の不公正取引に係る違反行為について、規制の実効性を確保するためのエンフォースメント手段としては刑事罰と課徴金制度とがあるが、刑事罰は対象者に与える影響が極めて大きいため抑制的に運用する必要がある。課徴金制度には、刑事罰を科すに至らない程度

の違反行為についても、その程度や態様に応じた措置をとることにより、規制の実効性を図ることが期待され、また、刑事罰に比べ迅速な処理が可能な制度となっている。このような課徴金制度の特性を活かし、迅速・効率的な調査を実施し、以下のような課題に取り組むことにより、機動性・戦略性の高い市場監視の実現に努める。

(1)　第一次情報受領者による内部者取引及びインターネット取引や複数口座を用いた相場操縦行為が依然として多く認められることから、引き続き、調査手法の工夫、研修等を活用した調査能力の向上、人材の育成に努め、取引調査の一層の迅速化・効率化が図られるようにする。

(2)　地方の居住者が不公正取引を行ったものも見受けられることから、各地域の財務局等と連携しつつ、地方の不公正取引事案についても積極的に対応する。

(3)　ＩＴ化が進展する中で、これまでも、電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化といった作業（以下「デジタルフォレンジック」という。）に必要な機器やソフトウェアの整備をするとともに、デジタルフォレンジックの専門家による研修等を実施してきたところであるが、引き続き、デジタルフォレンジックの運用体制を充実し、かつ、取引調査へ積極的に活用するなどにより、迅速・効率的な取引調査の推進に努める。

(4)　不公正取引を未然に防止する観点から、課徴金事例集の内容の充実を図るとともに、情報発信の多様化に努めることにより、市場関係者の自主的な規律付けへの働きかけを行う。

(5)　金商法改正に伴う課徴金の対象拡大に適切に対応する。

第６章　国際取引等調査

第１　概説

１　国際取引等調査の目的・権限等

国際取引等調査（主に外国にある者が行う取引等に係る取引調査）の目的・権限等は、第５章第１「１　取引調査の目的」、「２　取引調査の権限」、「３　課徴金の対象となる行為及び課徴金額」と同じ。

２　平成 25 年度における活動状況

(1)　平成 25 年度においては、国際取引等調査室が調査した結果、不公正取引に対し、７件（納付命令対象者数）、金額で 45 億 3,645 万円の課徴金納付命令勧告を行った。

(2)　証券監視委では、証券規制当局間のＭＯＵ（情報交換枠組み：第 10 章第１参照）を通じた情報交換を実施するなど、海外当局等との協力・連携体制を強化してきたところである。この結果、これまでクロスボーダー取引を利用した不公正取引の摘発を行うなど着実に実績を挙げてきている。近年の金融・資本市場では、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的な活動が日常化しており、これらが我が国株式市場や投資家へ与える影響が高まっている。このような状況を踏まえ、海外当局等との連携を一層強化し、グローバルな市場監視に取り組んでいるところである。

証券監視委は、平成 23 年１月に策定した第７期活動方針において、基本的な考え方の新たな柱の一つとして、「市場のグローバル化への対応」を掲げ（この考え方は、平成 26 年１月に策定した第８期活動方針においても、引き続き「市場のグローバル化に対応した監視力の強化」として掲げられているところ）、グローバルな市場監視を強化する方針を明らかにした。この中で、市場のグローバル化への対応として、一層の人材育成や体制整備を進めることとしており、平成 23 年８月、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引の実態解明を専門に担当する国際取引等調査室を設置した。

平成 25 年度においては、大型公募増資の公表前に行われた内外プロ投資家による内部者取引事案等の調査の結果、４件の内部者取引に対し、課徴金納付命令勧告を行った（本章第２－２－③～⑥参照）。

また、ウェッジホールディングス株式に係る偽計事案は、偽計事案に係る初めての課徴金勧告であり、不公正取引に係る課徴金額としては過去最高金額（40 億 9,605 万円）である（本章第２－２－②参照）。

さらに、ジャガーノート・キャピタル・マネジメント・ピーティーイー・リミテッドによる相場操縦事案とＭＡＭ ＰＴＥ．ＬＴＤ．による内部者取引事案についてはシンガポール通貨監督庁（Monetary Authority of Singapore）と、ウェッジホールディングス株式に係る偽計事案についてはタイ証券取引委員会（Securities and Exchange Commission Thailand）と、セレクト・バンテイジ・インクによる相場操縦事案についてはオンタリオ証券委員会（Ontario Securities Commission）と、それぞれ緊密に協力・連携した結果、課徴金納付命令勧告を行ったものである。

第２　国際取引等調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

１　勧告の状況

不公正取引事案に係る平成 25 年度の課徴金納付命令勧告７件について、その内訳は、内部者取引に係る事案が４件、相場操縦に係る事案が２件、偽計に係る事案が１件である。また、対象者別の課徴金額の最高額は 40 億 9,605 万円、最低額は６万円である。

平成 25 年度における内部者取引に係る勧告事案の課徴金納付命令対象者の属性は、いずれも第一次情報受領者であり、情報伝達者の属性は、契約締結者等として内部情報を得た証券会社の社員であった。また、違反行為に係る重要事実は、いずれも新株等発行（公募増資）であった。

対象者属性別の勧告件数の推移

	24 年度	25 年度
会社関係者	0	0
発行体役員等	0	0
契約締結者等	0	0
公開買付者等関係者	0	0
買付者役員等	0	0
買付者との契約締結者等	0	0
第一次情報受領者	6	4
会社の重要事実	6	4
公開買付け事実	0	0
年度別勧告件数	6	4

重要事実別の勧告件数の推移

	24 年度	25 年度
新株等発行	6	4
剰余金の配当	0	0
業務提携・解消	0	0
民事再生・会社更生	0	0
損害の発生	0	0
決算情報	0	0
バスケット条項	0	0
その他の重要事実	0	0
公開買付け	0	0
年度別勧告件数	6	4

情報伝達者属性別の勧告件数の推移

	24 年度	25 年度
会社重要事実の伝達	6	4
発行体役員等	0	0
契約締結者等	6	4
公開買付け事実の伝達	0	0
買付者役員等	0	0
買付者との契約締結者等	0	0
うち　買付対象者役員等	0	0

（※１）「年度」とは４月～翌年３月の期間をいう。
（※２）件数は、納付命令対象者数を計上。

２　勧告事案の概要

平成 25 年度において、不公正取引に対して課徴金納付命令勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

①　ジャガーノート・キャピタル・マネジメント・ピーティーイー・リミテッドによる相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 25 年７月 31 日

【勧告の対象となった違反事実】

ジャガーノート･キャピタル･マネジメント･ピーティーイー･リミテッド（課徴金納付命令対象者。以下「ジャガーノート」という。）は、シンガポール共和国会社法に基づいて設立されたリミテッド・プライベート・カンパニーである。ジャガーノートは、ケイマン諸島法に基づく信託形態のヘッジファンド（以下「マスター･ファンド」という。）の受託

者及びケイマン諸島法に基づく株式会社形態のヘッジファンド（以下「フィーダー・ファンド」という。）との間で締結した投資一任契約に基づいて、フィーダー･ファンドに出資された資産の運用権限を有し、かつ、フィーダー･ファンドの議決権のすべてを所有していた。

ジャガーノートは、その代表者らにおいて、株式会社ＲＩＳＥの株式につき、平成 24 年３月 21 日午前８時 33 分頃から同年４月 25 日午後３時８分頃までの間、26 取引日にわたり、同株式の売買を誘引する目的をもって、マスター･ファンドの名義を用いて、最良買い気配値以下の価格帯に大口の買い注文を発注するとともに、直前約定値より高値に最低売買単位の買い注文を発注して株価を引き上げたり、大引け前に、大口の引成買い注文を発注し、終値形成に関与するなどの方法により、フィーダー･ファンドの計算において、同株式合計 1,349 万 2,000 株を買い付ける一方、同株式合計 1,018 万 8,400 株を売り付けるとともに、同株式合計２億 4,613 万 4,300 株の買付けの委託を行うなど行った。

ジャガーノートは、上記一連の行為により、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものと認められる。

【課徴金額】　４億 3,118 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成 25 年７月 31 日

審判手続中（平成 26 年４月 30 日現在）

②　ウェッジホールディングス株式に係る偽計に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 25 年 11 月１日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者Ｘは、株式会社ウェッジホールディングス（以下「ウェッジホールディングス」という。）、昭和ホールディングス株式会社（以下「昭和ホールディングス」という。）及びＡ．Ｐ．Ｆ.ＨＯＳＰＩＴＡＬＩＴＹ ＣＯ.，ＬＴＤ（タイ王国に本店を置く投資事業者。以下「ホスピタリティ」という。）の取締役等として、これらの各法人等により構成されるアジア・パートナーシップ・ファンド・グループ（以下「ＡＰＦグループ」という。）を統括していた者である。

Ｘは、昭和ホールディングス及びＸの同族会社が保有しているウェッジホールディングス株式等の価格を上昇させようと企て、以下に掲げる一連の行為により、同社株式等の価格を上昇させ、もって、有価証券の相場の変動を与える目的をもって、偽計を用い、当該偽計により有価証券の価格に影響を与えた。

・ Ｘは、平成 22 年３月４日、適示開示情報伝達システムである TDnet により、ウェッジホールディングスにおいてホスピタリティ発行の仕組債兼転換社債（額面８億円）を引き受けることにより、転換権等の行使による株式の取得や受取利息等の投資収益の増加が見込まれるなどの公表を行った。

　しかしながら、ホスピタリティは、タイ民商法上転換社債の発行を禁じられた会社形態であり、タイ証券取引委員会からその発行の許可を受けることはできないものであったことから、ウェッジホールディングスが転換権等の行使により株式を取得することはできなかった。また、ウェッジホールディングスにおいて、債務超過状態であったホスピタリティからの受取利息等の投資収益の増加は見込めず、当該社債には８億円の資産

価値など認められないものであった。

・ また、Ｘは、同月５日から 12 日までの間、同社債の払込金額８億円に満たない資金をウェッジホールディングス及びホスピタリティを含むＡＰＦグループ内において循環させるなどして、同社債の払込みを仮装した。

・ さらに、Ｘは、同月９日、同 TDnet により、ウェッジホールディングスにおいて、同社債の引受けによって受取利息等の投資収益が増加する見込みとなった旨の虚偽及び同社債の資産価値に疑義を抱かせるような重要な事情を一切考慮しない内容の業績予想数値等の公表を行った。

【課徴金額】　40 億 9,605 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成 25 年 11 月１日

審判手続中（平成 26 年４月 30 日現在）

③　ニッセイアセットマネジメント株式会社による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 25 年 12 月２日

【勧告の対象となった違反事実】

ニッセイアセットマネジメント株式会社（課徴金納付命令対象者。以下「ニッセイアセット」という。）は、その締結する年金投資一任契約又は投資信託契約に基づき、計 33 件の顧客又はファンド（ニッセイ国内株式アクティブ DB、ニッセイ国内株式マザーファンド、ニッセイバランスアクティブ　マザーファンド及びニッセイ国内株式リサーチ･バリューマザーファンドを含む。）に係る信託財産の運用権限を有していた。また、Ｘ及びＹは、ニッセイアセットのファンド・マネジャーとして、上記信託財産の運用を担当していた。

Ｘは、平成 22 年６月 28 日、国際石油開発帝石株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙が同契約の交渉に関し知り、その後、甲がその職務に関し知った国際石油開発帝石株式会社の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けた。また、Ｙは、遅くとも同月 30 日までに、上記Ｘから同重要事実の情報提供を受けた。

ニッセイアセットは、上記Ｘ及びＹにおいて、上記年金投資一任契約又は投資信託契約に基づく運用として、同重要事実が公表された同年７月８日より前の同年６月 29 日から同年７月１日までの間、国際石油開発帝石株式の売付けを行い、もって、上記顧客又はファンドの計算において、同株式合計 1,574 株を売付価額合計７億 8,158 万 5,985 円で売り付けた。

【課徴金額】　41 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成 25 年 12 月２日

課徴金納付命令決定日　　平成 26 年１月 16 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

④　株式会社スタッツインベストメントマネジメントによる内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成25年12月２日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社スタッツインベストメントマネジメント（課徴金納付命令対象者。以下「スタッツ」という。）は、その締結する投資一任契約に基づいて、いずれもケイマン籍ユニット・トラストであるギンガ・サービス・セクター・ファンド（Ginga Service Sector Fund）及びユビキタス・マスター・シリーズ・トラスト・クラス・ディ・ファンド（Ubiquitous Master Series Trust Class D Fund）の資産の運用権限を有していた。

スタッツは、ファンド・マネジャーとして上記各ファンドの運用を担当していた同社役員において、遅くとも平成22年７月２日までに、国際石油開発帝石株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙が同契約の交渉に関し知り、その後、甲がその職務に関し知った国際石油開発帝石株式会社の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記投資一任契約に基づく運用として、同重要事実が公表された同月８日より前の同月６日、国際石油開発帝石株式の売付けを行い、もって、上記各ファンドの計算において、同株式合計456株を売付価額２億1,847万3,000円で売り付けた。

【課徴金額】　54万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成25年12月２日

審判手続中（平成26年４月30日現在）

⑤　フィノウェイブインベストメンツ株式会社による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成25年12月２日

【勧告の対象となった違反事実】

フィノウェイブインベストメンツ株式会社（課徴金納付命令対象者。以下「フィノウェイブ」という。）は、その締結する投資一任契約に基づいて、ケイマン籍会社型投資信託のハドウ・ファンド・エルティディ（HADOH Fund Ltd.）の資産の運用権限を有していた。

フィノウェイブは、ファンド・マネジャーとして上記ファンドの運用を担当していた同社役員において、遅くとも平成22年７月２日までに、国際石油開発帝石株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙が同契約の交渉に関し知り、その後、甲がその職務に関し知った国際石油開発帝石株式会社の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記投資一任契約に基づく運用として、同重要事実が公表され

た同月８日より前の同月７日から同月８日までの間、国際石油開発帝石株式の売付けを行い、もって、上記ファンドの計算において、同株式合計500株を売付価額２億3,949万9,500円で売り付けた。

【課徴金額】　17万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　　平成25年12月２日
課徴金納付命令決定日　　平成26年１月16日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑥　ＭＡＭ ＰＴＥ．ＬＴＤ．による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成25年12月２日

【勧告の対象となった違反事実】
ＭＡＭ ＰＴＥ．ＬＴＤ．（課徴金納付命令対象者。以下「ＭＡＭ」という。）は、シンガポール共和国会社法に基づき設立された有限責任会社である。ＭＡＭは、ケイマン籍ユニット・トラストのユビキタス・マスター・シリーズ・トラスト・クラス・ジー・ファンド（Ubiquitous Master Series Trust Class G Fund）の受託者との間で締結した投資一任契約に基づいて、同ファンドの資産の運用権限を有していた。また、Ｘ及びＹは、ＭＡＭのファンド・マネジャーとして、上記ファンドの資産の運用を担当していた。
ＭＡＭは、Ｘ及びＹにおいて、平成22年７月27日、日本板硝子株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙が同契約の交渉に関し知り、その後、甲がその職務に関し知った日本板硝子株式会社の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、それぞれ、上記投資一任契約に基づく運用として、同重要事実が公表された同年８月24日より前の同年７月27日から同年８月24日までの間、日本板硝子株式の売付けを行い、もって、上記ファンドの計算において、同株式合計347万8,000株を売付価額７億5,156万8,206円で売り付け、そのうち、ＭＡＭの役員等の計算において、それぞれ同年７月度及び８月度におけるその出資割合である7.47パーセント及び6.22パーセント相当を取引した。

【課徴金額】　804万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　　平成25年12月２日
審判手続中（平成26年４月30日現在）

⑦　セレクト・バンテイジ・インクによる相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成26年２月18日

【勧告の対象となった違反事実】

セレクト・バンテイジ・インク（課徴金納付命令対象者。以下「セレクト･バンテイジ」という。）は、英領アンギラに登記住所を置き、世界各国でデイ・トレーディング・ビジネスを展開するプロップ・ファーム（顧客から資金を募らず、自己資金のみを運用して収益を追及する投資会社として、世界各国でデイ・トレーディング・ビジネスを展開）である。

セレクト・バンテイジは、その自己勘定取引要員であるトレーダーらにおいて、株式会社酉島製作所及びホシザキ電機株式会社の各株式につき、その売買を誘引する目的をもって、平成 24 年４月 12 日から同月 24 日までの間、72 の取引サイクルにわたり、売り最良気配値より上値の複数の価格帯に約定させる意思のない売り注文を発注したり、買い最良気配値より下値の複数の価格帯に約定させる意思のない買い注文を発注するなどの方法により、セレクト・バンテイジの計算において、酉島製作所株式合計４万 7,000 株を買い付ける一方、同株式合計４万 7,000 株を売り付けるとともに、同株式合計 153 万 6,400 株の買い注文及び合計 81 万 1,900 株の売り注文を発注し、また、ホシザキ電機株式合計６万 1,900 株を買い付ける一方、同株式合計６万 1,900 株を売り付けるとともに、同株式合計 206 万 2,700 株の買い注文及び合計 131 万 1,700 株の売り注文を発注した。

セレクト・バンテイジは、上記一連の行為により、上記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、上記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものと認められる。

【課徴金額】　６万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成 26 年２月 18 日
課徴金納付命令決定日　　平成 26 年３月 24 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

３　平成 24 年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等

平成 24 年度以前の勧告事案のうち、前回までの「証券取引等監視委員会の活動状況」において、課徴金納付命令決定がなされていなかった事案について、その後の経緯の概要は以下のとおり。

○　東京電力株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

平成 24 年６月８日に課徴金納付命令勧告を行った、東京電力株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者らによる内部者取引事案については、金融庁長官は、平成 25 年６月 27 日に、被審人 A に対して６万円の課徴金の納付を命ずる決定を行うとともに、被審人Ｆｉｒｓｔ Ｎｅｗ Ｙｏｒｋ Ｓｅｃｕｒｉｔｉｅｓ Ｌ.Ｌ.Ｃ.に対して 1,468 万円の課徴金の納付を命ずる決定を行った。

※　本件決定に対し、被審人 A は、平成 25 年７月 26 日に、東京地方裁判所に取消訴訟を提起している。

第３　今後の課題

近年の金融・資本市場では、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的な活動が日常化しており、これらがわが国株式市場や投資家へ与える影響が高まっている。このような状況を踏まえ、証券監視委が実効性のあるエンフォースメントを行っていくには、以下のような課題に取り組み、グローバルな資金の流れやクロスボーダーの不公正取引の実態解明を効率的・効果的に行い、世界の証券規制当局との協働の下、市場の公正性・透明性の確保に努める態勢の確立を目指す必要がある。

⑴　海外証券規制当局との一層の連携強化

平成 25 年度に課徴金納付命令勧告を行ったＭＡＭによる内部者取引、ジャガーノートによる相場操縦事案、セレクト・バンテイジによる相場操縦事案、ウェッジホールディングス株式に係る偽計事案（附属資料２－４－３⑵②参照）は、違反行為者等が海外に所在する事案であり、特に海外の当局と協力・連携して対処する必要があった。証券監視委においては、これまでもグローバル化する不公正取引に対応するため、証券規制当局間の多国間情報交換枠組み（ＭＭＯＵ）などを活用して海外当局と連携を行ってきたが、今後はより一層、海外当局と積極的にコミュニケーションを図り、ネットワークを強化することで、実効的な情報交換の実現を目指し、クロスボーダー取引を利用した不公正取引の実態解明に取り組んでいく。

⑵　国際的な事案への対応力を備えた人材育成

クロスボーダー取引を利用した不公正取引の調査では、海外当局との連携や情報の分析等において、語学力や高度な専門知識に加え、グローバルなコミュニケーション能力等が必要であり、証券監視委にとって、こうしたスキルを備えた人材の育成が重要な課題である。

証券監視委としては、海外当局との人材交流や海外当局主催の研修への職員派遣を通じて、クロスボーダー取引を利用した不公正取引に対する分析能力・調査能力の向上や、海外当局とのネットワークの強化を図り、国際的な事案への対応力を備えた人材育成に取り組んでいく。

⑶　複雑化・多様化する金融商品・取引への対応の強化

グローバルな金融・資本市場のイノベーションの進展とともに、金融商品・取引は複雑化・多様化する傾向にあり、証券監視委は、こうした変化に的確に対応していくために、新たな商品・取引形態についても十分な実態把握に努め、それを活用した不公正取引の調査に取り組んでいく。

第７章　開示検査

第１　概説

１　開示検査の目的

金商法における開示（ディスクロージャー）制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が適切に投資判断を行うことができるよう、有価証券届出書を始めとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付け、これらを公衆縦覧に供することにより、有価証券の発行者等の事業内容、財務内容等を正確、公平かつ迅速に開示し、もって投資者保護を図ろうとする制度である。

上記開示制度の実効性を確保するため、金商法において、内閣総理大臣は、必要かつ適当であると認めるときは、有価証券届出書の届出者、有価証券報告書の提出者、発行登録書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対し、報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査（以下「開示検査」という。）を行うことができるとされている。

開示検査は、①正確な企業情報が公平かつ迅速に市場に提供されるようにすること、②ディスクロージャー規制の違反行為を抑止することにより、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護に資することを目的として行われている。

開示検査の結果、開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合には、課徴金納付命令を発出するよう勧告するほか、当該開示書類の訂正報告書等が提出されない場合には、必要に応じて訂正報告書等の提出命令を発出するよう勧告するなど、行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告する。また、重要な事項についての虚偽記載が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促している。

２　開示検査の権限

わが国金融・資本市場においては、金商法の規定に基づき、約 3,500 社の上場会社を始めとする有価証券報告書の提出義務を負う発行者等から開示書類が提出されている。これらの開示書類に対する開示検査の具体的な権限は以下のとおりである。

(1)　有価証券届出書、発行登録書、有価証券報告書、内部統制報告書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書若しくは親会社等状況報告書等を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第 26 条（同法第 27 条において準用する場合を含む。））

(2)　公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第 27 条の 22 第１項（同法第 27 条の 22 の２第２項において準用する場合を含む。））

(3)　意見表明報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第 27 条の 22 第２項）

(4)　大量保有報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの共同

保有者、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第 27 条の 30 第１項）

(5)　大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社若しくは参考人に対して報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法第 27 条の 30 第２項）

(6)　特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第 27 条の 35）

(7)　虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為（以下「特定関与行為」という。）をした者に対する課徴金に係る事件について事件関係人等に出頭を求め、質問をし、若しくは意見若しくは報告を徴し、又は事件関係人の営業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査する権限（金商法第 177 条第１項）

(8)　監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対して報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法第 193 条の２第６項）

（注１）以下の権限については、証券監視委に委任されていない（課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）。

・有価証券届出書の効力発生前に行われる届出者に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法施行令第 38 条の２第１項第１号）

・発行登録書の効力発生前に行われる発行登録書の提出者に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法施行令第 38 条の２第１項第２号）

・公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法施行令第 38 条の２第１項第３号）

（注２）以下の権限については、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっている。

・上記（1）～（6）及び（8）のうち、報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法施行令第 38 条の２第１項ただし書）

・上記（7）のうち、報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法第 194 条の７第２項ただし書）

３　課徴金の対象となる行為及び課徴金額

開示検査の結果、開示書類に重要な事項についての虚偽記載等が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う（設置法 20 条）。課徴金納付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、内閣総理大臣より委任された金融庁長官は審判手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経た上で審判事件についての決定案を作成し、決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる（附属資料２－４－４参照）。

課徴金制度導入以降、「証券取引法の一部を改正する法律」（平成 17 年法律第 76 号）、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 65 号）、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 20 年法律第 65 号）及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 86 号）により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金の水準を引き上げる見直しが行われている。

課徴金の対象となる行為及び課徴金額は以下のとおりである。

(1)　有価証券届出書を提出しない等のため必要な届出が受理されていないのに募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条）
課徴金額：株券等総額の 100 分の 4.5（募集・売出し等は 100 分の 2.25）
（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する募集・売出し等について適用。

(2)　虚偽記載のある有価証券届出書（募集・売出し等の発行開示）等に基づく募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条の２、旧金商法第 172 条）
課徴金額：株券等総額の 100 分の 4.5（募集・売出し等は 100 分の 2.25）
（注）平成 20 年 12 月 12 日以後に提出される発行開示書類について適用。
改正前の課徴金額は、株券等総額の 100 分の２（募集・売出し等は 100 分の１）。

(3)　有価証券報告書（事業年度ごとの継続開示）等を提出しない行為（金商法第 172 条の３）
課徴金額：前事業年度の監査報酬額（前事業年度の監査がない場合等は 400 万円）（四半期報告書・半期報告書の場合はその２分の１）
（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書等について適用。

(4)　虚偽記載のある有価証券報告書（事業年度ごとの継続開示）等を提出する行為（金商法第 172 条の４、旧金商法第 172 条の２）
課徴金額：600 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の６のいずれか大きい額（四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその２分の１）
（注１）平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書等について適用。
改正前の課徴金額は、300 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の３のいずれか大きい額（四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその２分の１）。
（注２）平成 18 年の証取法改正により、虚偽記載のある四半期報告書の提出が新たに課徴金の対象とされ、平成 20 年４月１日以後に開始する事業年度から適用。

(5)　公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をする行為（金商法第 172 条の５）
課徴金額：買付総額の 100 分の 25
（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に行われる買付け等について適用。

(6)　虚偽表示のある公開買付開始公告を行い、又は虚偽記載のある公開買付届出書等を提出する行為（金商法第 172 条の６）
課徴金額：買付株券等の時価合計額の 100 分の 25
（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に行われる公開買付開始公告に係る公開買付けについて適用。

(7)　大量保有報告書・変更報告書を提出しない行為（金商法第 172 条の７）
課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の 10 万分の１
（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に報告期限が到来するものについて適用。

(8)　虚偽記載のある大量保有報告書・変更報告書等を提出する行為（金商法第 172 条の８）

課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の 10 万分の１

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に提出されるものについて適用。

(9)　特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条の９）

課徴金額：募集・売出総額の 100 分の 2.25（株券等は 100 分の 4.5）

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に行われる違反行為について適用。

(10)　虚偽のある特定証券等情報を提供又は公表して特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条の 10）

課徴金額：イ）当該特定証券等情報が公表されている場合

募集・売出総額の 100 分の 2.25（株券等は 100 分の 4.5）

ロ）当該特定証券等情報が公表されていない場合

イ）の額に、

$$\frac{\text{当該特定証券等情報の提供を受けた者の数}}{\text{当該特定勧誘等の相手方の数}}$$

を乗じて得た額

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に行われる違反行為について適用。

(11)　虚偽のある発行者等情報を提供又は公表する行為（金商法第 172 条の 11）

課徴金額：イ）当該発行者等情報が公表されている場合

600 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の６のいずれか大きい額

ロ）当該発行者等情報が公表されていない場合

イ）の額に、

$$\frac{\text{当該発行者等情報の提供を受けた者の数}}{\text{発行者等情報の提供を受けるべき相手方の数}}$$

を乗じて得た額

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に行われる違反行為について適用。

(12)　特定関与行為（金商法第 172 条の 12）

課徴金額：特定関与行為を行った者に対し、手数料、報酬その他の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額に相当する額

（注）平成 24 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 25 年９月６日以後に開始する違反行為について適用。

なお、上記(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(12)の違反行為について、違反者が当局による調査前に違反事実に関する報告を行った場合、直近の違反事実に係る課徴金の額が半額となる（金商法第 185 条の７第 12 項）。他方、違反者が過去５年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は 1.5 倍となる（金商法第 185 条の７第 13 項）。

4　平成 25 年度における活動状況

(1)　平成 25 年度においては、開示会社 34 社に対する開示検査を終了するとともに、当該検査結果に基づき、開示書類の重要な事項についての虚偽記載等の開示義務違反に対し、9 件、金額で 10 億 4,836 万 9,999 円の課徴金納付命令勧告を行ったほか、そのうち開示書類の訂正報告書が提出されない１件の事案については、訂正報告書の提出命令勧告（※）をあわせて行った。

また、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められたときには、自発的な訂正を行うよう促しているところである。

※　開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合、当該開示書類の訂正報告書等が提出されないときには、訂正報告書等の提出を命ずるよう勧告を行う。

検査終了件数		34 件
（うち）	課徴金納付命令勧告を行ったもの	９件
	訂正報告書の提出命令勧告を行ったもの	１件
	課徴金納付命令勧告等は行わなかったものの、自発的な訂正を促したもの	３件

(2)　課徴金制度が導入されてから８年が経過し、開示検査の実務が定着してきたことを踏まえ、検査手続の透明性を高めることを狙いとして、開示検査の基本的な考え方や標準的な実施手続等を定めた「開示検査に関する基本指針」を策定し、平成 25 年８月に公表した（附属資料３－７参照）。

第２　開示検査結果に基づく課徴金納付命令勧告等

１　勧告の状況

平成 25 年度における開示規制違反に対する課徴金納付命令勧告事案は、有価証券届出書や有価証券報告書等の虚偽記載であった。

また、開示書類に係る虚偽記載の態様は、架空売上の計上、売上原価の不計上、投資有価証券の過大計上、のれんの過大計上、前受金の過少計上、貸倒引当金の過少計上等であった。

なお、平成 25 年度における開示義務違反に対する課徴金納付命令勧告に係る課徴金額の最高額は、４億 1,477 万円（株式会社リソー教育に係る有価証券報告書等の虚偽記載）である。

２　勧告事案の概要

平成 25 年度において、開示検査結果に基づき課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

※　以下本章において「旧金商法」とは、平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法をいう。

(1)　課徴金納付命令に関する勧告

①　株式会社ジー･テイストに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成 25 年４月 23 日

【勧告の対象となった違反事実】

１．株式会社ジー・テイスト（以下①において「当社」という。）は、過去に子会社であった関連会社の支配を再度獲得して子会社とした際の資本連結手続において、同社に対する過去の投資損失等を適切に反映させず、のれんを過大計上するなどした。

これらの結果、当社は、東北財務局長に対し、下表のとおり、金商法第 172 条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 21 年８月 14 日	第 51 期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 21 年６月第１四半期四半期報告書）	平成 21 年４月１日～平成 21 年６月 30 日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 3,703 百万円であるところを 4,683 百万円と記載	・のれんの過大計上

2	平成21年11月13日	第51期事業年度第２四半期会計期間に係る四半期報告書(平成21年９月第２四半期四半期報告書)	平成21年４月１日～平成21年９月30日の第２四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純損益が▲1,136百万円であるところを▲181百万円と記載	・抱合せ株式消滅差損の過少計上 等
3	平成22年２月12日	第51期事業年度第３四半期会計期間に係る四半期報告書(平成21年12月第３四半期四半期報告書)	平成21年４月１日～平成21年12月31日の第３四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純損益が▲952百万円であるところを▲22百万円と記載	・抱合せ株式消滅差損の過少計上 等
4	平成22年６月24日	第51期事業年度会計期間に係る有価証券報告書（平成22年３月期有価証券報告書）	平成21年４月１日～平成22年３月31日の会計期間	損益計算書	当期純損益が▲612百万円であるところを292百万円と記載	・抱合せ株式消滅差損の過少計上 等

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

２．当社は、東北財務局長に対し、以下のとおり、金商法第172条の２第１項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させたものである。

（イ）　平成21年８月14日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成21年６月第１四半期四半期報告書（上表番号欄１参照）を組込情報とする有価証券届出書（第１回及び第２回新株予約権付社債）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年８月31日、新株予約権付社債を1,650,000,000円で取得させた。

（ロ）　平成22年10月４日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成22年３月期有価証券報告書（上表番号欄４参照）を組込情報とする有価証券届出書（第２回新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年10月21日、20個の新株予約権を101,135,700円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

（ハ）　平成22年10月４日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成22年３月期有価証券報告書（上表番号欄４参照）を組込情報とする有価証券届出書（第３回新株予約権付社債）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年10月21日、新株予約権付社債を200,000,000円で取得させた。

（ニ）　平成22年10月４日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成22年３月期有価証券報告書（上表番号欄４参照）を組込情報とする有価証券届出書（第４回及び第５回新株予約権付社債）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年10月21日、新株予約権付社債を170,000,000円で取得させた。

【課徴金額】　１億145万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成25年４月23日

課徴金納付命令決定日　　平成 25 年５月 23 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

②　沖電気工業株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成 25 年４月 26 日

【勧告の対象となった違反事実】

沖電気工業株式会社は、プリンタ事業等を営む海外連結子会社において、架空売上による売掛金を過大計上し、売上債権に係る貸倒引当金を過少計上するなどした結果、関東財務局長に対し、下表のとおり、金商法第 172 条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 21 年８月 12 日	第 86 期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 21 年６月第１四半期四半期報告書）	平成 21 年４月１日～平成 21 年６月 30 日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 42,692 百万円であるところを 55,260 百万円と記載	・架空売上による売掛金の過大計上 ・貸倒引当金の過少計上 等
2	平成 21 年 11 月 12 日	第 86 期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 21 年９月第２四半期四半期報告書）	平成 21 年７月１日～平成 21 年９月 30 日の第２四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 42,374 百万円であるところを 54,708 百万円と記載	・架空売上による売掛金の過大計上 ・貸倒引当金の過少計上 等
3	平成 22 年２月９日	第 86 期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 21 年 12 月第３四半期四半期報告書）	平成 21 年 10 月１日～平成 21 年 12 月 31 日の第３四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 40,244 百万円であるところを 52,630 百万円と記載	・架空売上による売掛金の過大計上 ・貸倒引当金の過少計上 等

4	平成22年 6月29日	第86期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成22年３月期有価証券報告書）	平成21年4月1日～平成22年3月31日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が1,875百万円であるところを8,768百万円と記載 連結当期純損益が▲3,280百万円であるところを3,619百万円と記載	・架空売上による売掛金の過大計上 ・貸倒引当金の過少計上 等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が47,578百万円であるところを64,810百万円と記載	
5	平成22年 8月12日	第87期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年6月第1四半期四半期報告書）	平成22年4月1日～平成22年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が37,464百万円であるところを51,336百万円と記載	・架空売上による売掛金の過大計上 ・貸倒引当金の過少計上 等
6	平成22年 11月12日	第87期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年9月第2四半期四半期報告書）	平成22年7月1日～平成22年9月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が33,279百万円であるところを48,380百万円と記載	・架空売上による売掛金の過大計上 ・貸倒引当金の過少計上 等
7	平成23年 2月10日	第87期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年12月第3四半期四半期報告書）	平成22年10月1日～平成22年12月31日の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が57,973百万円であるところを73,193百万円と記載	・架空売上による売掛金の過大計上 ・貸倒引当金の過少計上 ・リベートの未処理による売掛金の過大計上 等

8	平成23年 6月29日	第87期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成23年３月期有価証券報告書）	平成22年４月１日～平成23年３月31日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が1,192百万円であるところを5,906百万円と記載 連結当期純損益が▲31,783百万円であるところを▲27,001百万円と記載	・架空売上による売掛金の過大計上 ・貸倒引当金の過少計上 ・リベートの未処理による売掛金の過大計上 等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が38,859百万円であるところを59,903百万円と記載	
9	平成23年 8月11日	第88期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年６月第１四半期四半期報告書）	平成23年４月１日～平成23年６月30日の第１四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が34,747百万円であるところを55,525百万円と記載	・架空売上による売掛金の過大計上 ・貸倒引当金の過少計上 ・リベートの未処理による売掛金の過大計上 等
10	平成23年 11月11日	第88期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年９月第２四半期四半期報告書）	平成23年４月１日～平成23年９月30日の第２四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結経常損益が▲5,222百万円であるところを▲856百万円と記載 連結四半期純損益が▲9,660百万円であるところを▲5,000百万円と記載	・架空売上による売掛金の過大計上 ・貸倒引当金の過少計上 ・リベートの未処理による売掛金の過大計上 等
			平成23年７月１日～平成23年９月30日の第２四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が30,473百万円であるところを53,609百万円と記載	

11	平成24年 2月10日	第88期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年12月第３四半期四半期報告書）	平成23年４月１日～平成23年12月31日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結経常損益が355百万円であるところを3,925百万円と記載 連結四半期純損益が▲10,599百万円であるところを▲6,295百万円と記載	・架空売上による売掛金の過大計上 ・貸倒引当金の過少計上 ・リベートの未処理による売掛金の過大計上 等
			平成23年10月１日～平成23年12月31日の第３四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が30,018百万円であるところを52,053百万円と記載	
12	平成24年 6月28日	第88期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成24年３月期有価証券報告書）	平成23年４月１日～平成24年３月31日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が9,075百万円であるところを14,550百万円と記載 連結当期純損益が1,555百万円であるところを8,000百万円と記載	・架空売上による売掛金の過大計上 ・貸倒引当金の過少計上 ・リベートの未処理による売掛金の過大計上 等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が41,251百万円であるところを67,524百万円と記載	

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】　1,680万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　　平成25年４月26日
課徴金納付命令決定日　　平成25年６月５日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

③　株式会社ジャパンケアサービスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成25年６月14日

【勧告の対象となった違反事実】
株式会社ジャパンケアサービスグループ（以下③において「当社」という。）は、事

業承継した際に資産計上したのれんについて、平成21年３月期時点における将来キャッシュ・フローの見積りを考慮すれば、減損の兆候がある資産として減損損失の認識の判定等を行わなければならなかったにもかかわらず、減損の兆候の有無自体を判定することなく、結果として減損損失を計上しなかった。また、賃貸用不動産について、減損損失の測定に際し、使用価値の算定に用いる将来キャッシュ・フローの見積り等を誤り、結果として、減損損失を過少に計上するなどした。

これらの結果、当社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第172条の２第１項並びに金商法第172条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成21年6月29日	第19期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成21年３月期有価証券報告書）	平成20年４月１日～平成21年３月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲1,964百万円であるところを▲1,654百万円と記載	・減損損失の不計上 ・のれんの過大計上 等
				連結貸借対照表	連結純資産額が455百万円であるところを753百万円と記載	
2	平成21年8月14日	第20期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年６月第１四半期四半期報告書）	平成21年４月１日～平成21年６月30日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が634百万円であるところを925百万円と記載	・のれんの過大計上 等
3	平成21年11月13日	第20期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年９月第２四半期四半期報告書）	平成21年７月１日～平成21年９月30日の第２四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が602百万円であるところを886百万円と記載	・のれんの過大計上 等
4	平成22年2月15日	第20期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年12月第３四半期四半期報告書）	平成21年10月１日～平成21年12月31日の第３四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が739百万円であるところを1,016百万円と記載	・のれんの過大計上 等

5	平成22年 6月30日	第20期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成22年３月期有価証券報告書）	平成21年４月１日～平成22年３月31日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が864百万円であるところを1,124百万円と記載	・のれんの過大計上 等
6	平成22年 8月13日	第21期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年６月第１四半期四半期報告書）	平成22年４月１日～平成22年６月30日の第１四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が654百万円であるところを908百万円と記載	・のれんの過大計上 等
7	平成22年 11月12日	第21期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年９月第２四半期四半期報告書）	平成22年７月１日～平成22年９月30日の第２四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が836百万円であるところを1,086百万円と記載	・のれんの過大計上 等
8	平成23年 2月14日	第21期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年12月第３四半期四半期報告書）	平成22年10月１日～平成22年12月31日の第３四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が1,271百万円であるところを1,516百万円と記載	・のれんの過大計上 等
9	平成23年 6月30日	第21期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成23年３月期有価証券報告書）	平成22年４月１日～平成23年３月31日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が321百万円であるところを584百万円と記載	・減損損失の不計上 ・のれんの過大計上 ・賃貸用の土地・建物の過大計上 等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が1,058百万円であるところを1,580百万円と記載	
10	平成23年 8月15日	第22期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年６月第１四半期四半期報告書）	平成23年４月１日～平成23年６月30日の第１四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が998百万円であるところを1,559百万円と記載	・のれんの過大計上 ・賃貸用の土地・建物の過大計上 等

11	平成23年 11月14日	第22期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年９月第２四半期四半期報告書）	平成23年７月１日～平成23年９月30日の第２四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が1,039百万円であるところを1,595百万円と記載	・のれんの過大計上 ・賃貸用の土地・建物の過大計上 等
12	平成24年 ２月14日	第22期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年12月第３四半期四半期報告書）	平成23年10月１日～平成23年12月31日の第３四半期連結会計期間	四半期連結 損益計算書	連結当期純損益が▲31百万円であるところを146百万円と記載	・減損損失の過少計上 ・のれんの過大計上 ・賃貸用の土地・建物の過大計上 等
				四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が956百万円であるところを1,657百万円と記載	
13	平成24年 ６月28日	第22期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成24年３月期有価証券報告書）	平成23年４月１日～平成24年３月31日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が▲89百万円であるところを494百万円と記載	・のれんの過大計上 ・賃貸用の土地・建物の過大計上 等

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

【課徴金額】　2,100万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　　平成25年６月14日
課徴金納付命令決定日　　平成25年７月18日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

④　明治機械株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成25年６月19日

【勧告の対象となった違反事実】
１．明治機械株式会社（以下④において「当社」という。）は、当社の子会社管理態勢の不備等により、当社の子会社における架空伝票の作成や原価管理システム上での不正な原価の付替えにより、仕掛品を過大に計上した。また、当該子会社では、取引先の代理店や物流を委託していた運送会社に対して、架空の受領書や注文書の作成を依頼し、その結果、当社は架空の売上を計上するなどした。
　これらの結果、当社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第172条の２第１項及び第２項並びに金商法第172条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項

につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成20年6月27日	第133期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成20年3月期有価証券報告書）	平成19年4月1日～平成20年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結経常損益が▲563百万円であるところを172百万円と記載 連結当期純損益が▲929百万円であるところを▲487百万円と記載	・仕掛品の過大計上 ・のれんの過大計上 ・架空売上の計上 等
				連結貸借対照表	連結純資産額が5,965百万円であるところを8,114百万円と記載	
2	平成20年8月14日	第134期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成20年6月第1四半期四半期報告書）	平成20年4月1日～平成20年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が5,947百万円であるところを8,094百万円と記載	・仕掛品の過大計上 ・のれんの過大計上 等
3	平成20年11月14日	第134期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成20年9月第2四半期四半期報告書）	平成20年7月1日～平成20年9月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が5,860百万円であるところを7,966百万円と記載	・仕掛品の過大計上 ・のれんの過大計上 等
4	平成21年2月13日	第134期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成20年12月第3四半期四半期報告書）	平成20年10月1日～平成20年12月31日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が5,439百万円であるところを7,605百万円と記載	・仕掛品の過大計上 ・のれんの過大計上 等

5	平成21年 6月26日	第134期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成21年３月期有価証券報告書）	平成20年４月１日～平成21年３月31日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が▲573百万円であるところを▲163百万円と記載 連結当期純損益が▲1,098百万円であるところを▲688百万円と記載	・仕掛品の過大計上 ・のれんの過大計上 ・架空売上の計上 等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が4,558百万円であるところを7,118百万円と記載	
6	平成21年 8月14日	第135期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年６月第１四半期四半期報告書）	平成21年４月１日～平成21年６月30日の第１四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が4,690百万円であるところを7,212百万円と記載	・仕掛品の過大計上 ・のれんの過大計上 等
7	平成21年 11月13日	第135期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年９月第２四半期四半期報告書）	平成21年７月１日～平成21年９月30日の第２四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が4,345百万円であるところを6,564百万円と記載	・仕掛品の過大計上 ・のれんの過大計上 等
8	平成22年 2月15日	第135期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年12月第３四半期四半期報告書）	平成21年10月１日～平成21年12月31日の第３四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が4,572百万円であるところを6,622百万円と記載	・仕掛品の過大計上 ・のれんの過大計上 等
9	平成24年 2月13日	第137期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年12月第３四半期四半期報告書）	平成23年４月１日～平成23年12月31日の第３四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が369百万円であるところを550百万円と記載	・売上原価の不計上 等

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

２．当社は、関東財務局長に対し、平成21年９月18日、平成21年３月期有価証券報告書（上表番号欄５参照）及び平成21年６月第１四半期四半期報告書（上表番号欄６参

照）を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 10 月６日、300 個の新株予約権を 1,504,741,200 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させ、もって重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。

【課徴金額】　8,271 万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　　平成 25 年６月 19 日
課徴金納付命令決定日　　平成 25 年８月５日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑤　株式会社オービックに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成 25 年６月 21 日

【勧告の対象となった違反事実】
株式会社オービック（以下⑤において「当社」という。）は、海外の不動産プロジェクトを資金使途とする社債（私募債）に対する投資を行っていたが、社債発行者が破綻したことから、連帯保証人の資力に依拠して当該社債の償還可能性を評価していた。その後、当社は、当該連帯保証人の財政状態が大幅に毀損した可能性をうかがわせる事象を把握したが、社債の評価体制の不備等により、当該事象の影響を十分確認せずに当該社債の評価を誤った結果、当該社債に係る投資有価証券評価損等を計上しなかった。
これらの結果、当社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、金商法第 172 条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 24 年２月 14 日	第 45 期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 23 年 12 月第３四半期四半期報告書）	平成 23 年４月１日～平成 23 年 12 月 31 日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲6,025 百万円であるところを 7,242 百万円と記載	・投資有価証券評価損の不計上 等
2	平成 24 年６月 29 日	第 45 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 24 年３月期有価証券報告書）	平成 23 年４月１日～平成 24 年３月 31 日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲2,910 百万円であるところを 10,357 百万円と記載	・投資有価証券評価損の不計上 等

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】　884 万 9,999 円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　　平成 25 年６月 21 日
課徴金納付命令決定日　　平成 25 年８月５日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑥　ＫＹＣＯＭホールディングス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成 25 年 10 月 25 日

【勧告の対象となった違反事実】
ＫＹＣＯＭホールディングス株式会社（以下⑥において「当社」という。）は、当社の子会社において、平成 10 年にソフトウェア開発のための工場及び研修施設建設用地として取得した土地が、業績の低迷や技術進歩による事業所面積の縮小等により取得以降何ら利用されないままとなっていたにもかかわらず、これを遊休資産として適切な減損会計の適用による特別損失を計上せず、土地を過大に計上するなどした。また、当社の子会社において、製品として市場で販売することを前提とした各種ソフトウェアに係る仕様変更や改良作業が相次ぎ中断されたところ、販売が見込まれる客観的事象がないにもかかわらず、費用処理することなく、仕掛品を過大に計上するなどした。
これらの結果、当社は、北陸財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第 172 条の２第１項並びに金商法第 172 条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 21 年６月 26 日	第 42 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 21 年３月期有価証券報告書）	平成 20 年４月１日～平成 21 年３月 31 日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が 1,542 百万円であるところを 2,003 百万円と記載	・土地の過大計上 ・仕掛品の過大計上 等
2	平成 22 年６月 25 日	第 43 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 22 年３月期有価証券報告書）	平成 21 年４月１日～平成 22 年３月 31 日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲41 百万円であるところを 30 百万円と記載	・土地の過大計上及び減損会計の適用による特別損失の不計上 ・仕掛品の過大計上及び売上原価の不計上 等
				連結貸借対照表	連結純資産額が 1,509 百万円であるところを 2,042 百万円と記載	

3	平成22年 8月13日	第44期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年６月第１四半期四半期報告書）	平成 22 年４月１日～平成 22 年６月 30 日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,463百万円であるところを 2,013 百万円と記載	・土地の過大計上 ・仕掛品の過大計上 等
4	平成22年 11月12日	第44期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年９月第２四半期四半期報告書）	平成 22 年４月１日～平成 22 年９月 30 日の第２四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲127 百万円であるところを▲48 百万円と記載	・土地の過大計上及び減損会計の適用による特別損失の不計上 ・仕掛品の過大計上及び売上原価の不計上 等
			平成 22 年７月１日～平成 22 年９月 30 日の第２四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,435百万円であるところを 1,980 百万円と記載	
5	平成23年 ２月10日	第44期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 22 年 12 月第３四半期四半期報告書）	平成 22 年４月１日～平成 22 年 12 月 31 日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲102 百万円であるところを▲28 百万円と記載	・土地の過大計上及び減損会計の適用による特別損失の不計上 ・仕掛品の過大計上及び売上原価の不計上 等
			平成22年10月１日～平成 22 年 12 月 31 日の第３四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,465百万円であるところを 2,005 百万円と記載	
6	平成23年 ６月28日	第44期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成23年３月期有価証券報告書）	平成 22 年４月１日～平成 23 年３月 31 日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が1,322百万円であるところを 1,748 百万円と記載	・土地の過大計上 ・仕掛品の過大計上 等
7	平成23年 ８月12日	第45期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年６月第１四半期四半期報告書）	平成 23 年４月１日～平成 23 年６月 30 日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,303百万円であるところを 1,724 百万円と記載	・土地の過大計上 ・仕掛品の過大計上 等

8	平成23年11月11日	第45期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年９月第２四半期四半期報告書）	平成23年７月１日～平成23年９月30日の第２四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,318百万円であるところを1,735百万円と記載	・土地の過大計上 ・仕掛品の過大計上 等
9	平成24年２月10日	第45期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年12月第３四半期四半期報告書）	平成23年10月１日～平成23年12月31日の第３四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,278百万円であるところを1,689百万円と記載	・土地の過大計上 ・仕掛品の過大計上 等
10	平成24年６月28日	第45期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成24年３月期有価証券報告書）	平成23年４月１日～平成24年３月31日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が1,431百万円であるところを1,842百万円と記載	・土地の過大計上 ・仕掛品の過大計上 等
11	平成24年８月10日	第46期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成24年６月第１四半期四半期報告書）	平成24年４月１日～平成24年６月30日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,418百万円であるところを1,825百万円と記載	・土地の過大計上 ・仕掛品の過大計上 等
12	平成24年11月13日	第46期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成24年９月第２四半期四半期報告書）	平成24年７月１日～平成24年９月30日の第２四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,459百万円であるところを1,858百万円と記載	・土地の過大計上 ・仕掛品の過大計上 等

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】　2,700万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成25年10月25日
課徴金納付命令決定日　　平成25年11月27日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑦　株式会社エル・シー・エーホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成25年12月４日

【勧告の対象となった違反事実】

１．株式会社エル・シー・エーホールディングス（以下⑦において「当社」という。）は、平成21年５月期に、土地及び建物等を現物出資財産とする第三者割当増資を行うに当たり、当該現物出資財産を構成する土地及び建物の一部につき評価額を過大にし、投資不動産及び純資産額を過大に計上するなどした。

　これらの結果、当社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第172条の２第１項並びに金商法第172条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成21年８月20日	第45期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成21年５月期有価証券報告書）	平成20年５月21日～平成21年５月20日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が▲18百万円であるところを325百万円と記載	・投資不動産及び純資産額の過大計上等
2	平成21年10月５日	第46期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年８月第１四半期四半期報告書）	平成21年５月21日～平成21年８月20日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲282百万円であるところを62百万円と記載	・投資不動産及び純資産額の過大計上等
3	平成22年１月４日	第46期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年11月第２四半期四半期報告書）	平成21年８月21日～平成21年11月20日の第２四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲543百万円であるところを▲198百万円と記載	・投資不動産及び純資産額の過大計上等

4	平成22年 4月6日	第46期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年２月第３四半期四半期報告書）	平成21年11月21日～平成22年２月20日の第３四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲687百万円であるところを▲316百万円と記載	・投資不動産及び純資産額の過大計上 等
5	平成22年 8月18日	第46期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成22年５月期有価証券報告書）	平成21年５月21日～平成22年５月20日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲963百万円であるところを▲928百万円と記載	・投資不動産賃貸料の過大計上 ・投資不動産及び純資産額の過大計上 等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が▲608百万円であるところを▲229百万円と記載	
6	平成22年 10月4日	第47期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年８月第１四半期四半期報告書）	平成22年５月21日～平成22年８月20日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲740百万円であるところを▲352百万円と記載	・投資不動産及び純資産額の過大計上 等
7	平成23年 1月4日	第47期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年11月第２四半期四半期報告書）	平成22年８月21日～平成22年11月20日の第２四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲669百万円であるところを▲273百万円と記載	・投資不動産及び純資産額の過大計上 等
8	平成23年 4月5日	第47期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年２月第３四半期四半期報告書）	平成22年５月21日～平成23年２月20日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期経常損益が▲77百万円であるところを▲51百万円と記載 連結四半期純損益が▲245百万円であるところを▲219百万円と記載	・投資不動産賃貸料の過大計上 ・投資不動産及び純資産額の過大計上 等
			平成22年11月21日～平成23年２月20日の第３四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲675百万円であるところを▲271百万円と記載	

9	平成23年 8月19日	第47期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成23年5月期有価証券報告書）	平成22年5月21日～平成23年5月20日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が▲82百万円であるところを330百万円と記載	・投資不動産及び純資産額の過大計上等
10	平成23年 10月4日	第48期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年8月第1四半期四半期報告書）	平成23年5月21日～平成23年8月20日の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲277百万円であるところを144百万円と記載	・投資不動産及び純資産額の過大計上等
11	平成23年 12月28日	第48期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年11月第2四半期四半期報告書）	平成23年8月21日～平成23年11月20日の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲369百万円であるところを60百万円と記載	・投資不動産及び純資産額の過大計上等
12	平成24年 4月4日	第48期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成24年2月第3四半期四半期報告書）	平成23年11月21日～平成24年2月20日の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が91百万円であるところを530百万円と記載	・投資不動産及び純資産額の過大計上等
13	平成24年 8月10日	第48期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成24年5月期有価証券報告書）	平成23年5月21日～平成24年5月20日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が235百万円であるところを683百万円と記載	・投資不動産及び純資産額の過大計上等
14	平成24年 10月4日	第49期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成24年8月第1四半期四半期報告書）	平成24年5月21日～平成24年8月20日の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が527百万円であるところを984百万円と記載	・投資不動産及び純資産額の過大計上等

15	平成24年12月28日	第49期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成24年11月第２四半期四半期報告書）	平成24年８月21日～平成24年11月20日の第２四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が498百万円であるところを963百万円と記載	・投資不動産及び純資産額の過大計上等
16	平成25年４月５日	第49期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成25年２月第３四半期四半期報告書）	平成24年11月21日～平成25年２月20日の第３四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が402百万円であるところを876百万円と記載	・投資不動産及び純資産額の過大計上等
17	平成25年８月20日	第49期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成25年５月期有価証券報告書）	平成24年５月21日～平成25年５月20日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が242百万円であるところを664百万円と記載	・投資不動産及び純資産額の過大計上等
18	平成25年10月４日	第50期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成25年８月第１四半期四半期報告書）	平成25年５月21日～平成25年８月20日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が146百万円であるところを568百万円と記載	・投資不動産及び純資産額の過大計上等

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

２．当社は、関東財務局長に対し、以下のとおり、金商法第172条の２第１項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させたものである。

（イ）　平成21年４月28日に提出した有価証券届出書（株式）には、第一部【証券情報】第１【募集要項】２【株式募集の方法及び条件】（１）【募集の方法】欄の株式会社オナーズヒル軽井沢（以下「オナーズヒル」という。）を割当予定先とする「出資の目的たる財産の種類、その価額」に掲記された「(注)４.」及び同欄の「(注)８.不動産の価額について」において、真実は、出資の目的たるオナーズヒル所有に係る土地及び建物（以下「本件建物等」という。）の価額の合計額として決定された「土地の価額合計1,693,049千円　建物の価額合計211,565千円」が、本件建物等の真実の価額を大幅に上回るものであり、かつ、本件建物等の価額を決定する際に取得した不動産鑑定士の鑑定評価書及び弁護士の証明書は、本件建物等の一部につき大幅に過大な賃料収入を算定の基礎資料として鑑定評価及び相当性の証明がなされたのであるから、それらの事実を記載しなければならなかったのに記載することなく、本件建物等の価額について「土地の価額合

計 1,693,049 千円　建物の価額合計 211,565 千円」と記載されている。さらに、同有価証券届出書には、当該価額の算定根拠について「当社は、会社法第 207 条９項４号に基づき、本件不動産の価額が相当である旨の不動産鑑定士の鑑定評価書及び弁護士の証明書を取得しております。当社では、発行価額の公平性を担保するため、会社法の定めに基づき、不動産鑑定士の不動産鑑定評価書及び弁護士の証明書を入手の上、本件不動産の価額を決定いたしました。」と記載し、あたかも本件建物等の価額の合計額として記載された価額が、公平性の担保された過程を経て決定された、本件建物等の真実の価額の合計額として相当な価額であるかのように記載されている。これらの結果、当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年５月 18 日、116,619,100 株の株式を 2,915,477,500 円で取得させた。

（ロ）　平成 21 年７月 15 日、平成 20 年５月 21 日から平成 21 年５月 20 日までの連結会計期間につき、投資不動産及び純資産額の過大計上等により、同期間における純資産額が 18 百万円の債務超過であったにもかかわらず、これを 325 百万円の資産超過と記載するなどした同期間における連結貸借対照表を掲載した有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年７月 31 日、5,229,000 株の株式を 80,003,700 円で取得させた。

（ハ）　平成 21 年７月 15 日、平成 20 年５月 21 日から平成 21 年５月 20 日までの連結会計期間につき、投資不動産及び純資産額の過大計上等により、同期間における純資産額が 18 百万円の債務超過であったにもかかわらず、これを 325 百万円の資産超過と記載するなどした同期間における連結貸借対照表を掲載した有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年７月 31 日、192 個の新株予約権証券を 944,544,000 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

（ニ）　平成 22 年３月 19 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 21 年５月期有価証券報告書（上表番号欄１参照）及び平成 21 年 11 月第２四半期四半期報告書（上表番号欄３参照）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年４月５日、43,518,100 株の株式を 234,997,740 円で取得させた。

（ホ）　平成 23 年 11 月７日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 23 年５月期有価証券報告書（上表番号欄９参照）及び平成 23 年８月第１四半期四半期報告書（上表番号欄 10 参照）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 11 月 24 日、18,112,200 株の株式を 146,708,820 円で取得させた。

（ヘ）　平成 23 年 11 月７日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 23 年５月期有価証券報告書（上表番号欄９参照）及び平成 23 年８月第１四半期四半期報告書（上表番号欄 10 参照）を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 11 月 24 日、4,125 個の新株予約権証券を 389,647,500 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

（ト）　平成 23 年 11 月７日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 23 年５月期有価証券報告書（上表番号欄９参照）及び平成 23 年８月第１四半期四半期報告書（上表番号欄 10 参照）を組込情報とする有価証券届出書（ストックオプション）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 12 月１日、375,000 個の新株予約権証券を 346,125,000 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

（チ）　平成 24 年６月 18 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 23 年５月期有価証券報告書（上表番号欄９参照）及び平成 24 年２月第３四半期四半期報告書（上表番号欄 12 参照）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年７月４日、24,934,700 株の株式を 381,500,910 円で取得させた。

（リ）　平成 24 年６月 18 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 23 年５月期有価証券報告書（上表番号欄９参照）及び平成 24 年２月第３四半期四半期報告書（上表番号欄 12 参照）を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年７月４日、113,000 個の新株予約権証券を 1,746,189,000 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

【課徴金額】　３億 5,329 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成 25 年 12 月４日
課徴金納付命令決定日　　平成 26 年２月 13 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑧　株式会社雪国まいたけに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成 25 年 12 月 10 日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社雪国まいたけ（以下⑧において「当社」という。）は、平成 10 年に取得を断念した土地の取得費用として支出した金額について、本来は、全額損失処理すべきであったところ、建設仮勘定として資産計上し続け、その後に取得した別の土地の取得費用であることとして合算することにより、損失計上を回避し、土地を過大に計上するなどした。また、当社は、平成 24 年３月期に役務提供を受けた広告宣伝業務に関する費用の一部について、費用計上を翌期以降に繰り延べ、同期の広告宣伝費を過少に計上した。

これらの結果、当社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第 172 条の２第２項並びに金商法第 172 条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成21年2月13日	第26期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成20年12月第３四半期四半期報告書）	平成20年10月1日～平成20年12月31日の第３四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が4,498百万円であるところを5,653百万円と記載	・土地の過大計上 等
2	平成21年8月14日	第27期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年６月第１四半期四半期報告書）	平成21年４月１日～平成21年６月30日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が3,904百万円であるところを5,061百万円と記載	・土地の過大計上 等
3	平成21年11月13日	第27期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年９月第２四半期四半期報告書）	平成21年７月１日～平成21年９月30日の第２四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が3,849百万円であるところを5,005百万円と記載	・土地の過大計上 等
4	平成23年8月12日	第29期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年６月第１四半期四半期報告書）	平成23年４月１日～平成23年６月30日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が4,497百万円であるところを5,667百万円と記載	・土地の過大計上 等
5	平成23年11月14日	第29期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年９月第２四半期四半期報告書）	平成23年７月１日～平成23年９月30日の第２四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が3,499百万円であるところを4,840百万円と記載	・土地の過大計上 等

6	平成24年 ２月14日	第 29 期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 23 年 12 月第３四半期四半期報告書）	平成 23 年４月１日～平成23年12月 31 日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲1,892 百万円であるところを▲1,602 百万円と記載	・広告宣伝費の過少計上 ・土地の過大計上 等
			平成23年10月１日～平成23年12月 31 日の第３四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 3,268 百万円であるところを4,722百万円と記載	
7	平成24年 ６月29日	第 29 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成24年３月期有価証券報告書）	平成 23 年４月１日～平成 24 年３月 31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲2,504 百万円であるところを▲2,171 百万円と記載	・広告宣伝費の過少計上 ・土地の過大計上 等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,672 百万円であるところを4,169百万円と記載	
8	平成24年 ８月10日	第 30 期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 24 年６月第１四半期四半期報告書）	平成 24 年４月１日～平成 24 年６月 30 日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 1,744 百万円であるところを3,213百万円と記載	・土地の過大計上 等
9	平成24年 11月14日	第 30 期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 24 年９月第２四半期四半期報告書）	平成 24 年７月１日～平成 24 年９月 30 日の第２四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 1,087 百万円であるところを2,518百万円と記載	・土地の過大計上 等
10	平成25年 ２月14日	第 30 期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 24 年 12 月第３四半期四半期報告書）	平成24年10月１日～平成24年12月 31 日の第３四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 1,091 百万円であるところを2,477百万円と記載	・土地の過大計上 等

11	平成25年 6月28日	第30期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成25年３月期有価証券報告書）	平成24年４月１日～平成25年３月31日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が910百万円であるところを2,243百万円と記載	・土地の過大計上 等
12	平成25年 8月9日	第31期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成25年６月第１四半期四半期報告書）	平成25年４月１日～平成25年６月30日の第１四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が447百万円であるところを1,737百万円と記載	・土地の過大計上 等

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】　2,250万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　　平成25年12月10日
課徴金納付命令決定日　　平成26年１月16日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑨　株式会社リソー教育に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成26年３月７日

【勧告の対象となった違反事実】
１．株式会社リソー教育（以下⑨において「当社」という。）は、学習塾の経営及び家庭訪問による学習指導業務等を行っていたところ、毎月の授業料の請求等をもって計上した売上について、本来であれば、事業年度末において未実施の授業数に対応する入金分を前受金として処理した上で、売上を取り消すべきであったにもかかわらず、授業料の返還義務が発生しない当日欠席が多数あったなどと仮装することにより、売上を過大に計上するなどした。また、当社の子会社において、無料で実施した授業や授業料単価を値引きした契約分について、正規の授業料単価に基づき算出した金額により、売上を過大に計上するなどした。
　これらの結果、当社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第172条の２第１項並びに金商法第172条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成21年5月27日	第24期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成21年2月期有価証券報告書）	平成20年3月1日～平成21年2月28日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が307百万円であるところを661百万円と記載	・売上の過大計上 ・前受授業料収入の過少計上 等
				連結貸借対照表	連結純資産額が1,546百万円であるところを2,104百万円と記載	
2	平成21年10月14日	第25期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年8月第2四半期四半期報告書）	平成21年3月1日～平成21年8月31日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が197百万円であるところを422百万円と記載	・売上の過大計上 ・前受金の過少計上 等
			平成21年6月1日～平成21年8月31日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,547百万円であるところを2,329百万円と記載	
3	平成22年1月13日	第25期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年11月第3四半期四半期報告書）	平成21年9月1日～平成21年11月30日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,390百万円であるところを1,798百万円と記載	・過去の売上の過大計上による純資産額の過大計上 等
4	平成22年5月26日	第25期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成22年2月期有価証券報告書）	平成21年3月1日～平成22年2月28日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が1,144百万円であるところを1,371百万円と記載	・売上の過大計上 ・前受金の過少計上 等
				連結貸借対照表	連結純資産額が1,879百万円であるところを2,663百万円と記載	
5	平成22年7月14日	第26期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年5月第1四半期四半期報告書）	平成22年3月1日～平成22年5月31日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,436百万円であるところを2,114百万円と記載	・前受金の過少計上 等

6	平成22年 10月13日	第26期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年８月第２四半期四半期報告書）	平成22年３月１日～平成22年８月31日の第２四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が222百万円であるところを481百万円と記載	・売上の過大計上 ・前受金の過少計上 等
			平成22年６月１日～平成22年８月31日の第２四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,582百万円であるところを2,625百万円と記載	
7	平成23年 １月13日	第26期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年11月第３四半期四半期報告書）	平成22年９月１日～平成22年11月30日の第３四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,440百万円であるところを2,152百万円と記載	・前受金の過少計上 等
8	平成23年 ５月26日	第26期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成23年２月期有価証券報告書）	平成22年３月１日～平成23年２月28日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が870百万円であるところを1,366百万円と記載	・売上の過大計上 ・前受金の過少計上 等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が1,608百万円であるところを2,887百万円と記載	
9	平成23年 ７月13日	第27期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年５月第１四半期四半期報告書）	平成23年３月１日～平成23年５月31日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が938百万円であるところを1,963百万円と記載	・前受金の過少計上 等
10	平成23年 10月14日	第27期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年８月第２四半期四半期報告書）	平成23年３月１日～平成23年８月31日の第２四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が105百万円であるところを364百万円と記載	・売上の過大計上 ・前受金の過少計上 等
			平成23年６月１日～平成23年８月31日の第２四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,200百万円であるところを2,738百万円と記載	

11	平成24年 1月13日	第27期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年11月第3四半期四半期報告書）	平成23年9月1日～平成23年11月30日の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が978百万円であるところを2,396百万円と記載	・前受金の過少計上 等
12	平成24年 5月25日	第27期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成24年2月期有価証券報告書）	平成23年3月1日～平成24年2月29日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が834百万円であるところを1,295百万円と記載	・売上の過大計上 ・前受金の過少計上 等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が1,582百万円であるところを3,323百万円と記載	
13	平成24年 7月13日	第28期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成24年5月第1四半期四半期報告書）	平成24年3月1日～平成24年5月31日の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が675百万円であるところを2,557百万円と記載	・前受金の過少計上 等
14	平成24年 10月15日	第28期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成24年8月第2四半期四半期報告書）	平成24年3月1日～平成24年8月31日の第2四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が43百万円であるところを560百万円と記載	・売上の過大計上 ・前受金の過少計上 等
			平成24年6月1日～平成24年8月31日の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が1,176百万円であるところを3,434百万円と記載	
15	平成25年 1月11日	第28期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成24年11月第3四半期四半期報告書）	平成24年3月1日～平成24年11月30日の第3四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が41百万円であるところを665百万円と記載	・売上の過大計上 ・前受金の過少計上 等
			平成24年9月1日～平成24年11月30日の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が1,104百万円であるところを3,468百万円と記載	

16	平成25年 5月17日	第28期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成25年２月期有価証券報告書）	平成24年３月１日～平成25年２月28日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が150百万円であるところを1,527百万円と記載	・売上の過大計上 ・前受金の過少計上 等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が2,533百万円であるところを5,651百万円と記載	
17	平成25年 7月16日	第29期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成25年５月第１四半期四半期報告書）	平成25年３月１日～平成25年５月31日の第１四半期連結会計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が▲894百万円であるところを▲479百万円と記載	・売上の過大計上 ・前受金の過少計上 等
				四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が2,699百万円であるところを6,232百万円と記載	
18	平成25年 10月15日	第29期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成25年８月第２四半期四半期報告書）	平成25年３月１日～平成25年８月31日の第２四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が▲708百万円であるところを184百万円と記載	・売上の過大計上 ・前受金の過少計上 等
			平成25年６月１日～平成25年８月31日の第２四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が7,280百万円であるところを11,291百万円と記載	

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

２．当社は、関東財務局長に対し、以下のとおり、金商法第172条の２第１項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させたものである。

（イ）　平成23年９月12日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成23年２月期有価証券報告書（上表番号欄８参照）及び平成23年５月第１四半期四半期報告書（上表番号欄９参照）を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年９月27日、600,000個の新株予約権証券を4,203,100,000円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

（ロ）　平成24年10月12日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成24年２月期有価証券報告書（上表番号欄12参照）及び平成24年５月第１四半期四半期報告書（上表番号欄13参照）を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年10月29日、623,633個の新株予約権証券を4,281,011,096円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

【課徴金額】　４億1,477万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成26年３月７日

課徴金納付命令決定日　　平成 26 年４月 18 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

(2)　訂正報告書等の提出命令に関する勧告

○　株式会社エル･シー･エーホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る訂正報告書等の提出命令勧告

【勧告年月日】　平成 25 年 12 月４日

【勧告の対象となった違反事実】

１．株式会社エル・シー・エーホールディングス（以下「当社」という。）は、平成 21 年５月期に、土地及び建物等を現物出資財産とする第三者割当増資を行うに当たり、当該現物出資財産を構成する土地及び建物の一部につき評価額を過大にし、投資不動産及び純資産額を過大に計上するなどした。

これらの結果、下表のとおり、当社が関東財務局長に対して提出した有価証券報告書等のうちに金商法第 24 条の２第１項及び第 24 条の４の７第４項において準用する同法第 10 条第１項に規定する「重要な事項について虚偽の記載」があると認められたものである。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 21 年８月 20 日	第 45 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 21 年５月期有価証券報告書）	平成 20 年５月 21 日～平成 21 年５月 20 日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が▲18 百万円であるところを 325 百万円と記載	・投資不動産及び純資産額の過大計上等
2	平成 22 年８月 18 日	第 46 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 22 年５月期有価証券報告書）	平成 21 年５月 21 日～平成 22 年５月 20 日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲963 百万円であるところを▲928 百万円と記載	・投資不動産賃貸料の過大計上 ・投資不動産及び純資産額の過大計上等
				連結貸借対照表	連結純資産額が▲608 百万円であるところを▲229 百万円と記載	

3	平成23年 1月4日	第47期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年11月第２四半期四半期報告書）	平成22年8月21日～平成22年11月20日の第２四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲669百万円であるところを▲273百万円と記載	・投資不動産及び純資産額の過大計上等
4	平成23年 4月5日	第47期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年2月第３四半期四半期報告書）	平成22年5月21日～平成23年2月20日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期経常損益が▲77百万円であるところを▲51百万円と記載 連結四半期純損益が▲245百万円であるところを▲219百万円と記載	・投資不動産賃貸料の過大計上 ・投資不動産及び純資産額の過大計上等
			平成22年11月21日～平成23年2月20日の第３四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲675百万円であるところを▲271百万円と記載	
5	平成23年 8月19日	第47期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成23年5月期有価証券報告書）	平成22年5月21日～平成23年5月20日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が▲82百万円であるところを330百万円と記載	・投資不動産及び純資産額の過大計上等
6	平成23年 10月4日	第48期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年8月第１四半期四半期報告書）	平成23年5月21日～平成23年8月20日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲277百万円であるところを144百万円と記載	・投資不動産及び純資産額の過大計上等
7	平成23年 12月28日	第48期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年11月第２四半期四半期報告書）	平成23年8月21日～平成23年11月20日の第２四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲369百万円であるところを60百万円と記載	・投資不動産及び純資産額の過大計上等

8	平成24年 4月4日	第48期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成24年２月第３四半期四半期報告書）	平成23年11月21日～平成24年２月20日の第３四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が91百万円であるところを530百万円と記載	・投資不動産及び純資産額の過大計上 等
9	平成24年 8月10日	第48期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成24年５月期有価証券報告書）	平成23年５月21日～平成24年５月20日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が235百万円であるところを683百万円と記載	・投資不動産及び純資産額の過大計上 等
10	平成24年 10月4日	第49期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成24年８月第１四半期四半期報告書）	平成24年５月21日～平成24年８月20日の第１四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が527百万円であるところを984百万円と記載	・投資不動産及び純資産額の過大計上 等
11	平成24年 12月28日	第49期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成24年11月第２四半期四半期報告書）	平成24年８月21日～平成24年11月20日の第２四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が498百万円であるところを963百万円と記載	・投資不動産及び純資産額の過大計上 等
12	平成25年 4月5日	第49期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成25年２月第３四半期四半期報告書）	平成24年11月21日～平成25年２月20日の第３四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が402百万円であるところを876百万円と記載	・投資不動産及び純資産額の過大計上 等
13	平成25年 8月20日	第49期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成25年５月期有価証券報告書）	平成24年５月21日～平成25年５月20日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が242百万円であるところを664百万円と記載	・投資不動産及び純資産額の過大計上 等

14	平成25年10月４日	第50期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成25年８月第１四半期四半期報告書）	平成25年５月21日～平成25年８月20日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が146百万円であるところを568百万円と記載	・投資不動産及び純資産額の過大計上等

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

２．当社は、関東財務局長に対し、以下のとおり、金商法第172条の２第１項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させたものである。

（イ）　平成21年４月28日、第一部【証券情報】第１【募集要項】２【株式募集の方法及び条件】（１）【募集の方法】欄の株式会社オナーズヒル軽井沢（以下「オナーズヒル」という。）を割当予定先とする「出資の目的たる財産の種類、その価額」に掲記された「(注)４.」及び同欄の「(注)８.不動産の価額について」において、真実は、出資の目的たるオナーズヒル所有に係る土地及び建物（以下「本件建物等」という。）の価額の合計額として決定された「土地の価額合計1,693,049千円　建物の価額合計211,565千円」が、本件建物等の真実の価額を大幅に上回るものであり、かつ、本件建物等の価額を決定する際に取得した不動産鑑定士の鑑定評価書及び弁護士の証明書は、本件建物等の一部につき大幅に過大な賃料収入を算定の基礎資料として鑑定評価及び相当性の証明がなされたのであるから、それらの事実を記載しなければならなかったのに記載することなく、本件建物等の価額について「土地の価額合計1,693,049千円　建物の価額合計211,565千円」と記載されている。さらに、同有価証券届出書には、当該価額の算定根拠について「当社は、会社法第207条９項４号に基づき、本件不動産の価額が相当である旨の不動産鑑定士の鑑定評価書及び弁護士の証明書を取得しております。当社では、発行価額の公平性を担保するため、会社法の定めに基づき、不動産鑑定士の不動産鑑定評価書及び弁護士の証明書を入手の上、本件不動産の価額を決定いたしました。」と記載し、あたかも本件建物等の価額の合計額として記載された価額が、公平性の担保された過程を経て決定された、本件建物等の真実の価額の合計額として相当な価額であるかのように記載された有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年５月18日、116,619,100株の株式を2,915,477,500円で取得させた。

（ロ）　平成21年７月15日、平成20年５月21日から平成21年５月20日までの連結会計期間につき、投資不動産及び純資産額の過大計上等により、同期間における純資産額が18百万円の債務超過であったにもかかわらず、これを325百万円の資産超過と記載するなどした同期間における連結貸借対照表を掲載した有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年７月31日、5,229,000株の株式を80,003,700円で取得させた。

（ハ）　平成21年７月15日、平成20年５月21日から平成21年５月20日までの連結会計期間につき、投資不動産及び純資産額の過大計上等により、同期間における純資産額が18百万円の債務超過であったにもかかわらず、これを325百万円の資産超過と記載するなどした同期間における連結貸借対照表を掲載した有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年７月31日、192個の新株予約権証券を944,544,000円（新株予約権の行使に際して払い

込むべき金額を含む。）で取得させた。

（ニ） 平成22年３月19日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成21年５月期有価証券報告書（上表番号欄１参照）及び平成21年11月第２四半期四半期報告書（上表番号欄３参照）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年４月５日、43,518,100 株の株式を 234,997,740円で取得させた。

（ホ） 平成23年11月７日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成23年５月期有価証券報告書（上表番号欄９参照）及び平成23年８月第１四半期四半期報告書（上表番号欄10参照）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年11月24日、18,112,200株の株式を146,708,820円で取得させた。

（ヘ） 平成23年11月７日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成23年５月期有価証券報告書（上表番号欄９参照）及び平成23年８月第１四半期四半期報告書（上表番号欄10参照）を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年11月24日、4,125個の新株予約権証券を389,647,500円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

（ト） 平成23年11月７日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成23年５月期有価証券報告書（上表番号欄９参照）及び平成23年８月第１四半期四半期報告書（上表番号欄10参照）を組込情報とする有価証券届出書（ストックオプション）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 12 月１日、375,000 個の新株予約権証券を 346,125,000 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

（チ） 平成24年６月18日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成23年５月期有価証券報告書（上表番号欄９参照）及び平成24年２月第３四半期四半期報告書（上表番号欄12参照）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年７月４日、24,934,700株の株式を381,500,910円で取得させた。

（リ） 平成24年６月18日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成23年５月期有価証券報告書（上表番号欄９参照）及び平成24年２月第３四半期四半期報告書（上表番号欄12参照）を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年７月４日、113,000個の新株予約権証券を1,746,189,000円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

【勧告後の経緯】

聴聞期日　平成25年12月13日

訂正報告書提出命令日　平成25年12月19 日

３　平成24年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等

(1)　審判手続

平成 24 年度以前の勧告事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において審判手続が係属中で課徴金納付命令決定がなされていなかった事案について、その後の経緯の概要は以下のとおり。

○　株式会社塩見ホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

平成24年１月20日に課徴金納付命令勧告を行った株式会社塩見ホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載事案については、東京地方裁判所において、被審人に対し破産手続開始決定及び破産手続廃止決定がなされたことを受けて、金融庁長官は、平成25年12月３日に審判手続の打切りを決定した。

○　日本風力開発株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

平成25年３月29日に課徴金納付命令勧告を行った日本風力開発株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載事案については、審判手続が行われている。（平成26年４月30日現在）

(2)　課徴金納付命令決定に対する取消訴訟

課徴金納付命令決定に対する取消訴訟が提起された事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において判決が確定していなかった事案についての、その後の経緯の概要は以下のとおり。

○　ＪＶＣ・ケンウッド・ホールディングス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【平成22年６月21日課徴金納付命令勧告、平成22年12月９日課徴金納付命令決定、平成22年12月24日取消訴訟提起、平成24年２月10日判決（東京地裁）、原告控訴、平成25年３月28日判決（東京高裁）】

平成24年６月29日、東京地方裁判所は、原告（被審人）の請求を棄却する旨の判決を言い渡し、原告は控訴した。

平成25年３月28日、東京高等裁判所は、新株予約権証券を取得させた時点におけるそれに係る新株予約権の行使価額（当初行使価額）は一義的に確定すること、また、金商法第172条の２第１項第１号について、課徴金の額を判断する基準時は有価証券を取得させた時点であり、「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」とは当該新株予約権証券を取得させた時点におけるそれに係る新株予約権の行使価額（当初行使価額）であると解すべきなどとして、原告に、控訴棄却の判決を言い渡し、原告は上告した。

○　クラウドゲート株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【平成24年１月27日課徴金納付命令勧告、平成24年３月２日及び同年10月22日課徴金納付命令決定、平成24年11月20日取消訴訟提起、平成26年２月14日判決（東京地裁）】

平成26年２月14日、東京地方裁判所は、金商法第172条の２第１項の規定の適用には発行者に具体的な経済的利得があること又はこれが生じる一般的、抽象的な可能性があることを要件とするものではなく、また、同法同項にいう「重要な事項」とは、発行者から直接取得勧誘を受ける不特定の相手方のみならず、その相手方から譲渡を受ける可能性がある投資者一般を基準として、投資者の投資判断に影響を与えるような事項をいうものと解すべきなどとして、原告に、請求棄却の判決を言い渡し、原告は控訴した。

(3)　訂正報告書等の提出命令決定に対する取消訴訟

訂正報告書等の提出命令決定に対する取消訴訟が提起された事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において判決が確定していなかった事案についての、その後の経緯の概要は以下のとおり。

○　日本風力開発株式会社提出の有価証券報告書の虚偽記載に係る訂正報告書の提出命令勧告

【平成 25 年３月 29 日訂正報告書提出命令勧告、平成 25 年４月 12 日訂正報告書提出命令決定、平成 25 年４月 12 日取消訴訟提起】

平成 25 年３月 29 日に訂正報告書の提出命令勧告を行った日本風力開発株式会社に係る有価証券報告書の虚偽記載事案については、現在、東京地方裁判所において審理中である。

第３　開示検査の結果行なわれた自発的訂正等

証券監視委では、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載等が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促している。平成 25 年度において、自発的訂正が行われた事案及び開示検査の際に当局から指摘を行った事項の概要は以下のとおりである。

①　Ａ社（名古屋証券取引所市場第二部上場、業種：製造業（その他製品））

Ａ社は、中国に所在する当社子会社（Ｂ社）からのＯＥＭ（発注元企業のブランドの製品を製造すること）供給を受けて低価格規格品を販売するために現地で設立された企業（Ｃ社）について、Ｃ社の意思決定機関をＡ社及びＢ社が支配しているか否かを適切に判断することなく、これを連結範囲から除外した。しかしながら、Ｂ社の役員が実質的にＣ社の全株式を所有しており、また、Ｃ社は、Ｂ社とのＯＥＭ契約に基づく仕入品の販売事業に特化しているなど、Ｂ社に対する事業依存度が著しく大きかったことからすれば、Ａ社は、Ｃ社を連結の範囲に含めた上で、連結会社間取引に係る未実現利益を消去すべきものと認められたため、これに伴い必要となる有価証券報告書等の訂正を行うよう慫慂した。

②　Ｄ社（東京証券取引所市場第二部上場、業種：卸売業）

Ｄ社は、大型のシステム開発プロジェクトに係る商談を有利に進めるため、取引先からの注文書発行前に先行作業を実施していたところ、失注後においても、当該失注情報を管理部門に伝達することなく、事業部門単独の判断で先行作業を継続し、発生した経費を仕掛品として計上していた。社内調査の結果、Ｄ社は、当該仕掛品の計上を不適正な会計処理と認め、発覚時点で一括して損失処理したが、失注後において発生した経費については、本来、全額発生時の費用として処理すべきものと認められたため、これに伴い必要となる有価証券報告書等の訂正を行うよう慫慂した。

第４　今後の課題

開示検査の運営に当たっては、市場を取り巻く状況が変化していることを意識しつつ、以下のような視点に立って開示検査の多様化と高度化を図るように努めることとしている。

(1)　正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、迅速・効率的な検査を実施するため、検査手法の改善や研修等を通じた人材の育成等を行い、検査能力の向上を図る。また、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見すべく、引き続き市場内外の様々な情報の幅広い収集に努めるとともに、その分析手法についても改善を行う。

(2)　上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい企業情報を市場に提供するよう、企業自身の適正な取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していく。その際には、必要に応じて、虚偽記載等の原因となった内部管理上の問題も指摘し、改善を求めていく。また、当該企業が第三者委員会を設置して不適正な会計処理等の疑義について調査を実施する場合には、当該委員会の独立性、中立性、専門性及び検査手法の有用性・客観性を十分検証した上で、適切な場合には、開示検査の事実認定において判断材料とする。

(3)　パソコンや携帯電話等の電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化を行う検査手法・技術（デジタルフォレンジック）を積極的に活用する。

(4)　上場企業等の国境を超えた取引や海外の連結子会社において、不適正な会計処理等の疑義が把握される場合には、海外証券規制当局とも連携しつつ、実態を把握するための情報収集に努める。

(5)　市場監視機能強化の観点から、金融庁の関係部局等のほか、金融商品取引所や公認会計士協会等との間でも、開示規制違反等に関する証券監視委の問題意識や関連情報の共有等により、連携を強化するとともに、市場規律強化の観点から、分かりやすい対外的な情報発信に努める。

第８章　犯則事件の調査・告発

第１　概説

１　犯則事件の調査の目的

投資者をはじめとする市場参加者が安心して参加できる金融･資本市場を維持していくためには、市場ルールの違反者を厳正に処罰することにより、金融・資本市場の公正性･透明性を確保し、市場参加者の信頼感を醸成することが重要である。犯則事件の調査権限は、金融商品・取引の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、投資者保護を図る目的から、平成４年、証券監視委の発足に伴い、証券監視委の職員固有の権限として付与されたものである。現在では、国際的なマネーロンダリングを規制する犯収法についても、一部の行為について証券監視委職員による犯則調査の対象とされている。

証券監視委では、金融商品や取引が複雑化・多様化・グローバル化している中で、包括的かつ機動的に、発行市場・流通市場全体に目を向けた犯則事件の調査を行っている。

２　犯則事件の調査権限及び範囲等

犯則事件の調査に係る権限として、金商法において、任意調査権限（金商法第 210 条）と強制調査権限（金商法第 211 条等）が規定されている。任意調査として、犯則嫌疑者又は参考人（以下「犯則嫌疑者等」という。）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等を行うことができ、強制調査として、裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えを行うことができる。

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（金商法施行令第 45 条）で定められている。主なものとしては、発行会社を対象とする虚偽有価証券報告書等提出のほか、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、偽計、相場操縦などがある（附属資料１－７－２参照）。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象とされている（犯収法第 30 条）。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告し（金商法第 223 条、犯収法第 30 条）、証券監視委は、その調査によって犯則の心証を得たときは、検察官に告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐことになっている。（金商法第 226 条、犯収法第 30 条）

３　平成 25 年度における活動状況

証券監視委は、平成 25 年度において、計３回の告発を行った。各事件の告発先は、東京、名古屋の各地方検察庁検察官であり、平成 25 年度も幅広い視野で犯則調査を行った。

また、ＭＲＩ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ，ＩＮＣ.（以下「ＭＲＩ」という。）（第二種金融商品取引業者）による誇大広告事件については、同社が米国に本社を有し、日本の顧客の資金を米国内で管理していたことから、米国証券取引委員会と密接に連携し、証券監視委からの協力要請を受けた米国証券取引委員会の申立てにより、米国ネヴァダ州連邦地方裁判所から、同州にあるＭＲＩ及びその代表者等に対して資産凍結命令等が出された。

第２　犯則事件の調査・告発実績

１　告発の状況

平成 25 年度において、証券監視委は、犯則事件の調査結果に基づき、内部者取引の嫌疑で

１件・１名、相場操縦の嫌疑で１件・１名、風説の流布の嫌疑で１件・１名の合計３件・３名について、それぞれ以下の地方検察庁検察官に告発を行った。（附属資料２－６－２参照）

事　件　名	告発年月日	告　発　先
イー・アクセス株券に係るイー･アクセス社員による内部者取引事件	25 年４月 30 日	東京地方検察庁検察官
セントラル総合開発株式会社株券に係る相場操縦事件	25 年７月 12 日	東京地方検察庁検察官
電子掲示板を悪用した風説の流布事件	26 年３月 19 日	名古屋地方検察庁検察官

２　告発事案の概要

平成 25 年度の告発事案の概要は以下のとおりである。

(1)　不公正取引に対する告発

①　イー・アクセス株券に係るイー･アクセス社員による内部者取引事件

本件は、発行会社の代表取締役付き秘書であった犯則嫌疑者が、同社が他社と業務提携し、その親会社との株式交換を行うという重要事実が公表される前に多数の同社株を買い付けたという会社関係者による典型的な内部者取引事件であった。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法（第 166 条第１項第１号等　会社関係者の禁止行為）に違反するとして、必要な調査を行い、平成 25 年４月 30 日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、移動体通信事業を営み、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していたイー･アクセス株式会社（以下「イー・アクセス」という。）の従業員として同社代表取締役会長付き秘書の職務に従事していたものであるが、平成 24 年９月 28 日頃から同月 29 日頃の間、イー・アクセスの業務執行を決定する機関が、同種事業を営むソフトバンクモバイル株式会社と業務上の提携をするとともに、同社の親会社であるソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という。）との間で株式交換を行うことについての決定をした旨のイー･アクセスの業務等に関する重要事実を自己の職務に関して知り、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同年 10 月１日午前９時頃、犯則嫌疑者名義で、イー・アクセスの株券合計 698 株を代金合計 1,047 万円で買い付けたものである。

【告発後の経緯】

平成 25 年５月１日、犯則嫌疑者について、起訴がされた。

平成 25 年 11 月 22 日、東京地方裁判所は、被告人は、イー・アクセスの会長秘書として、会社の株価を左右する重要な情報を知り得る立場にあり、しかも会長からインサイダー情報に当たる旨の注意喚起を受けながら、違法性を十分認識した上で利得目的で本件犯行に及び、株式交換の時点でも 3,400 万余円という高額の利益（株の含み益）を得ており、イー・アクセスとソフトバンクの株式交換等が社会的に注目され、イー・アク

セスの株価に大きな影響を与え得るものであったことも勘案すれば、証券市場の公正性及び健全性に対する一般投資家の信頼を害した程度は大きいとして、懲役２年６月（執行猶予４年)、罰金 300 万円、追徴金約 4,473 万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

②　セントラル総合開発株式会社株券に係る相場操縦事件

本件は、犯則嫌疑者が上記株券について、自分の証券口座と借名口座を使い、仮想売買（対当売買）に加え、買い上がり買付けや下値に大量の見せ玉を発注するといった典型的な相場操縦事件であった。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法（第 159 条第１項第１号等　相場操縦行為等の禁止）に違反するとして、必要な調査を行い、平成 25 年７月 12 日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、東京証券取引所市場第二部に上場されているセントラル総合開発株式会社の株券について、財産上の利益を得る目的で、平成 23 年１月 31 日から同年２月 10 日までの間、９取引日にわたり、以下(1)、(2)の方法により、同市場において株価を 425 円から 670 円まで上昇させた上、その上昇させた株価により、自己及び他人名義で、同株券合計 13 万 8,800 株を売り付けた。

(1)　自己及び他人名義で、同株券の売買を誘引する目的をもって、

ア　連続した高指値注文を行って高値で買い上がるなど、同株券合計６万 7,600 株の買付け

イ　下値買い注文を大量に入れるなど、同株券合計３万 500 株の買付けの証券会社への委託

等、同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の株券売買及びその委託をすること。

(2)　前記(1)と同一の名義で、同株券の売買が繁盛に行われているなど、取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、同株券合計５万 100 株について、売り付けると同時に別途買付けをし、権利の移転を目的としない仮装の売買をすること。

【告発後の経緯】

平成 25 年７月 12 日、犯則嫌疑者について、起訴がされ、現在、東京地方裁判所において公判係属中である。

③　電子掲示板を悪用した風説の流布事件

本件は、犯則嫌疑者が、自らが買い付けた株を高値で売却することを目的として、株に関するインターネット掲示板にそれらの株が暴騰するといった根拠のない書き込みを繰り返していたという、いわゆる風説の流布が行われた事件であった。なお、ネット掲示板に書き込みが行われた事件という点では、本件は証券監視委として２件目の告発であった。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法（第 158 条　風説の流布）に違反するとして、必要な調査を行い、平成 26 年３月 19 日、犯則嫌疑者を名古屋地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、大阪証券取引所市場第二部に上場されていたカネヨウ株式会社ほか２社の株券の売買のため、及び相場の変動を図る目的をもって、平成 25 年１月 23 日頃から同年２月 18 日頃までの間、犯則嫌疑者が代表を務める会社の所在地において、パーソナルコンピューターを操作し、インターネットを介し、サーバーコンピューターの記憶装置に文字データを記録させる方法により、「株式研究掲示板」又は「Ｙ氏と愉快な仲間の株式掲示板」と題する電子掲示板に、合理的な根拠もないのに、「明日の暴騰仕掛け銘柄　3209 カネヨウが暴騰するという情報が入ってきました」、「倍増へ向けての暴騰仕掛け株　6775　ＴＢグループに暴騰仕掛けが入るとの情報です」、「爆発二桁銘柄　今日の暴騰仕掛け入るとの情報株は 6862 ミナトエレクトロンです。決算黒字転換、為替レート 80 円換算ということから次は大幅黒字上方修正期待高まり株価大幅水準訂正へ始動開始。」などと書き込んで不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き、もって、それぞれ有価証券の売買のため、及び有価証券の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布したものである。

【告発後の経緯】

平成 26 年３月 20 日、犯則嫌疑者について、起訴がされ、同日、名古屋簡易裁判所は、被告人に、罰金 80 万円、追徴金 275 万円の略式命令を言い渡し、同命令は確定した。

第３　平成 24 年度以前の告発事案に係る判決の概要

平成 24 年度以前の告発事案について、平成 25 年度において判決が出されたものの判決の概要は以下のとおりである。

①　株式会社セラーテムテクノロジー株券に係る偽計事件

【平成 24 年３月 26 日告発、平成 25 年４月 12 日判決（東京地裁）、平成 26 年１月 17 日判決（東京高裁）】

平成 25 年４月 12 日、東京地方裁判所は、被告人Ａ（当該会社取締役兼最高財務責任者）及び被告人Ｂ（当該会社代表取締役）は、上場廃止基準である実質的存続性喪失の基準に抵触するおそれがある事実が明るみに出ないよう、綿密に準備をし、本件ＩＲに当たっては、被告人Ａにおいて、証券取引所の担当者に虚偽の説明を行うなどもしているのであって、周到かつ巧妙な犯行で悪質であり、また、有価証券の公正な取引という公益よりも企業利益を優先して本件犯行に及んだものであって、その利欲的な動機にも酌量の余地は乏しいなどとして、被告会社に罰金 800 万円、被告人Ａ及び被告人Ｂに、それぞれ懲役２年６月（執行猶予４年）、罰金 400 万円の判決を言い渡し、被告人Ａに対する上記判決は確定した。

被告会社及び被告人Ｂは控訴したが、平成 26 年１月 17 日、東京高等裁判所は、原判決に法令適用の誤り及び事実誤認があるとはいえず、また、被告会社の量刑不当の主張については、本件は、企業の利益を優先させて、株式の上場等の審査を通じて有価証券の公正な取引を図ろうとする規制をないがしろにするもので、原判決の量刑が重すぎて不当であるとはいえないとして、被告会社と被告人Ｂに控訴棄却の判決を言い渡した。

被告会社及び被告人Ｂは上告し、現在、最高裁判所において公判係属中である。

②　株式会社ニイウスコーに係る虚偽有価証券報告書等提出事件

【平成 22 年３月２日、平成 22 年３月 19 日告発、平成 25 年６月４日決定（最高裁）】

平成 23 年９月 15 日、横浜地方裁判所は、被告人Ａ（当該会社代表取締役副会長）に、懲役２年６月（執行猶予４年）、罰金 300 万円の判決を言い渡した。

被告人Ａは控訴したが、平成 25 年１月 17 日、東京高等裁判所は、被告人Ａの控訴を棄却した。

被告人Ａは上告したが、平成 25 年６月５日、最高裁判所は、上告趣意は事実誤認、量刑不当の主張であって、上告理由には当たらないとして、被告人Ａの上告を棄却し、上記判決は確定した。

（上記被告人Ａと同時に起訴された共犯者Ｂ（当該会社代表取締役会長）は、二審において有罪判決確定）

③　経済産業省審議官による内部者取引事件

【平成 24 年１月 31 日告発、平成 25 年６月 28 日判決（東京地裁）】

平成 25 年６月 28 日、東京地方裁判所は、被告人は、本件犯行当時、経済産業省の幹部職員として本件のような行為に及ぶことは厳に慎むべき立場にあったものであるが、職務上知り得た情報を公益のためではなく私益のために用いて本件犯行に及んだというのは、公益性の高い証券市場の公正さ及び健全さ並びにこれに対する一般投資家の信頼を害し、国家公務員の公務の公正さに対する国民の信頼を傷つけたものとして、厳しく非難され、また、本件犯行が公益性の高い株式取引に関係するものとして、社会に与える影響も軽視できないし、模倣性も低いものではなく、一般予防の必要性もある事案といえるなどの点を踏まえると、被告人の刑事責任は軽視することができないとして、被告人に、懲役１年６月（執行猶予３年）、罰金 100 万円、追徴金約 1,031 万円の判決を言い渡した。

被告人は控訴し、現在、東京高等裁判所において公判継続中である。

④　オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件

【平成 24 年３月６日、平成 24 年３月 28 日告発、平成 25 年７月３日判決（東京地裁）】

平成 25 年７月３日、東京地方裁判所は、被告会社について、長期間にわたり、少数の幹部に重要な経営情報が集中し、経営を監視するはずの取締役会、監査役会等が形骸化していたことがあり、わが国の大規模な公開会社のガバナンスに重大な不信を抱かせた点は厳しく非難されるべきであるなどとして、被告会社に罰金７億円の判決を言い渡し、被告人Ａ（当該会社代表取締役）については、遅くとも平成 13 年にオリンパスの代表取締役に就任した以降、損失隠しの金額や具体的方法について、被告人Ｂ（当該会社監査役）らから定期的に報告を受け、本件の発覚まで一貫して損失隠しを指示・了解し、最終的な責任者として本件犯行の意思決定を行ったもので、その刑事責任は重大であるなどとして、被告人Ａに懲役３年（執行猶予５年）の判決を言い渡し、被告人Ｂについては、一貫して財テクや資産運用を担当し、平成９年に総務・財務部長、平成 15 年以降は取締役として損失隠しに関与し、被告人Ｃ（当該会社取締役）をはじめ部下に対し、損失隠しやその方策を検討させ、歴代社長に報告して了承を取り付け、また自ら外部協力者と打合せを行うなど重要な役割を果たしたのであり、やはりその刑事責任は重いなどとして、被告人Ｂに懲役３年（執行猶予５年）の判決を言い渡し、被告人Ｃについては、長年財務や経営企画部門に所属して損失隠しに関与し、平成 18 年以降は取締役の地位にあり、本件について、オリンパス側の実務担当者として、外部協力者と緊密に打ち合わせするなどして重要な役割を果たしたもので、その刑事責任は重いなどとして、被告人Ｃに、懲役２年６月（執行猶予４年）の判決を言い渡し、上記判決は全て確定した。

（上記被告会社らと同時に起訴された会社役員３名については、現在、東京地方裁判所において公判係属中である。）

⑤　株式会社丸美に係る無届社債券募集事件

【平成 23 年２月９日告発、平成 25 年７月３日判決（福岡地裁）、平成 26 年２月 27 日判決（福岡高裁）】

平成 25 年７月３日、福岡地方裁判所は、本件犯行は、有価証券取引の公正を図り投資家の保護を図るという有価証券届出制度の趣旨に反する行為であり、同時に審理された詐欺罪及び有価証券偽造、同行使罪の事実と併せて、被告人（当該会社代表取締役会長）の刑事責任は重大であって、被告人を相応の期間の実刑に処するのが相当であるとして、懲役６年（実刑）、罰金 300 万円の判決を言い渡し、被告人は控訴した。

被告人は控訴したが、平成 26 年２月 27 日、福岡高等裁判所は、被告人に控訴棄却の判決を言い渡した。

被告人は上告し、現在、最高裁判所において公判係属中である。

⑥　株式会社セイクレスト関係者らによる現物出資制度を悪用した偽計事件

【平成 24 年 12 月 18 日告発、平成 25 年９月 12 日判決（大阪地裁）、平成 25 年９月 26 日判決（大阪地裁）、平成 26 年３月 25 日判決（大阪高裁）】

平成 25 年９月 12 日、大阪地方裁判所は、被告人Ａ（会社役員）について、本件は、会社ぐるみで行われた計画的犯行であり、虚偽事実の公表に先立ち、本件土地の鑑定書や弁護士の証明書、実質的な出資者とされる会社の残高証明及び財務諸表、割当先の長期保有の確約書などを準備し、ジャスダックの担当者に対して虚偽の説明を重ねて審査をかいくぐるなど、巧妙な犯行であって、大規模な第三者割当増資という投資判断に資する重要情報について虚偽の事実を公表したことにより、一般投資家を錯誤に陥れ、投資判断を誤らせるとともに、証券市場の公正性を大きく損なったその責任は重いとした上で、被告人Ａは、本件増資スキームを発案し、共犯者Ｂに持ちかけた上、本件ＩＲの記載内容について、セイクレストの担当者に指導、助言しており、本件犯行を遂行するために重要な役割を果たしたといえ、加えて、セイクレスト株を取得し、これを処分することで多額の利益を得ているとして、被告人Ａに懲役２年６月（執行猶予４年）、罰金 300 万円、追徴金約６億 2,926 万円の判決を言い渡したが、被告人Ａは控訴した。

平成 25 年９月 26 日、大阪地方裁判所は、被告人Ｂ（当該会社元代表取締役）について、上場企業の代表者として、本来であれば証券市場秩序の健全性を確保すべき立場にあるにもかかわらず、共犯者Ａの提案する現物出資による増資スキームの持つ問題性、虚偽性に目を背け、社内外の反対意見や慎重意見にも耳を貸さず、社内において何ら具体化していない共同事業計画を実施する旨の嘘の情報を公表内容に含めているのであって、全体として、虚偽性、背信性が非常に強い犯行というべきであり、また、セイクレストの代表取締役として、現物出資による増資スキームを行うことを決め、同社の役職員に対し、その実現に向けた活動の指示等を積極的に行っていたのであって、被告人Ｂの果たした役割は共犯者Ａに劣らず重要であるため、二人の刑事責任に径庭はないというべきであるとして、被告人Ｂに懲役２年６月（執行猶予４年）、罰金 300 万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

平成 26 年３月 25 日、大阪高等裁判所は、被告人Ａに控訴棄却の判決を言い渡した。

被告人Ａは上告し、現在、最高裁判所において公判係属中である。

⑦　証券会社元執行役員が関与した内部者取引事件

【平成 24 年７月 13 日、平成 24 年８月３日告発、平成 25 年９月 30 日判決（横浜地裁）】

平成 25 年９月 30 日、横浜地方裁判所は、被告人Ａ（証券会社元執行役員）について、本件インサイダー取引の正犯であるＢ（会社役員）へ本件重要事実の伝達をしたことを認

定しつつも、被告人Ａが、自己の犯罪を犯したといえる程度に、本件遂行に重要な役割を果たしたとはいえないとの理由から、Ｂとの共謀は認められないが、Ｂは、被告人Ａから重要事実の伝達を受けて初めて、各銘柄のインサイダー取引を実行する具体的な決意を固めたものと認められるから、本件重要事実の伝達は、金商法 167 条３項の罪の教唆に該当すると認めた上で、被告人Ａは本件犯行当時、証券会社の執行役員という、職務上、保秘性が極めて高いインサイダー情報を取り扱う立場にありながら、その特別な地位を利用し、その立場上知り得た本件３銘柄のインサイダー情報を伝達するなどして、証券市場の公正性と信頼性を大きく損なわせたものであって、その犯行態様は誠に悪質であり、また、インサイダー情報を提供しただけではなく、Ｂが証券会社からインサイダー取引を疑う問合せを受けた場合に備えて、いわゆる模範回答を作成し、さらに、証券取引等監視委員会の強制調査の開始後も、度々Ｂと会って、口裏合わせに応じるなどしており、犯行後の情状も悪く、加えて、本件各犯行の前から、職務上知り得たＴＯＢ又はＭＢＯ情報をＢに提供してきたことがうかがえ、大手金融機関の幹部職員としての倫理観が鈍麻していたといわざるを得ず、その他、本件は証券会社の元執行役員らによるインサイダー事件として大きく報道され、証券市場に対する一般投資家の信頼を大きく揺るがしたものであり、その社会的影響も軽視できないとして、被告人Ａの刑事責任は重大であって、その関与の形態が教唆犯にとどまるとはいえ、正犯者である被告人Ｂの刑事責任を下回るものとはいえないとして、被告人Ａに懲役２年６月（執行猶予４年）、罰金 150 万円の判決を言い渡した。

被告人Ａは控訴し、現在、東京高等裁判所において公判係属中である。

（上記被告人Ａと同時に起訴されたＢについては、一審において有罪判決確定）

⑧　ユニオンホールディングス株式会社株券に係る同社代表取締役らによる相場操縦事件、株式会社テークスグループの実質的経営者による自社株券に係る内部者取引事件

【平成 22 年２月９日、平成 22 年３月 16 日告発、平成 25 年 10 月 25 日判決（大阪高裁）】

平成 24 年６月６日、大阪地方裁判所は、被告人Ａ（会社役員）に懲役３年（執行猶予５年）、罰金 400 万円、追徴金約３億 7,637 万円の判決を言い渡し、被告人Ａは控訴した。

平成 25 年 10 月 25 日、大阪高等裁判所は、相場操縦行為の事実について、被告人Ａから相場操縦行為のための資金提供を受けた旨の共犯者供述等の信用性について、重要な動かし難い事実による裏付けがある上、供述内容を全体としてみても、不自然・不合理な点がなく、供述態度等にも特段の問題はないとして、これらの供述により認められる関連事実を総合し、被告人には故意、財産上の利益を得る目的、共謀があったと認定した一審判決は正当であるとし、また、内部者取引の事実については、被告人Ａは、自らの意向を業務意思決定に反映させるなどしていたという事実関係から、テークスの財務及び人事等の重要な業務執行の決定に関する職務に従事していたものと認められることから、金融商品取引法 166 条１項１号の「その他の従業者」に該当するとの一審判決の認定説示は正当であるとするとともに、本件と一定の関連を有する事案について有罪判決が確定し、その上で、自身にとって不利益な事柄も含めて述べている共犯者が、特に自らの追徴金の納付義務の範囲を慮りながら供述していると窺わせる具体的根拠は見当たらないとして、共犯者との共謀の成立を認定した一審判決に事実誤認はないとして、被告人Ａの控訴を棄却した。

被告人Ａは上告し、現在、最高裁判所において公判係属中である。

（内部者取引事件について上記被告人Ａと同時に起訴された共犯者１名は、一審において有罪判決確定）

⑨　ＡＩＪ投資顧問株式会社による投資一任契約の締結に係る偽計事件

【平成 24 年７月９日、７月 30 日、９月 19 日、10 月５日告発、平成 25 年 12 月 18 日判決（東京地裁）】

平成 25 年 12 月 18 日、東京地方裁判所は、本件の犯行態様は、年金基金に対し、ＡＩＭグローバル･ファンドの買い付けを検討するに当たって基本的かつ重要な情報となるＮＡＶ（ファンド一口当たりの純資産額）や運用実績につき、全く根拠のない虚偽の数値を記した資料を示し､運用実績は好調で純資産額は順調に増加しているなどとうそをついて本件ファンドの買い付けを勧誘した、大胆かつ厚顔無恥なものである上、その欺罔の程度も甚だしく、また、安定的な運用により着実に業績を上げているという勧誘の仕方は、加入員の年金という資金の性質から堅実で安定的な運用を求める年金基金に巧みに取り入るものといえ、非常に悪質であり、さらに、本件は、被告人Ａ（当該会社代表取締役）が本件ファンドの実質的運用を担当するＡＩＪ投資顧問及びその販売を担当するアイティーエム証券の各社員を指揮して遂行した組織的な犯行であり、約３年間にわたって 27 回の詐欺等を繰り返した点で常習的な犯行との評価も免れず、本件各犯行は、いつ損失隠しが明るみに出て破綻してもおかしくない状況下で、上記ファンド、ひいてはＡＩＪ投資顧問関係会社の延命のためになされていたものとみざるを得ず､その意味で一定の計画性があったことも否定できない上に、被告人らがだまし取った金員は、各被害基金の母体企業及び加入員が老後の生活のために積み立ててきた掛金を原資とするものであり､他の要因もあったにせよ、11 の被害基金が解散を検討せざるを得ない状況に陥っていることに照らしても、本件被害の影響は広汎かつ大きいといわなければならないなどとして、被告人Ａに懲役 15 年、被告人Ｂ（当該会社取締役）に懲役７年、被告人Ｃ（証券会社代表取締役）に懲役７年、ＡＩＡ名義の預金債権のうち金約５億 6,884 万円を没収、被告人３名から連帯して約 156 億 9,809 万円を追徴する旨の判決を言い渡した。

被告人３名は控訴し、現在、東京高等裁判所において公判係属中である。

第４　今後の課題

犯則事件の調査においては、市場を取り巻く環境変化に柔軟かつ機敏に対応し、市場監視の実効性の向上を図るべく、以下のような課題に取り組んでいく。

こうした取組みを通じて、証券監視委が悪質な犯則事件を迅速に告発していくことにより、一般投資家や市場関係者等に対して早期に警鐘を鳴らし、同種の事件の再発の抑止に努める。

(1)　重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応

証券監視委は、第８期活動方針（平成 26 年１月 21 日公表。第２章参照）において、重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応を重点施策として掲げ､内部者取引をはじめ、相場操縦、風説の流布・偽計や虚偽記載等のうち重大で悪質な違反行為に対しては、引き続き犯則調査により厳正に対応していく。

また、それらの事案の内容に応じ、捜査当局や海外当局等の関係機関とも連携し、実態の解明や責任追及を行っていく。

実際に、ＭＲＩによる誇大広告事件においては、同社が米国に本社を有し、日本の顧客の資金を米国内で管理していたことから、米国証券取引委員会と密接に連携し、証券監視委からの協力要請を受けた米国証券取引委員会の申立てにより､米国ネヴァダ州連邦地方裁判所から、同州にあるＭＲＩ及びその代表者等に対して資産凍結命令等が出された。

(2)　幅広い犯則類型に対する監視

市場の公正を害する犯則行為には、上記のように内部者取引、相場操縦、風説の流布・偽計、虚偽記載及び虚偽有価証券報告書等提出（粉飾決算）等の様々な類型があるが、いずれも複雑化・巧妙化している。証券監視委としては、これらの犯則類型に幅広く取り組み、効果的・効率的な市場監視に努める。

①　内部者取引事案への取組み

近年、ビジネスモデルの転換・多様化やグローバルな競争の激化等を背景として、上場企業による公募増資や第三者割当増資による資本充実や、マネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）等による非上場化といった様々な動きが見られるが、これらの背後に内部者取引が行われるリスクが潜在している。

証券監視委としては、引き続き重要事実公表前のタイミングの良い取引など内部者取引が疑われる取引の監視に注力するとともに、上記のような内部者取引に係る最近の傾向やリスクにも留意して市場監視を行っていく。また、犯則事件の調査の過程で判明した問題点や告発した事件の特徴・意義については、必要に応じ、自主規制機関、上場会社、関係業界等にフィードバックすることなどにより、内部者取引の発生防止に努めていく。

②　相場操縦事案への取組み

最近の相場操縦事案には、個人のデイトレーダーによるネット取引を利用した「見せ玉」等の手法によるものと、いわゆる仕手筋により組織的に行われるものとの２つの大きな流れがあるが、証券監視委は、取引所とも連携し、問題事例の早期把握に努め、いずれの相場操縦についても、引き続き監視に万全を期していく。

③　粉飾事案への取組み

証券監視委としては、引き続き上場企業の決算情報等の分析・検討に努め、投資者を欺く悪質な粉飾事件の摘発をタイムリーに行い、粉飾の責任を問うべき者については、会社の内外を問わず告発の対象としていく。

また、粉飾は経営不振企業に多い犯則行為であり、それらの企業は資金繰りに逼迫し、不公正ファイナンスを行うリスクも高いので、粉飾事案については、不公正ファイナンスに対する監視と合わせて、複合的な観点から取り組んでいく。

④　風説の流布事案への取組み

近年、インターネット取引の普及と相まって、ネット掲示板等を通じて株式に関する情報が広く取り交わされるようになり、多くの投資家の情報源として利用されている。その一方で、証券監視委に対しては、多くの風説の流布に関する情報が寄せられ、その多くがネット上での風説にかかるものとなっている。証券監視委ではそのような行為を常に監視し、法令に違反する行為があると認められる場合には、厳正に対処していく。

⑶　グローバル化への対応

金融・経済のグローバル化やアジア各国をはじめとする新興市場国の急速な経済発展等に伴い、わが国市場においてクロスボーダー取引や海外資本の参入が広く見られるようになっている。こうした中、内部者取引や相場操縦といった不公正取引に加え、金融商品取引に精通した者による悪質な詐欺的取引が国境を越えて行われる例も出てきている。

例えば、第二種金融商品取引業者であったＭＲＩによる誇大広告事件は、同社は米国ネヴァダ州に本社を有する会社であり、日本の顧客が米国に所在するＭＲＩの管理口座に出資金を直接送金し、ＭＲＩが米国内で当該資金を管理していた中で行われた詐欺的事件と言える。

証券監視委としては、引き続き市場監視の空白を作らずに、このような事件に厳正に対処していくため、米国証券取引委員会をはじめとする海外当局と積極的に連携し、証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）の多国間情報交換枠組み（MMOU）などの国際的な情報交換ネットワークを積極的に活用していく。

(4)　ローカル化への対応

過去に告発した地方在住のデイトレーダーによる複数の相場操縦事件が示すように、ネット取引の進展による証券取引に係る地域的制約の解消や新興上場企業の地方への拡がり等もあって、犯則事件もまた地域的な広がりが見られるようになっている。

このような中、証券監視委は、引き続き各地域の捜査当局や財務局等との連携強化に努め、犯則行為については行為地を問わず、真相を解明し告発を行う態勢をとっていく。

(5)　デジタルフォレンジック運用体制の強化

ＩＴ化が進展する中で、犯則事件の調査においても、パソコンや携帯電話等の電子機器の差押え及び当該電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化といった作業（デジタルフォレンジック）が必要不可欠になっている。

このため、証券監視委においては、デジタルフォレンジックの専門家を積極的に採用するとともに、職員に対し実務的な研修を実施し、ノウハウの習得、蓄積に努めている。また、デジタルフォレンジックに必要な機器やソフトウェアの整備を計画的に実施している。

証券監視委としては、引き続き、人・物両面からのデジタルフォレンジック運用体制の強化に努め、犯則調査をより効果的、効率的に実施していく。

(6)　人材の育成

犯則事件の調査では、犯則嫌疑者等に対する質問調査や押収物件の分析等において、専門的なスキルが必要であり、証券監視委にとってこうしたスキルを備えた人材の育成が重要な課題となっている。

証券監視委としては、引き続き、検察等との人事交流や研修の充実、育成的な観点に立った人事運用により、必要な人材の育成に取り組んでいく。

第９章　建　　議

第１　概　説

公正性・透明性の高い健全な市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、市場のルールが市場を取り巻く環境の変化に対応したものでなければならない。このため、証券監視委は、検査・調査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、市場の実態を踏まえたルール整備が適切に行われるよう、取引の公正確保、投資者保護、その他の公益確保のために必要と認められる施策について、設置法第 21 条に基づき内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

建議は、証券監視委が、検査・調査等の結果把握した事項を総合分析した上で、法規制や自主規制ルールの在り方等について証券監視委としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものであり、証券監視委の行う建議は、規制当局等の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

具体的な建議の内容としては、証券監視委は、取引の実態等から見て現行の法規制や自主規制ルールに改善の余地があるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正又は投資者保護その他の公益を確保する観点から、法規制や自主規制ルールの在り方等について検討すべき課題を示し、その見直しを求めている。

第２　建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置

１　建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置

証券監視委では、平成４年の発足以来、これまでに 23 件の建議を行ってきたところである（附属資料２－７－２参照）。平成 25 年度の建議の実績はないが、平成 24 年度に行った、次の建議に基づき、金融庁において、平成 25 年度に必要な制度改正が行われた。

○ 信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為に係る正確性の確保について

信用格付業者に対する検査において、信用格付業者が信用格付の公表等を行う際に、誤って異なる信用格付を公表等している事例が認められたことから、信用格付業者が信用格付の公表等を行う際にその正確性の確保を求める制度の整備を行う必要がある旨の建議を行った。

これを踏まえ、金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、信用格付業者が整備を求められる業務管理体制の一環として、信用格付の公表等に係る正確性を確保するための体制を規定し、平成 25 年９月２日に施行された。

２　その他の措置

証券監視委は、取引の公正及び投資者保護の確保のため必要と認められる措置等について、建議には至らないが、金融庁の行政部局や自主規制機関との意見交換等を通じて問題意識を伝達して、必要な政策対応を促し、制度改正や自主規制機関における諸規則の改正に貢献するよう努めている。

第３　今後の課題

証券監視委は、金商法等の規定による検査・調査等の結果に基づき、必要と認められる施策について、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させるべく、建議を行うとともに、法令等の改正は要しない案件や、直ちに建議に結びつかない案件についても、金融庁や自主規制機関等に積極的に問題意識を伝達する等の対外情報発信機能を強化し、証券監視委が把握し

た問題意識の共有を図ってきたところである。今後も、積極的にこの取組みを続けることとしたい。

第 10 章　市場のグローバル化への対応に向けての取組み

第１　海外規制当局等との連携及びグローバルな市場監視

証券監視委は、平成 26 年１月に策定した第８期活動方針において、基本的な考え方の柱の１つとして、「市場のグローバル化に対応した監視力の強化」を掲げ、グローバルな市場監視を強化する方針を明らかにし、その中で、国際的な事案への対応力を備えた人材の育成、海外当局とのネットワークの強化を図っていくとしたところである（第２章参照）。証券監視委では、クロスボーダー取引による違反行為に対し、証券規制当局間の情報交換枠組み等を通じた海外当局からの情報提供や、海外当局への調査依頼等により適切な対応を行い、また、市場監視の空白を作らないよう発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していくこととしている。

１　証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）における活動

証券監督者国際機構（以下「ＩＯＳＣＯ」という。）は、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的な機関であり、各国・地域から 201 機関が加盟している（うち普通会員 124、準会員 13、協力会員 64）。証券監視委は、平成５年 10 月に準会員として加盟（注：わが国からは金融庁が普通会員として加盟）した。

ＩＯＳＣＯでは、最高意思決定機関である代表委員会（ＰＣ：Presidents’ Committee）を中心とした総会が年１回開催されており、各国の証券規制当局のトップらが集まり、証券規制の現状や課題について議論及び意見交換を行っている。金融・資本市場におけるクロスボーダー取引が増加する中、わが国における市場監視を適切に行うためには、各国の証券規制当局者間での情報交換及び意見交換を通して国際的な協力関係を深めることが極めて重要であり、証券監視委からも委員が総会に参加している。このほか、地域固有の問題を議論する場となっているアジア太平洋地域委員会（ＡＰＲＣ：Asia-Pacific Regional Committee）にも証券監視委から委員が参加しており、海外関係当局との連携強化に努めているところである。

さらに、ＩＯＳＣＯには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し、実務的な解決策を提案することを目的として、様々な国・地域の関係当局から構成される代表理事会（IOSCO Board）が設置され、その下にはそれぞれの政策課題に関する議論を行う政策委員会（Policy Committee）等が設置されている。証券監視委は、そのうち法執行及び情報交換について議論を行う第４委員会（Ｃ４）に参加している。

Ｃ４では、国境をまたいで行われる、いわゆるクロスボーダー取引を利用した証券犯罪や不公正取引に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っており、平成 25 年度は、不公正取引に対する各国の制裁制度の中で信頼できる抑止力となる要素や、情報交換に関して非協力的な国・地域の当局との対話に係る議論が行われた。また、証券市場におけるサイバー犯罪等最近の動向について情報収集を行い、法執行上の課題を探っている。また、各会合において、各国より規制・法執行上の最近の動向について紹介がなされ、証券監視委からも最近の証券市場における不公正取引事例や、海外証券規制当局との協力の状況について説明を行った。

証券監視委は、証券規制当局間の多国間情報交換枠組み（以下「MMOU」という。）へ署名を申請した当局によりＩＯＳＣＯ事務局に提出された申請書類の審査等を行う審査グループ（ＳＧ：Screening Group）にも参加している。ＳＧにおいては、MMOUが採択されてから 10 年以上が経過し、市場の状況も変化していることから、平成 25 年５月より、MMOUの機能強化に係る検討も行っている。

２　情報交換枠組みの活用

(1)　金融・資本市場におけるクロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化している中、国境をまたいだ各国市場の公正性を害する行為への対応において、証券規制当局間の情報交換は必要不可欠となっている。海外証券規制当局との情報交換の枠組みの構築に関しては、これまで金融庁と中国証券監督管理委員会（ＣＳＲＣ）、シンガポール通貨監督庁（ＭＡＳ）、米国証券取引委員会（ＳＥＣ）及び米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）、豪州証券投資委員会（ＡＳＩＣ）、香港証券先物委員会（ＳＦＣ）並びにニュージーランド証券委員会（ＳＣ）（現・ニュージーランド金融市場機構（ＦＭＡ））との間で二国間の情報の交換枠組みが構築されている。

(2)　MMOUについては、平成 17 年４月、ＩＯＳＣＯコロンボ総会において、ＩＯＳＣＯ加盟当局は遅くとも平成 22 年１月１日までに、MMOUへの署名又は署名を可能とする必要な法的権限を追求する旨の公式のコミットメントを行うことが決議された。その後、平成 22 年のモントリオール総会において、平成 25 年１月１日までに全てのＩＯＳＣＯ加盟当局は、MMOUに署名を行うことが求められ、未署名当局に対しては、ＩＯＳＣＯが署名のための技術支援を行うと共に、同機構のウェブサイトにおいて、署名に向けた制度整備の進捗状況を掲載するという措置が取られた。平成 25 年９月からは、未署名当局の代表者が代表理事会メンバー、地域委員会委員長、政策委員会の議長・副議長といった重要な役職に就くことについての制限、平成 26 年３月以降は、すでに上記役職にある未署名当局の代表者に対する辞任の要求、同年６月からは未署名当局の各政策委員会への参加の停止、同年９月からは未署名当局の議決権の停止等、段階的な措置が取られることになっている。

なお、平成 26 年３月までにMMOUに署名を行った当局（A署名）数は 101、現行法制上直ちに署名することはできないが、署名についてコミットメントした当局（B署名）数は 20 となっている。

わが国においても、金融庁が平成 18 年５月にＩＯＳＣＯに署名を申請し、ＳＧでの審査を受けた後、平成 20 年２月にMMOUへの署名が承認された。これにより、証券監視委は金融庁を通じ、MMOU署名国との間で、法執行上必要な情報を円滑に交換し合うことが可能となった。

(3)　平成 25 年度において証券監視委は、こうした情報交換の枠組みを活用し、わが国市場におけるクロスボーダーの不公正取引に対し、行政処分勧告及び課徴金納付命令勧告を行った。その主なものは以下のとおり。

①　行政処分勧告

○　米国に本店を置くＭＲＩ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ，ＩＮＣ．において、顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等が認められた事案につき、MMOUを利用して情報を入手し、行政処分勧告を行った（第４章第６－２－（２）参照）。

②　課徴金命令勧告

○　内部者取引（１件）

リーマンショック後に集中した大型公募増資案件について、平成 22 年以降、主幹事証券会社の営業員等から重要事実の伝達を受けた内外プロ投資家による内部者取引が行われていたことが複数の事案で判明した。このうち、平成 25 年度には、シンガポール籍のＭＡＭ　ＰＴＥ．ＬＴＤが内部者取引を行った事案につき、MMOUを利用して情報を入手し、課徴金納付命令勧告を行った。（第６章第２－２－⑥参照）

○　相場操縦（２件）

シンガポール籍のジャガーノート・キャピタル・マネジメント・ピーティーイー・リミテッド及び英領アンギラに登記住所を置くセレクト・バンテイジ・インクが、日本の証券市場に上場する複数の事業会社の株式の売買を誘引する目的をもって、各株式の相場を変動させるべき一連の売買等をした事案につき、MMOUを利用して情報を入手し、課徴金納付命令勧告を行った。（第６章第２－２－①、⑦参照）

○　偽計取引（１件）

㈱ウェッジホールディングスの取締役等である課徴金納付命令対象者が、同社株式等の価格の上昇を図る目的をもって、虚偽の内容の公表を行ったほか、資金循環により社債の払い込みを仮装するなどし、同株式等の価格を上昇させた事案につき、MMOUを利用して情報を入手し、課徴金納付命令勧告を行った。（第６章第２－２－②参照）

(4)　以上のほか、証券監視委による市場監視を端緒として海外証券規制当局との情報交換を行った結果、海外証券規制当局が当地の法令に基づき処分を行った事例もあり、着実に実績を挙げてきたところである（附属資料２－８参照）。

３　意見交換

証券監視委は、国際的な金融・資本市場の動向や海外証券規制当局による市場の公正性の確保に向けた取組みを迅速に把握するとともに、証券監視委の取組みに対する理解の促進のため、海外証券規制当局やグローバルに活動する金融機関と積極的に意見交換を行っている。平成25 年度は、米国、オーストラリア、香港、タイ、中国、韓国、モンゴル、インド、マレーシア、ベトナム、ケイマン諸島、英領バージン諸島等の海外証券規制当局と意見交換を行ったほか、グローバルに活動する金融機関、国際的な業界団体等との意見交換を実施した。

第２　体制整備及び人材育成

１　市場のグローバル化に対応した体制整備

証券監視委は、グローバルな市場監視や、国際的な検査・監督の枠組みを活用した検査対応を行うための体制整備を進めてきた。具体的には、国際・情報総括官（次長級）を新設したほか、各課に、国際専門審査官や国際専門調査官といった国際担当の職員を配置し、情報交換枠組みを活用した調査等を行っている。

また、近年、わが国証券市場における取引の多くが、海外投資家によるクロスボーダー取引や内外プロ投資家による取引となっていることを踏まえ、平成23 年８月には、取引調査課に、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引の実態解明を専門に担当する国際取引等調査室を設置し、積極的な対応を行ってきたところである。

２　海外当局への職員派遣及び短期研修への参加

証券監視委は、海外当局における監視や調査・検査手法の習得や、わが国の調査・検査手法・ノウハウの海外当局への紹介のため、これまで、米国ＳＥＣ、米国ＣＦＴＣ、英国金融サービス機構（ＦＳＡ）（現：英国金融行為監督機構）、香港ＳＦＣに対して職員を派遣してきた。

このような取組みの一環として、平成25 年11 月から約３ヶ月間、新たにタイ証券取引委員会に対し職員を派遣した。こうした海外当局への職員派遣を通じ、当局間のネットワークの強化や問題意識の共有を図り、グローバルな市場監視態勢の強化に努めているところである。

また、同様の取組みとして、証券監視委は、海外当局との間で最新の監視や調査・検査手法等に関する意見交換を行うため、米国ＳＥＣ、米国ＣＦＴＣ、シンガポールＭＡＳ、ＩＯＳＣＯ、ＡＰＥＣ等が主催する短期研修に対し、毎年、証券監視委事務局職員を派遣している。

第３　今後の課題

金融・資本市場におけるクロスボーダー取引が増加する中、証券監視委は、わが国の市場における海外の投資家の不公正取引に対して、今後とも、個別の事案に応じて、事案の悪質性、処分の実効性、海外当局の対応等を総合的に勘案し、海外当局とも密接に連携しながら、適切な対応をとることとしていく。

また、グローバルな市場監視や、国際的な検査・監督の枠組みを活用した検査対応を行うため、更なる体制整備や海外当局との人的交流を通じた人材育成を進めるとともに、各国の証券規制当局との協力関係を強化していくことが極めて重要であり、以下のような課題に取り組んでいく必要がある。

(1)　クロスボーダー取引による不公正取引に関し、情報交換枠組みの利用や連携の強化により、海外証券規制当局を通じ、積極的に情報収集を行い、効果的な対応を行う。

(2)　海外証券規制当局や国際機関の行う短期研修への職員の派遣や部内研修の強化等を通じて、国際的な事案に対する対応力を備えた人材の育成を一層進めていく。

(3)　国際会議等における当局間の意見交換等には積極的に参加するとともに、証券監視委の活動に関する海外に向けた情報発信の充実を図る等、国際的な協力関係の強化に努める。

(4)　アジア新興諸国の証券規制当局と積極的に連携を深め、証券検査や法執行のノウハウを提供する等、市場監視体制の整備を支援していく。

第 11 章　監視活動の機能強化への取組み等

第１　市場監視体制の充実・強化

１　組織の充実

(1)　組織の充実

証券監視委の組織については、発足当初は総務検査課及び特別調査課の２課体制であったが、その後の課徴金調査の権限委任、検査権限範囲の拡大などの市場監視機能の充実・強化に伴い、証券監視委の有する機能毎に６課に体制を拡充するなど組織の充実を図っている。

平成 26 年度予算においても、国家公務員全体の厳しい定員事情の中、第二種金融商品取引業者等に係る情報収集・分析体制及び検査体制の強化を大きな柱として増員要求を行った結果、13 人の増員が認められ、証券監視委の平成 26 年度末の定員は 409 人となっている。

財務局等の証券取引等監視官（部門）においては、証券検査体制の整備として 22 人の増員が認められ、平成 26 年度末の定員は 354 人となり、証券監視委の定員と合計すると全体で 763 人となっている。

(2)　民間専門家等の採用

証券監視委は、平成 25 年度において、効果的な市場監視及び職員の専門性向上を図る視点から、証券業務等に関して専門的知識・経験のある者、弁護士及び公認会計士など、合計 26 名の民間専門家を採用し、調査・検査体制を強化している。このような民間専門家の採用は、平成 12 年から実施しており、平成 25 年度末現在 122 名が在籍している。

２　情報収集・分析能力の向上

(1)　証券総合システム（ＳＣＡＮ－Ｓｙｓｔｅｍ）の活用

証券監視委においては、証券取引に係る複雑で膨大なデータを分析し、事実関係を解明する必要があることから、業務支援システムとして、平成５年以降、証券総合システムの開発を行い、業務の効率的運営に努めている。このシステムは、犯則事件の調査、取引調査、開示検査、証券検査や日常的な市場監視、取引審査など証券監視委の業務に幅広く活用される総合的な情報システムであり、平成 13 年度までに基本的な開発を終了したが、業務の効率化の観点から引き続き各機能の見直し・拡充に努めているところである。

(参考) 証券総合システムの主な機能は、「証券会社検査系システム」と「取引審査系システム」に大別される。また、証券総合システムの支援システムとして、「インターネット巡回監視システム（ＳＣＡＮ－ＩＰＳ)」、「電子開示財務内容分析システム（ＳＣＡＮ－ＳＴＡＦ)」及び一般から受け付けた情報を効率的に処理するための「情報管理システム」がある。

(2)　職員研修の充実

証券監視委は、検査・調査等の監視手法に係る様々なノウハウについてＯＪＴや研修等を実施しているほか、金融・資本市場の最新情報について外部講師の講義を行うなど、職員の資質向上に努めてきている。

さらに、取引形態の複雑化・多様化、クロスボーダー取引の増加、取引の高速化等の新たな状況に的確に対応するため、職員に対し新たな金融商品・取引やクロスボーダー取引

に係る調査手法、デジタルフォレンジック等を用いた調査手法に係る研修等の専門的な知識や技術を習得するための研修を実施してきている。

３　監視を支えるシステムインフラの強化

「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」（平成 18 年３月 28 日付金融庁行政情報化推進会議決定）に基づく証券総合システムの次期システム（金融庁業務支援統合システム（平成 26 年度以降、一部稼動開始予定））については、業務の効率化のみならず、ＥＤＩＮＥＴ等におけるＸＢＲＬ導入といった外部環境の変化等も考慮しながら、業務の高度化に寄与するシステムを構築することを念頭に、平成 22 年度までにシステム設計工程が完了した。これを受け、平成 23 年度からシステム開発に着手し、開発の進捗状況に応じ各種検証作業を行っている。

デジタルフォレンジックについては、平成 20 年度より導入についての検討を開始し、平成 22 年度に第一次整備計画として電磁的記録の保全・証拠化環境を整備し、平成 23 年度には第二次整備計画としてデータアナリシス環境の整備を行った。平成 25 年度においては、高度化、大容量化が進むＩＴ機器に対応するために資機材の追加調達を行った。また、資機材の更なる効率的な活用に向けた環境整備として、専用ネットワークを構築した。

第２　市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み

１　概要

証券監視委は、「活動方針」の第三の柱である「市場規律の強化に向けた取組み」の一環として、個人投資家を含めた市場参加者との対話、市場への情報発信の強化を掲げ、市場参加者に対する幅広い情報発信に積極的に取り組んでいる。情報発信の手段としては、意見交換、講演、講義、報道発表、各種広報媒体への寄稿のほか、自身のウェブサイトやメールマガジンを通じ、証券監視委の活動状況等の情報をタイムリーに分かりやすく提供することにより、市場参加者に証券監視委の活動に対する理解を深めてもらうよう努めている。

２　報道機関等を通じた情報発信

証券監視委は、調査・検査に基づき告発・勧告等を行った場合や重要な政策決定を行った場合には、記者への説明等を通じて事案の公表を行っている。その際、単なる事案の説明に止まらず、市場や社会に及ぼす影響等についても説明し、事案の正確な理解と報道を促すよう努めている。さらに、新聞・雑誌・テレビ等の各種媒体からの取材・寄稿等の依頼に対しても、積極的に対応している。

３　市場参加者との意見交換・講演会等の開催状況

証券監視委は、不公正取引等の未然防止等を図る取組みの一環として、市場の公正性確保の上で重要な役割を持つ諸団体との意見交換や市場参加者に対する講演等に積極的に取り組み、証券監視委が有する問題意識の共有等を図っている。

具体的には、全国の各取引所で開催された上場会社コンプライアンス・フォーラムでの講演や各種広報媒体への寄稿を通じて、上場会社等の内部管理態勢の構築のあり方等を発信したほか、金融商品取引業者等、自主規制機関、弁護士、監査法人等に対する幅広い情報発信に取り組むことで、各市場参加者による自己規律の強化へ向けた取組みの促進に努めている。

また、大学や法科大学院等の学生に対しても、講演等を通じ、証券監視委の活動等について説明を行っている。（附属資料２－９参照）

4　ウェブサイトの充実

証券監視委は自身のウェブサイトを通じ、告発・勧告等の概要や講演会・寄稿等の内容等その活動状況に関する情報をタイムリーに発信し、証券監視委の監視活動に関する市場参加者の理解の向上に努めている。また、「メール配信サービス」として、あらかじめ電子メールアドレスを登録した者に対し、ウェブサイトに新たに掲載された告発・勧告等の概要や講演・寄稿等の情報（新着情報）を１日１回配信しているほか、証券監視委の活動状況や問題意識等を簡潔かつ分かりやすくまとめた「証券監視委メールマガジン」を毎月１回配信しており、その登録者数は毎年増加傾向にあり、平成25年度末時点における登録数は約4,000件となっている。（http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/index.html）

また、海外に向けての情報発信を充実させる観点から、英語版のウェブサイトにおいて、パンフレットの英訳版や「証券取引等監視員会の活動状況」の一部を英訳したアニュアルレポートのほか、金融商品取引業者等の検査マニュアルや証券検査基本方針等、海外の市場参加者等の関心が高いと思われる資料についても、その掲載に努めている。

更に、26 年２月には、日本語版ウェブサイトについて、利用者の使いやすさに配慮したレイアウトの見直しを行った。

第３　関係当局等との連携

1　金融庁の関係部局との連携

証券監視委が、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護のため、業務を適切に遂行していくに当たっては、わが国金融・資本市場の規制当局である金融庁との間で問題意識の共有を図ることが不可欠であり、証券監視委としては、種々の機会を通じて金融庁との連携に努めている。例えば、日常的な意見交換等を通じ、その時々の問題点等を幹部及び担当者間で広く共有しているほか、国際的に活動する大手金融機関を対象に設置されている監督カレッジについても、金融庁と連携して海外当局との情報交換を行って対応するなど、市場ルールの監視役としての立場から、市場行政について金融庁と情報交換等を行っている。

また、証券監視委はその業務の一部を財務局長等に委任しており、各財務局等の証券取引等監視官部門は、財務局長等の下でこれらの委任事務等を遂行している。証券監視委では、毎年、市場監視に関する問題点など、全国的に連携が必要な事案に対する問題意識の共有を目的として証券取引等監視官会議を開催している。さらに、不公正ファイナンスに関する問題意識を共有する観点から、金融庁監督部門・企画部門とともに証券取引等監視官・金融商品取引所監理官・証券監査官合同会議（以下「三者合同会議」という。）を継続的に開催するなど、関係部局間での問題意識の共有・浸透に努めている。

2　自主規制機関との緊密な連携

自主規制機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会）は、売買審査や上場管理又はそれぞれの機関に所属する会員の業務の適正性のチェックなど日常的な市場監視活動を行っている。このため、証券監視委は、効率的・効果的な市場監視の観点から、これら自主規制機関の市場監視部門との間で、緊密な連携を図ってきている。

また、市場規律や市場監視機能の強化に向け一層の連携を図るため、自主規制機関との間で、市場監視の現場を巡る様々な問題・課題等について、積極的に議論及び意見交換を行い、相互の問題意識の共有を図っている（附属資料２－９参照）。

具体的には、証券監視委は、各自主規制機関から定期的にその活動状況の報告を受け、意見交換を実施しているほか、日本取引所自主規制法人及び日本証券業協会との間では、広範なテーマについて意見交換会を開催しており、平成 25 年度においては、第二種金融商品取引業協会及び証券・金融商品あっせん相談センターとも意見交換を行った。上記の三者合同会議にお

いても、自主規制機関の担当者を招き、活発な議論及び意見交換を行っている。

さらに、自主規制機関が実施する所属会員に対する監査・考査等と証券監視委の証券検査においても、検査計画の調整を行うなど、連携を強化している。

その他、日本証券業協会では、会員等のコンプライアンスの充実強化を図るため、内部管理統括責任者研修や内部管理統括補助責任者研修等、自主規制ルールに規定された研修を実施しており、証券監視委はこれらの研修に講師として職員を派遣している。また、証券監視委の職員を対象とする研修においても、ノウハウ等の共有化を図るため、自主規制機関の職員が参加している。

第４　今後の課題

市場を取り巻く状況の変化に的確に対応し、より実効性のある効率的な市場監視の実現を図っていくため、証券監視委は全体として以下の課題等に取り組んでいくこととしている。

(1)　組織の充実・人材の育成

金融商品・取引のイノベーションの進展とともに、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化している中で、内外プロ投資家による不公正取引を含め、違法行為の手法も多様化・複雑化しているなど、市場を取り巻く状況は大きく変化している。また、金商法の改正に伴う監視対象の拡大にも対応していく必要がある。

証券監視委として、こうした変化に的確に対応していくためには、組織・人員の充実が必要となるとともに、専門的知識・スキルを備えた人材の育成が重要であり、引き続き他省庁等との人事交流やＯＪＴの活用、職員研修の充実、計画的な任用等により、人材の育成に取り組んでいく。

(2)　情報収集・分析能力の拡大

今後とも市場を取り巻く環境の変化に対応し、幅広く情報を収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視を行っていく。

また、情報の収集・分析態勢等を見直し、リスク・ベースの市場監視の精度・信頼性の向上を図るための態勢を強化する。

さらに、金融商品取引業者等の多様な業態と顧客の特性及び複雑・多様化している金融商品・取引に対するリスク感度を一層高め、これに対応した形で情報の収集・分析能力を強化していく。

(3)　情報発信の充実

これまで行ってきた自主規制機関などとの連携に加え、昨今の第一次情報受領者による内部者取引の増加や未公開株詐欺等の増加などを踏まえ、投資家が不公正取引に手を染めたり、登録を受けていない業者による詐欺的な投資勧誘を未然に防止し、市場の公正性を確保するため、投資家への情報発信・提供を充実強化していく。

また、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促していくため、過去の課徴金事例等に係る積極的な情報発信を行っていく。

さらに、市場監視活動の過程で把握した制度上の論点についても、積極的に金融庁や自主規制機関に伝え、市場ルールの改善に向けた貢献を行う。

加えて、海外に向けての情報発信の充実の観点から、英語版のウェブサイトに掲載する内容の拡充や利用者の使いやすさに配慮したレイアウトの見直しを図ることとしている。

(4)　関係当局等との一層の連携

証券監視委を巡る状況をみると、金商法の施行とその後の数次にわたる制度改正により、証券検査の対象先が多様化するとともに、対象業者数が延べ約 8,000 社の規模となっている。また、詐欺的な営業を行い投資者に被害をもたらす悪質な業者や重大・悪質な不公正取引等に対しては、厳正な対処が求められている。さらに、ネット取引の進展により証券取引に係る地域的制約が解消され、不公正取引の地域的な広がりへの対応も必要となっている。

こうした状況の下、証券監視委がその使命を果たしていくためには、財務局等の監視官部門を含め、限られた人的資源を的確かつ有効に活用し、効率的・効果的で実効性ある市場監視を実施していく必要がある。このため、これまでも日常的な意見交換や各種会議、研修等を通じて、財務局等とは問題意識の共有や監視活動に係る目線の統一を図ってきたが、今後はより一層緊密に連携してその総合力を発揮した実効性の高い市場監視に取り組んでいく必要がある。

また、金融庁や自主規制機関とも積極的に情報交換等を行うなどにより、問題意識の共有を図り、総体としての市場監視活動の強化に取り組んでいくこととしている。

おわりに

証券監視委は、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命として、その職務の遂行に当たっています。証券監視委は、金融庁設置法の規定に従い、毎年の事務処理状況を取りまとめて公表することとされており、この「証券取引等監視委員会の活動状況」（以下「年次公表」）においては、平成25年度中に実施した勧告や告発、市場規律強化に向けた活動状況等を、具体的な事案に即して関連する資料とともに記載しています。

本年次公表が、証券監視委の活動に対する理解の向上や、幅広い市場関係者の皆様の自主的な規律の強化の一助となれば幸いです。

最後に、証券監視委では、情報提供窓口を設置し、投資家の皆様をはじめとする一般の皆様方からの情報を、電話、文書（ファクシミリを含む。）、来訪又はインターネット等により広く受け付けています。内部者取引や相場操縦、風説の流布といった個別銘柄に関する情報、有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった発行体に関する情報、金融商品取引業者による不正行為等に関する情報、疑わしい金融商品・ファンドなどの募集に関する情報などは、証券監視委における活動のための有用な端緒となるものが含まれています。こうした不審な情報を入手した場合には、証券監視委へ積極的に情報提供を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、証券監視委では、年金運用等に関する有用性の高い情報を収集するため、投資一任業者の業務運営の実態等について、実名で情報提供いただける方を対象として、専用窓口「年金運用ホットライン」を設置しており、特に詳細な情報提供をいただけるときは、年金運用の専門家が対応することとしています。

さらに、こうした情報提供の窓口のほか、公益通報専用の通報・相談窓口を設置しています。公益通報者保護法に基づき、内部の労働者の方が、公益のために労務提供先の法令違反行為を通報したときは、そのことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されます。

ぜひこれらの窓口をご利用いただき、情報提供を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。